



神奈川県

KANAGAWA

平成27年度 国の施策・制度・予算に関する提案

(個別的提案)

平成26年7月

神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日ごろから格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

国の金融・財政政策の効果などにより、景気は緩やかな回復基調が続いているところでありますが、力強い経済成長につなげていくためには、一層の施策が求められています。

本県では、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を目指し、総合計画「かながわグランドデザイン」に掲げた政策を着実に推進しています。本年度は、計画の仕上げの年度として、来るべき超高齢社会に対応する「ヘルスケア・ニューフロンティア」をはじめ、地域経済のエンジンを回す施策を加速化させて取り組んでおります。

併せて、こうした施策展開を可能とする財政基盤の確立に向けて、徹底的な行政改革をはじめとする「神奈川県緊急財政対策」に取り組み、当面の財源不足については、解消の目処をつけました。

しかし、山積する政策課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠です。

また、先に本県の全域が指定された国家戦略特区における取組など、本県の政策を一層推進するためには、国による施策・制度の改革が必要なものが少なくありません。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、平成27年度の予算編成及び施策の展開にあたり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成26年 7月

神奈川県知事 高橋祐治

平成27年度国の施策・制度・予算に関する提案

個別的提案事項一覧

I 地方分権

- 1 地方公共団体金融機構への納付金制度の見直し
- 2 地方交付税の算定の見直し
- 3 住民投票制度の整備
- 4 地方自治体の契約方法の拡大

II エネルギー・環境

- 5 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進
- 6 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進
- 7 建設発生土対策の確立
- 8 光化学スモッグ対策の推進
- 9 自動車交通環境対策の推進
- 10 化学物質対策等の推進
- 11 特定外来生物に指定された鳥獣の防除の推進
- 12 鳥獣被害対策の推進を図るための鳥獣被害防止特措法の拡充
- 13 動物検知通報システムにおけるキャリアセンス機能の規制緩和等
- 14 動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和
- 15 管理捕獲従事者に係るライフル銃の所持許可の適用

III 安全・安心

- 16 庁舎等の公共施設の津波対策・浸水対策の充実
- 17 建築物の耐震化の推進
- 18 治水対策等の推進
- 19 土砂災害防止対策事業の推進
- 20 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり
- 21 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進
- 22 鉄道施設の安全対策の推進
- 23 防災情報等の伝達手段の充実強化
- 24 気象情報等の受伝達体制の整備
- 25 消防救急無線の整備に係る支援策の充実
- 26 消防の広域化に対する支援の強化
- 27 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援
- 28 災害救助法の求償制度の見直し
- 29 災害時の医療対策等の充実
- 30 被災した住宅の再建支援の充実強化
- 31 被災県外避難者への支援に係る財政措置

- 32 被災地への任期付職員の派遣に対する支援
- 33 国の責任による放射能検査等の実施
- 34 旧日本軍の危険物への適切な対応
- 35 大規模災害などに備える災害対応力の強化
- 36 事件・事故のない安心して暮らせる地域社会づくりの推進
- 37 警察用航空機の増機
- 38 デジタルフォレンジックに係る基盤の強化
- 39 警察官の増員
- 40 統計報告における動物の殺処分の定義及び集計方法の変更
- 41 地方消費者行政の充実強化

IV 産業・労働

- 42 小規模企業の設備投資に対する支援の推進等
- 43 中小企業に対する金融支援の推進
- 44 中小企業高度化事業の支援内容の充実
- 45 観光における新たな広域連携の推進支援
- 46 外国人観光客の誘客促進
- 47 物産の海外販路拡大について
- 48 世界農林業センサスの拡充
- 49 畜産業の経営維持・安定及び防疫態勢整備
- 50 燃油価格高騰対策の継続実施
- 51 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤回
- 52 県産木材の利用の促進
- 53 ニート等の若者に対する就労支援施策の継続
- 54 精神障害者の雇用促進
- 55 安定した雇用の実現に向けた取組の推進
- 56 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 57 いわゆる「ブラック企業」の根絶に向けた実効性のある施策の推進

V 健康・福祉

- 58 福祉サービス水準の確保・向上に向けた制度の適切な運用
- 59 補装具費の対象拡大
- 60 ホームレスの自立の支援等の推進
- 61 シックハウス対策の推進
- 62 自殺対策の充実
- 63 不妊治療に対する医療保険の適用拡大等
- 64 妊娠4か月未満で亡くなった胎児の取扱い
- 65 介護保険制度の円滑な運営
- 66 国民健康保険制度の安定化
- 67 高齢者保健福祉施策の充実

- 68 障害者に対する所得保障に係る措置の実施
- 69 発達障害児者への支援の充実
- 70 障害福祉サービスにおける相談支援の充実
- 71 地域の実情に応じた医療提供体制改革の推進
- 72 保健・医療体制の充実
- 73 救急医療体制の整備
- 74 精神科救急医療事業の充実
- 75 肝疾患対策等の推進
- 76 登録販売者試験における実務経験証明の不正防止対策の強化
- 77 看護人材の養成、確保、定着対策の充実

VI 教育・子育て

- 78 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行
- 79 ひとり親世帯への支援の充実
- 80 児童虐待対策の拡充
- 81 義務教育費国庫負担金の拡充
- 82 教職員定数の充実
- 83 インクルーシブ教育の推進
- 84 特別支援学校における看護師等の配置
- 85 障害のある児童・生徒の通学支援の充実
- 86 全国学力・学習状況調査の悉皆による継続実施
- 87 児童・生徒の不登校等に対応した取組の充実
- 88 青少年を取り巻く社会環境の健全化
- 89 公立学校の施設整備の充実
- 90 私立学校助成等の充実
- 91 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算
- 92 長期的に安定した高等学校奨学金の運営
- 93 専門高校の施設設備の充実

VII 県民生活

- 94 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し
- 95 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進
- 96 旅券発給業務の財源確保
- 97 外国人看護師・介護福祉士候補者への支援
- 98 原爆死没者等慰霊事業(被爆70周年事業)に対する支援
- 99 男女共同参画社会実現のための施策の推進
- 100 女性の活躍推進
- 101 配偶者からの暴力被害者等支援の総合的な推進
- 102 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実
- 103 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充

- 104 マイナンバーの円滑な運営の推進
- 105 地上デジタル放送への移行による新たな難視対策
- 106 情報セキュリティ対策の推進

Ⅷ 県土・まちづくり

- 107 社会資本整備予算の確保
- 108 地籍調査事業の国費負担割合の引上げと調査の委託制度の拡充
- 109 公共用地の取得に関する制度等の改善
- 110 小型船舶等の不法係留対策の推進
- 111 「みどり」の保全と都市公園の整備の推進
- 112 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用(国営公園の早期設置)
- 113 バス交通に係る生活交通確保支援事業の推進
- 114 インターチェンジ接続道路の整備推進
- 115 多様な交流・連携を支える一般幹線道路網の整備推進
- 116 下水道事業の推進と良好な環境の創造
- 117 計画的な市街地整備の推進
- 118 公営住宅制度の抜本的見直し
- 119 総合的な住宅政策の推進
- 120 「地域資源を活用したにぎわい拠点づくり」に資する交通インフラ整備の促進

1 地方公共団体金融機構への納付金制度の見直し

提出先 総務省

【提案項目】

地方公営競技の財政を健全化し、収益金の配分による地方財政への寄与を推進するため、地方公共団体金融機構への納付金制度について、次の措置を講じられたい。

- 1 構成団体への収益金の配分による地方財政への寄与という地方公営競技本来の使命を果たす上での妨げとならないよう、廃止を含めた制度の抜本的見直しを行うこと。
- 2 現行制度の期限である平成27年度以降も存続する場合は、そのあり方について地方公営競技主催者と協議を行い、同意を得ること。
- 3 その際、厳しい経営環境にある地方公営競技の実情に鑑み、各主催者の負担額を現行制度より軽減すること。

【提案理由等】

地方公共団体金融機構への納付金制度は、公営競技を施行する地方自治体（以下「施行団体」）とその他の団体との財政の均てん化を図るため、公営競技の収益の一部を同機構に納付し、納付金を公営企業に係る地方債の利子の軽減に活用する制度であり、昭和45年度に10年間の時限で創設され、その後5次にわたる期限延長が行われ今日に至っている。

しかしながら、公営競技の売上は、平成3年度をピークに減少を続け、長年の不況や国民のレジャーの多様化などにより、各主催者とも極めて厳しい経営状況におかれている。そうした中で、各主催者は経営改善に向けて全力で取り組んでいるが、この納付金を納付した上で、さらに施行団体に繰り出すための収益を確保することは極めて困難であり、現行の納付金制度は、地方財政の均てん化を図るという創設当時の目的から乖離している。

このため、廃止を含めた制度の抜本的な見直しが必要である。

やむを得ず、この制度を延長する場合においては、地方公営競技主催者と十分な協議を行いその同意を得るとともに、納付金の算定における控除額の大幅な引上げや売上ではなく施行団体への繰り出金の一定割合を納付する制度への転換などにより各主催者の負担を軽減することが必要である。

2 地方交付税の算定の見直し

提出先 総務省、財務省

【提案項目】

地方交付税の算定の見直しにあっては、大都市圏特有の財政需要を反映するほか、介護・措置・医療関係費などの適切な算定を行うこと。

【提案理由等】

本県は、大都市圏に位置し、土地価格が高いなど、行政コストが割高になる特徴があるにもかかわらず、地方交付税の算定では、こうした経費が的確に算入されているとは言い難いことから、確実に反映できるよう算定方法の見直しが必要である。

また、高齢社会の進展に伴い、大都市圏では、今後、介護・措置・医療関係費などの財政需要の大幅な増加が見込まれるため、適切な算定を行う必要がある。

3 住民投票制度の整備

提出先 総務省

【提案項目】

都道府県の住民投票を円滑に実施するため、市町村選挙管理委員会との協力関係を規定するとともに、投票の対象や投票結果の効力等を条例に委ねる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。

【提案理由等】

都道府県が住民投票を実施するためには、投票資格者名簿の調製や投開票事務の執行など、公職選挙の仕組みを活用しなければ現実的に実施は不可能であり、市町村の協力を得ることが不可欠である。

地方自治法に規定された事務の委託等の方法により、現行法制度の下でも市町村の協力を得る方策はあるが、知事と市町村長とが協議の上で規約を定めることや、それぞれの議会の議決が必要など安定した手法とはいえず、都道府県の住民投票を円滑に実施するためには、地方自治法や公職選挙法など関係法令の改正が必要である。

4 地方自治体の契約方法の拡大

提出先 総務省

【提案項目】

地方自治体の契約の締結について、「せり」による競争で最も安い価格を申し出た者と契約を締結することができるよう、法改正など必要な措置を講じること。

【提案理由等】

地方自治法では、動産の売払いで特に必要な場合について、「せり売り」が認められているが、「せり」による競争で、最も安い価格を申し出た者と契約を締結する方法、いわゆる「せり買い（リバースオークション）」による契約方法は定められていない。

この「せり買い」による契約は、現行の入札方式に比べて、物品等の調達コストを削減できる方法であり、実際に民間では実績を上げている。このため、国においては、物品の購入等について試行が実施されたところである。本県においても、財政が厳しい中、経費削減を図るため、平成23年度以降実施したところ、大きな効果が得られた。

しかし、地方自治体がこの方法により契約を締結するためには、入札の手續を擬制する必要があり、「せり」部分について民間事業者に委託するなど、新たな手續や経費が必要となる。

したがって、地方自治体が直接「せり買い」を実施でき、手續が簡素化できるよう、地方自治法の改正等が必要である。

5 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進

提出先 経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

廃棄物の発生抑制及び資源化を図るため、次の措置を講じること。

1 3R対策の充実強化

資源の有効利用と、廃棄物となった場合の適正処理については、国民・事業者・行政の連携、協力が必要であるが、対象が多様な商品にわたることから、拡大生産者責任に鑑み、事業者を中心とした製品、容器等の設計の工夫、回収、循環的な利用等の取組を進める必要がある。

こうした観点から、製造段階・流通段階・排出段階における3R対策の充実強化に向けて、関係業界への指導を徹底すること。

また、普及が進んでいる太陽光発電関連機器のリサイクルと適正処理の方法の検討を加速すること。

さらに、持ち去り等不正に資源物を回収する業者の罰則等の規定等を整備することにより、市町村における資源物の回収が円滑に進むよう、国において必要な措置を講じること。

2 容器包装リサイクル法の見直し

容器包装リサイクル法については、事業者に対して容器包装の削減に関する数値目標を設定するとともに、分別収集等に係る市町村と事業者の役割分担及び費用負担について、更なる見直しを図ること。指定法人が行う再商品化にあつては、市町村による再商品化手法の選択、再商品化手法ごとの品質評価基準の制定、市販の収集袋を異物とする取扱いの見直し、再商品化合理化拠出金の配分要件の緩和などに努めること。

また、業界に対して、分別しやすい商品づくり、リサイクル判別しやすいようなマークの表示について指導を行うとともに、一定割合以上のリターナブル容器の使用を義務付け、回収する仕組みの構築やデポジット制度の早期導入など、事業者による回収ルート確立を図ること。

さらに、容器包装以外のプラスチック製品も対象とするよう、法制度の見直しを行うこと。

3 家電リサイクル法の見直し

家電リサイクル法については、家電製品の不法投棄防止を図るため、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること。

また、不法投棄された対象機器の処理費用を、市町村ではなく事業者の負担とする制度を確立すること。

4 建設リサイクル法の推進

建設廃棄物の削減や再資源化を促進するため、建設リサイクル法については、建設汚泥処理土を特定建設資材に追加するとともに、特定建設資材について再資源化の内容等を把握できるよう法制度の整備を図ること。

また、建設汚泥処理土以外の建設汚泥再生品について、品質基準を明確に設定するなど、リサイクルを促進するための仕組みの充実を図ること。

さらに、建設発生木材については、円滑な再資源化が行われるよう、防腐・防蟻処理された木材の適切な判別・分離方法を確立すること。

5 有用金属等の分別回収に係る経費に対する財政支援等

有用金属等の希少資源の確保は、国の責任において実施されるべき政策であるが、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律により有効に政策目的を達するためには、多くの市町村の参加が不可欠である。

こうした観点から、市町村が制度に参加するに当たり必要な初期投資に係る経費に加え、市町村が安定・継続的に分別回収を行うために必要な経費についても、国において財政的な支援を行うこと。

さらに、制度の定着に向けて必要な普及啓発を積極的に行うこと。

6 熔融スラグ等の再資源化の需要拡大に向けた措置

熔融スラグ、エコセメントなどの再生資材の需要拡大に向けた所要の措置を講じるとともに、日本工業規格に適合した熔融スラグは、製造する市町村の公共工事以外で利用される場合にも、廃棄物の処分に該当しないよう措置すること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の発生抑制、資源化の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

6 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 適正処理の推進

- (1) 産業廃棄物処理業の処理施設等において、事業者の倒産や許可の取消による廃棄物の放置など不測の事態により周辺環境被害が生じた場合等を想定し、被害者救済及び事業者等によって放置された廃棄物の撤去を目的とした強制加入保険制度や保証金・供託金制度等を廃棄物処理法で創設すること。
- (2) ブロック及びレンガ等については、多くの市町村で処理に困難をきたし、また、カセット式ガスボンベ等の廃エアゾール製品については、充填物の残留による事故が発生しているため、拡大生産者責任の観点から、廃棄物処理法第6条の3第1項の規定による適正処理困難物に指定の上、業界による回収の仕組みの構築を促すこと。
- (3) すべてのPCB廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」に定める処理期限の平成39年3月31日までに、安全かつ確実に処理できるよう、国が責任を持って処理体制を整備・充実すること。
- (4) アスベスト廃棄物の無害化処理認定が進んでいないことから、国の主導により、処理技術を確立し、実効性のある処理体制を構築すること。
- (5) 海岸漂着物等は、国外からの漂着や河川経由等による原因者不明ごみが含まれ、引き続き国が責任をもって継続的な対応を図る必要があることから、平成26年度を時限としている海岸漂着物地域対策推進事業について、平成27年度以降も継続するとともに、漂流ごみや海底ごみの回収・処分についても支援制度に含めること。
さらに、海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため、必要な法制の整備を早期に行うこと。
- (6) 大規模災害で発生する災害廃棄物の処理については、発生後から迅速な対応が行えるよう、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化や処理に当たっての連携・協力体制を明らかにする必要があることから、今後、国が地域ブロックごとに策定する行動計画の検討に当たっては、大規模災害が想定される自治体の意見を尊重すること。

2 市町村の廃棄物処理施設整備への財政的支援の充実

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額を確保するとともに、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備については、全て交付対象に加えるなど、交付対象を拡充すること。
- (2) 焼却施設の適正な解体を促進するため、廃棄物焼却施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うこと。
- (3) 再生可能エネルギー導入促進の観点から、廃棄物系バイオマスによる発電施設など、市町村が行う廃棄物系バイオマスの利活用に資する施設整備の促進を図ること。

3 不法投棄の防止対策の推進

不法投棄の原状回復に向けた産業廃棄物適正処理推進基金を拡充すること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

また、不法投棄を許さない地域づくりに向けて、条例を制定するとともに、不法投棄の未然防止対策や原状回復に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、産業廃棄物適正処理推進基金の拡充等を図っていく必要がある。

7 建設発生土対策の確立

提出先 総務省、法務省、国土交通省

【提案項目】

建設発生土の適正処理を実効あるものにするため、次の措置を講じること。

1 建設発生土の適正処理に関する法律の制定

建設発生土の適正処理については、県域を越える課題と捉え、建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

(1) 建設発生土を発生地から搬出する場合、あらかじめ処理計画を作成し、行政庁に届出することを義務付ける仕組みを設けること。

さらに、当該届出の情報を地方自治体が情報共有できる仕組みを設けること。

(2) 建設発生土の搬入については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。

(3) 不適正な処理を行った者に対する罰則規定(法人重課を含む。)を定めること。

2 地方自治法の罰則規定の強化

1の措置を講じるまでの間、条例により、不適正な処理を行った者に対する処罰を十全に行えるよう、地方自治法の罰則規定を強化改正すること。

【提案理由等】

建設工事等に伴って発生する建設発生土は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」により再利用すべき資源として位置付けられているが、首都圏では再利用の量を上回る建設発生土が発生している。

建設発生土の運搬、埋立て等の処理について規定する法律がないことなどから、一部の建設発生土は不適正に放置され、土砂の崩壊や流出等により、県民生活に不安が生じている。

そこで、本県では「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」を平成11年10月から施行し、土砂埋立行為を許可制にするとともに、県内においては建設発生土の搬出について届出を要することとし、不適正な処分地に、建設発生土が搬入されないよう規制している。

1 当該規制では、県外で発生した建設発生土が県域を越えて、県内の不適正な処分地に流入してくることは規制できないなど条例での規制には限界があるため、国レベルでの建設発生土の適正処理に関するルールづくりが必要である。

2 条例において不適正な処理を行った者に対する罰則規定を定めているが、地方自治法は、条例で科す罰則に上限規定(第14条第3項(2年以下の懲役・100万円以下の罰金))を設けており、当該上限規定は、故意に大量の建設発生土を違法に投棄し、多額の不当な利益を得る者などに対する罰則として、抑止力・感銘力を発揮するために十全ではない。このため、1のルールづくりを講じるまでの間、当該上限規定を改め、条例で罰則(法人重課を含む。)を強化できるようにすることが必要である。

(神奈川県担当課：県土整備局建設リサイクル課)

8 光化学スモッグ対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

光化学スモッグ対策については、法規制や事業者の自主的な取組により、原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制などを進めてきたが、本県の光化学オキシダント濃度は上昇傾向にあり、平成25年度は注意報の発令が大幅に増え、被害届出者数も増えたことから、今後の対策について早急に結論を出し、有効な対策を講じること。

【提案理由等】

光化学スモッグ対策については、平成22年度までに、工場等の固定発生源からの揮発性有機化合物（VOC）の排出量を、平成12年度比で3割抑制することで、光化学スモッグ注意報の発令レベルを超えない測定局の割合が約9割まで向上すると国の見込みの下で、取組みを推進してきたところである。

しかしながら、光化学オキシダント濃度は平成12年度以後、上昇傾向にあり、特に平成25年度は、注意報の発令回数は16回、被害届出者数は75人と大幅に増えている。

現在、国において、PM2.5及び光化学オキシダントの総合的な対策の推進として、発生源・生成機構の把握や効果的な対策の検討を進めているが、この検討について、早急に結論を出し、光化学オキシダント濃度の低減につながる有効な対策を講じる必要がある。

神奈川県における光化学注意報発令回数等の推移

区分 \ 年度	12	～	17	～	22	23	24	25
発令回数(回)	10	～	7	～	10	5	5	16
発令レベルを超えない測定局の割合(%)	48.2	～	13.1	～	5.0	26.7	55.0	6.8
昼間の光化学オキシダント濃度(ppm)	0.038	～	0.043	～	0.046	0.042	0.045	0.048
被害届出者数(人)	48	～	276	～	26	1	0	75

9 自動車交通環境対策の推進

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

自動車交通環境対策を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 最新規制適合車や低公害車への切替えの促進に向けた事業者への支援等
最新規制適合車や低公害車への切替えが着実に進むよう、引き続き事業者への支援を行うとともに、荷主が配送の際に低公害車の利用を求める仕組みを広く普及すること。
- 2 交通量・交通流対策の一層の推進
自動車NO_x・PM法に基づく「総量削減計画」における局地汚染対策として、交通量・交通流対策を一層推進すること。
- 3 ITSの活用推進
大気汚染に配慮した道路利用・自動車利用を促進するため、カーナビ等を通じて大気汚染物質の高濃度情報等を提供する等、高度道路交通システム（ITS）の活用推進に取り組むこと。

【提案理由等】

- 1 本県では、二酸化窒素（NO₂）と浮遊粒子状物質（SPM）の大気環境基準を継続的・安定的に達成するため、平成25年4月に自動車NO_x・PM法に基づく「総量削減計画」を策定し、取組を開始したところであるが、計画の目標を達成するためには、旧型車両を最新規制適合車や低公害車に切替えしていくことが前提となっており、着実な切替えが促進されるよう、事業者に対する支援を行う必要がある。
さらに、国や地方公共団体等が物品納入の際、低公害車の利用を求める仕組みがあるが、この考え方を広く荷主にも普及することで、一層の切替え促進が期待できる。
- 2 「総量削減計画」では、平成27年度までに、NO₂及びSPMに係る大気環境基準を達成することを目標としており、交通量が集中している川崎市内の一部の地域において、局地汚染対策を推進することとしている。
当該地域の自動車排出ガスを削減するためには、走行車両の集中化を抑制する必要がある、その施策として環境ロードプライシング割引が実施されているが、継続的・安定的に環境基準を達成するには、一層の交通量・交通流対策を進める必要がある。
- 3 局地汚染対策地域を走行する運送事業者や荷主等による自主的な取組を促す手法が有効と考えられることから、高度道路交通システムの活用推進により、当該地域の走行回避等、大気汚染に配慮した道路利用・自動車利用を促進する必要がある。

(神奈川県担当課：環境農政局大気水質課)

10 化学物質対策等の推進

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

化学物質対策等を推進するため、次の措置を講じること。

1 化学物質対策

化学物質による環境リスクを低減するため、化学物質の人体等への影響に係る調査研究を推進するとともに、化学物質対策の基本理念を明確化し、社会的な取組が総合的に進むような法制度を整備すること。

2 土壌・地下水汚染対策

改正土壌汚染対策法が平成22年4月から全面施行され、有機塩素化合物や重金属等の化学物質により汚染された土地を発見する機会が増加したことから、汚染土壌の処理や地下水の浄化を適切に促進するため、土地所有者等に対する支援制度の充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 化学物質対策を進めるにあたり、化学物質に対する事業者や国民の理解を促進する必要があるが、現状個別法（化学物質排出把握管理促進法や化学物質審査規制法など）ごとに対象となる化学物質や規制の方法等が異なるため、化学物質対策の基本理念を明確化し、社会全体での取組が総合的に進むような法制度の整備を進める必要がある。
- 2 有機塩素化合物や重金属等の化学物質に汚染された土壌による人の健康被害を防止するためには、汚染範囲の調査やそれに基づく措置、地下水の浄化対策が必要である。これら調査・対策は、土地所有者等の義務とされ、土地所有者等が汚染原因者でない場合であっても課されることから、円滑な調査や適正な汚染土壌対策が進まない状況にある。このため土地所有者等への財政的支援制度を充実させる必要がある。

11 特定外来生物に指定された鳥獣の防除の推進

提出先 林野庁、環境省

【提案項目】

アライグマ等の特定外来生物の繁殖と生息域が急激に拡大しており、在来種への影響は深刻になっている。特定外来生物の防除について、外来生物法に定める国の責務と役割が十分に果たされておらず、実態として地方自治体が行っていることから次の措置を講じること。

1 財政負担・技術的支援の実施

国は地方自治体が行う特定外来生物の防除に対して必要な財政負担を確実に行うとともに、特定外来生物の種類ごとに根絶を目的とする効果的な捕獲方法の確立や技術支援を行うこと。

2 国による防除の実施

国有林など国が管理する地域における防除については、国が主体的かつ率先して取り組むとともに地方自治体との連携を図ること。

【提案理由等】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」において、生態系等への被害防止に努めるための防除を国が主体となって行い、地方自治体が防除を行う場合には国の確認を受けることとされているが、国の取組はごく限定されたものにとどまっているため、法に基づく国の責務を踏まえ必要な措置を講じる必要がある。

1 特定外来生物の捕獲や処分、普及啓発などについては、実態として地方自治体の負担により実施しているため、国において必要な財政負担を確実に行うべきである。

また、防除に当たっては、生態系被害の評価方法やモニタリングの手法、具体的な被害予防策などについて、国による各種マニュアル整備などの取組を基本として、国、地方自治体、民間団体、住民等多様な主体が協調して実施することが有効であるため、国は、さらにこれまで蓄積している特定外来生物の根絶に繋がる技術や先進的な取組の情報提供及び防除に必要な技術支援を行う必要がある。

2 国有林など国が管理する地域における防除については、管理者として国が主体的かつ率先して取り組む必要があるとともに、特定外来生物の生息状況などの情報を地方自治体と共有するなど連携しながら効果的な防除を行う必要がある。

12 鳥獣被害対策の推進を図るための鳥獣被害防止特措法の拡充

提出先 農林水産省、環境省

【提案項目】

野生鳥獣による農作物被害の深刻化に対応した地域での被害対策の一層の推進を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金の定額交付金（国費10/10）の上限金額の引上げを行うこと。

【提案理由等】

鳥獣被害防止総合対策交付金で行うソフト対策については、鳥獣被害対策実施隊が中心となっ
て行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組、農業者団体等民間団体の取組に
ついて、定額での支援が受けられることとなっている。しかし、現在、上限金額が200万円とな
っており、十分な対応がとれないことから、野生鳥獣による農作物被害の深刻化に対応し、地域
ぐるみの被害防止活動等の被害対策の一層の推進を図るためにも、上限金額の引上げを行い支援
の強化を図る必要がある。

13 動物検知通報システムにおけるキャリアセンス機能の規制緩和等

提出先 総務省、環境省

【提案項目】

ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル等、山間部で生息し広域を移動する野生動物の行動調査と被害防除対策を適切に実施するため、動物検知通報システムについて、次の措置を講じること。

1 キャリアセンス機能の規制緩和

平成24年3月26日付け平成24年度総務省告示第88号で規定された動物検知システム用無線設備に係るキャリアセンス機能（送信機から送信を開始する前にそのチャンネルが他の無線機で使用されていないかどうか調べ、使用されている場合は他のチャンネルに切り替えるか停止する機能）の規制を緩和すること。

2 ID識別符号の長さの短縮

動物検知システムにおいて強い信号のため方位探査を難しくしているID識別符号の長さを必要最小限に短縮すること。

3 チャンネル数の拡大

動物検知通報システムのチャンネル数を増加する等の拡大を図ること。

【提案理由等】

1 動物検知通報システム用特定小電力無線局（以下、「動物検知通報システム」という。）の空中線電力は、平成20年8月に「10mW以下」から「1W以下」に引き上げられ、10mW以上の場合は、他の無線局との混信防止のため「キャリアセンス機能」の搭載が義務付けられた。

本県では、ニホンジカ、ツキノワグマ及びニホンザルについて動物検知通報システムを活用し、行動域調査等を行うが、特に、ニホンジカとツキノワグマは、山間部を広域に移動しながら生息し、10mWの無線局では、電波の受信範囲が狭く、方位探査による行動調査はほぼ不可能という実態がある。10mWを超える無線局では、同じ山域で複数のニホンザルの群れと複数のニホンジカ、ツキノワグマを追跡することとなるため、同じ周波数の無線局を装着した個体が混在し、キャリアセンス機能による発信停止等で、行動調査が大変困難となる事態が予想される。このため、キャリアセンス機能の義務付けを、山間部での方位探査による動物行動調査が可能となる電力のレベルまで引き上げるための総務省告示の改正が必要である。

2 動物検知システムでは、強い信号で発信されるID識別符号によって、受信機の受信音や信号強度を示すSメータが著しく乱れ、方位探査が困難となっている。ID識別符号には個体識別などのための情報を乗せているが、未使用の領域もあるので、方位探査をしやすいするため、長さを必要最小限に短縮する必要がある。

3 同じ山域でニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル等の個体を識別し、行動調査を行うためには、電波法施行規則及び標準規格で規定された動物検知通報システムのチャンネル数の拡大又はID識別符号に対応し山間部での動物の行動追跡調査に適用できる受信機が普及するまでの一定期間チャンネル数を増やす等の支援策を講じることが必要である。

（神奈川県担当課：環境農政局自然環境保全課）

14 動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

動物生態調査用遠隔測定発信器について、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ等山間部で生息し広域を移動する野生動物の行動調査と被害防除対策を適切に実施するため、火薬類取締法第17条に規定する「譲渡又は譲受の許可」の適用除外とすること。

【提案理由等】

野生動物調査用に用いられる首輪型の遠隔測定発信器（以下、法令上の略称を用いて「発信器」という。）には、首輪を首から取り外す仕組みとして、火薬類が用いられることがあることが、平成24年度の経済産業省の調査により判明し、火薬を使用した発信器は、火工品として火薬類取締法の規制対象とされた。

近年、野生動物による農林水産・人身・生活被害が社会問題化しており、適切な対策を行うためにニホンジカを始めとする野生動物に発信器を装着し、その行動を追跡して生息域や行動特性などを把握する行動調査が不可欠となっている。

発信器による行動調査を行うためには、野生動物を生体捕獲する必要があるが、野生動物が捕獲されるのはその時々状況によるものであり、発信器の装着は、その状況に応じた臨機応変な対応が求められる。

特に、ツキノワグマについては、本県では地域住民等の安全を最優先しつつ、絶滅危惧種としての保全も図る必要があるため、人里に執着する個体を檻で捕獲し、発信器を装着して奥山で放獣することとしており、人身被害を防止する観点から、動物の出没状況に応じて臨機応変に対応し、一連の作業を円滑かつ迅速に実施することが求められる。

しかし、火薬類取締法において発信器の譲渡又は譲受に許可が必要となっていることが、発信器を調達する際の制約となり、ツキノワグマの人里への執着対策やニホンジカ保護管理のための調査等に支障を来すおそれがある。

野生動物の追い払い対策に使用される煙火は、使用される火薬量は発信器よりも多いが、火薬類取締法第51条第3項により「譲渡又は譲受の許可」の適用除外とされていることから、発信器についても、「譲渡又は譲受の許可」の適用除外とすることが必要である。

15 管理捕獲従事者に係るライフル銃の所持許可の適用

提出先 警察庁、環境省

【提案項目】

ライフル銃の所持許可要件について、野生動物保護管理や鳥獣被害対策を効果的に推進するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画に則って行われる管理捕獲事業について、事業者への委託による場合も、当該事業者が銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号を適用すること。

【提案理由等】

神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び狩猟に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定し、自然植生回復や農林業被害軽減を目指して管理捕獲によるシカの個体数調整を行っている。

平成24年度からは、シカの管理捕獲に専門的に従事する者を派遣委託によりワイルドライフレンジャーとして県自然環境保全センターに配置し、センターの指揮命令のもと、これまで捕獲実施が困難であった高標高域の山稜部等において、少人数による捕獲などを実施している。

高標高域の山稜部等における捕獲では、射程が長く弾速が早いライフル銃が適する場合があるが、ワイルドライフレンジャーは、事業を実施する県からの委託により派遣されて獣類の捕獲を行っている者であり、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定されている「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しないとされ、猟銃の所持経験が10年未満の場合は、ライフル銃を所持することができない。

ワイルドライフレンジャーは直接の事業実施者ではないが、委託の内容はワイルドライフレンジャーの県への派遣であり、その性質上、ワイルドライフレンジャーが行う管理捕獲事業は県が実施するものと同じであるから、県が直接事業を実施する場合と同様の取扱いとする必要がある。

16 庁舎等の公共施設の津波対策・浸水対策の充実

提出先 総務省、消防庁

【提案項目】

災害時に災害対策の拠点となる庁舎等の公共施設について、津波浸水対策を進めるための財政的支援を充実すること。

【提案理由等】

東日本大震災では、大規模な地震とそれに伴う津波により、被災地において災害対策の拠点となる庁舎等の公共施設が甚大な被害を受けた。

国においては、首都直下地震・南海トラフの巨大地震等の被害想定や対策の見直しを進めているとともにその切迫性を指摘しているところであり、津波浸水のおそれのある地域において、庁舎等の公共施設が災害対策の拠点機能を果たすためには、耐震化のみならず津波浸水に対してもしっかりとした対策を講じていかなければならない。

特に本県の場合、防災無線通信網を完備し、災害時に県全体の災害対策の拠点となる本庁庁舎自体が津波浸水区域内にあるため、非常用電源や電気設備を地上階に設置するなどの津波対策・浸水対策を講じ、災害対策拠点として必要な機能を早急に確保する必要がある。

そこで本県では、平成25年2月に「本庁庁舎耐震対策基本構想」を策定し、平成30年度の工事完成を目指し、本庁庁舎の耐震化・津波浸水対策工事に取り組んでいるところである。

東日本大震災を契機に、公共施設（庁舎を含む）の耐震化等については、緊急防災・減災事業債の起債対象とし、県債充当率100%うち70%を交付税措置とする財政的支援がなされているが、厳しい財政状況の中、地方自治体が、庁舎等の公共施設における津波対策・浸水対策を着実に進めていくためには、津波対策や浸水対策についても起債対象とするなど制度の充実が不可欠である。

17 建築物の耐震化の推進

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

建築物の耐震化を着実に推進できるよう、大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する補助制度、地方財政措置の充実を図るとともに、補助制度の時限を延長すること。

【提案理由等】

本県は、複数の巨大地震による甚大な被害が想定されており、県民の安全・安心を支えるためには、建築物の耐震化が喫緊の課題である。

昨年11月に改正耐震改修促進法が施行され、不特定多数や避難弱者が利用する大規模建築物、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化に対する取組が強化された。

本県では、これらの建築物の耐震化に取り組んできているところであるが、耐震診断や耐震改修には多額の費用と時間を要することから、建物所有者及び支援を行う地方公共団体に多大な負担がかかり、思うように耐震化が進まない状況である。

そこで、これらの建築物の耐震化を更に促進するため、建物所有者及び支援を行う地方公共団体の負担を軽減するよう、補助率を上げるなど、国の補助制度の更なる充実が必要である。

また併せて、地方負担額に係る特別交付税への算入率の引き上げや起債対象とするなど地方財政措置の充実が必要である。

【提案項目】

本県においては、いまだ都市部を中心とした河川の整備水準が低いことなどから、次の措置を講じること。

1 治水事業の推進

治水事業を強力に推進し、被害の軽減を図ることは緊急の課題であるため、十分な予算措置を行うこと。

2 国管理河川の堤防等の整備促進

多摩川、鶴見川、相模川における治水安全度の向上を図るため、国直轄管理区間においては堤防等の整備を更に促進すること。

3 河川立体区域制度の活用等に係る法制度の整備等

遊水地等の整備に当たり、鉄道や下水道事業等他事業と連携して河川立体区域制度の活用等を行うため、地方自治体の行政財産への地上権設定が可能となるような制度を創設すること。

4 河川管理施設の適切な維持管理の推進

河川管理施設（ダム、堤防、堰、水門等）を適切に維持管理するため、県及び市町村の取組に一層の支援を行うとともに、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 本県では、平成22年3月に都市河川重点整備計画「新セーフティリバー」を策定し、計画的に治水事業を推進しているところであるが、遊水地や地下調節池などの大規模な洪水調節施設整備を実施しており、整備目標を着実に達成するためには、十分な予算措置が必要である。

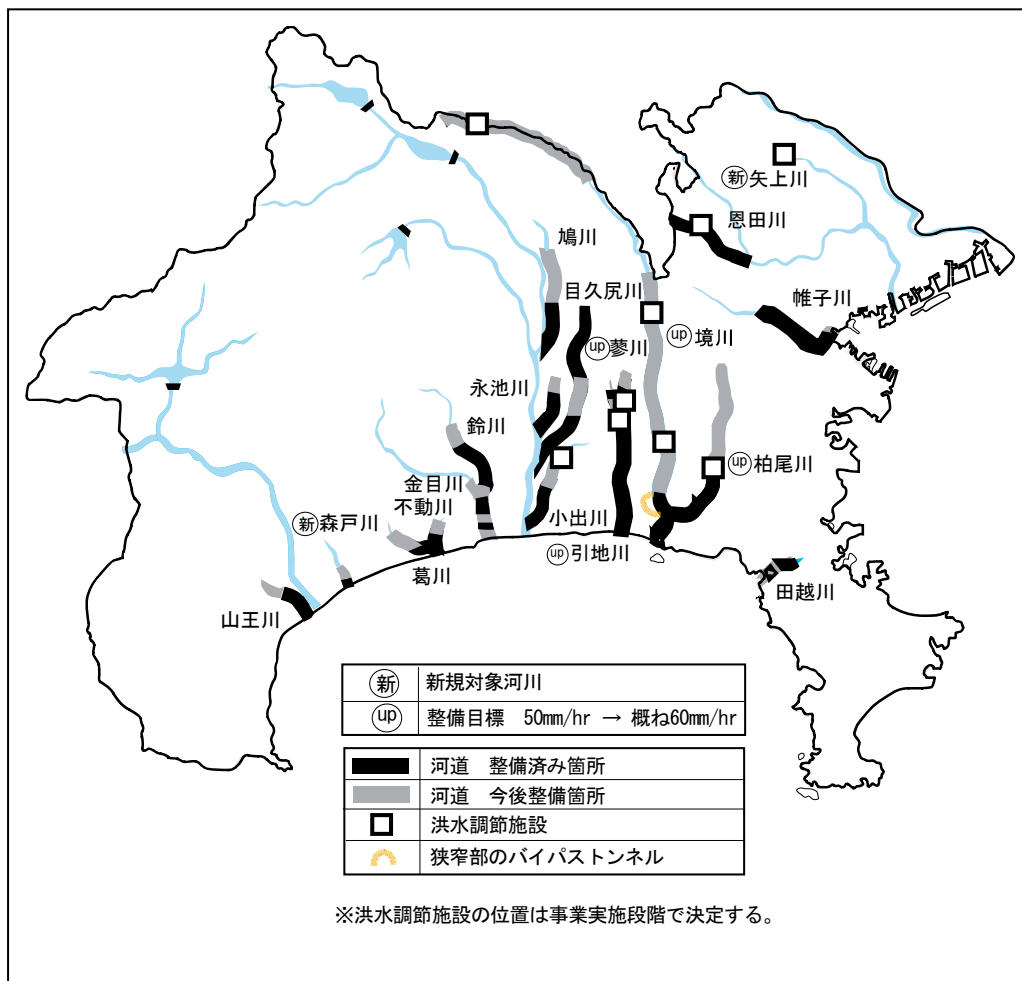
また、特定都市河川等において総合的な治水対策を進めるため、流域自治体が行き組む雨水流出抑制対策等について、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置が必要である。

2 多摩川、鶴見川、相模川のうち、国直轄管理区間は人口、資産の集積度も高く、ひとたび水害があると甚大な被害が予想されることから、治水安全度を向上させるための整備を更に促進する必要がある。

3 厳しい財政状況の中、財源の有効活用、土地の有効活用・高度利用の観点から、本県においても鉄道や下水道事業等、他事業との連携に積極的に取り組むこととしており、制度面などでの一層の支援が必要である。特に河川立体区域制度を活用できるようにするため、地方自治法施行令第169条の4に定める「行政財産である土地に地上権を設定することができる用途」に「河川」を加える改正措置が必要である。

4 河川管理施設を良好な状態に保つには、点検、修繕、更新等、継続的に多額の費用が必要であり、計画的な維持管理を進めるためには、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置が必要である。

都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）対象河川等



平成 16 年台風 22 号
帷子川周辺（横浜市西区）



平成 19 年台風 9 号
相模川（平塚市）

（神奈川県担当課：県土整備局河川課、流域海岸企画課）

19 土砂災害防止対策事業の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

土石流、地すべり及びがけ崩れなどの「土砂災害」から県民の生命と財産を守り、暮らしやすい生活環境を創造するため、次の措置を講じること。

1 砂防・地すべり対策事業の推進

「土砂災害防止法」によるソフト対策と、砂防事業及び地すべり対策事業のハード対策の推進に向けて、十分な予算措置を行うこと。

2 急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するため、事業の対象となるがけの高さの基準(10m以上)を緩和するなど、制度拡充を図ること。

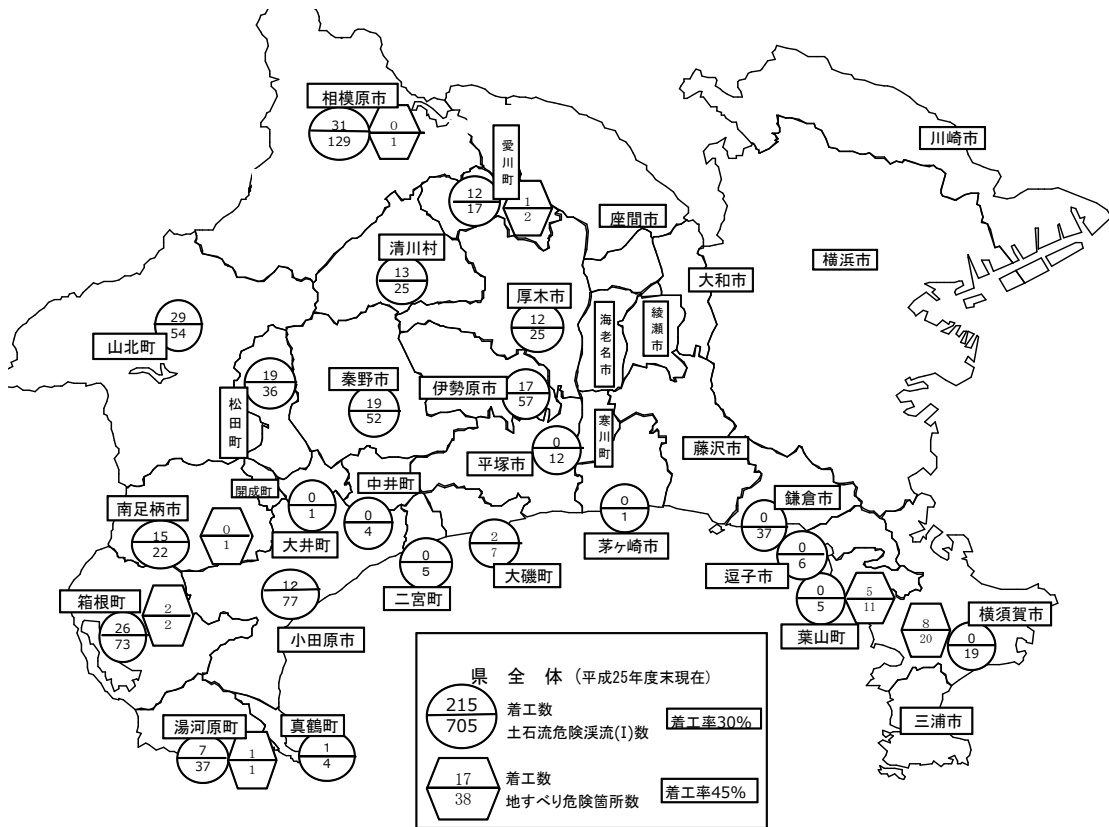
また、急傾斜地崩壊対策事業の一層の推進に向けて十分な予算措置を行うこと。

【提案理由等】

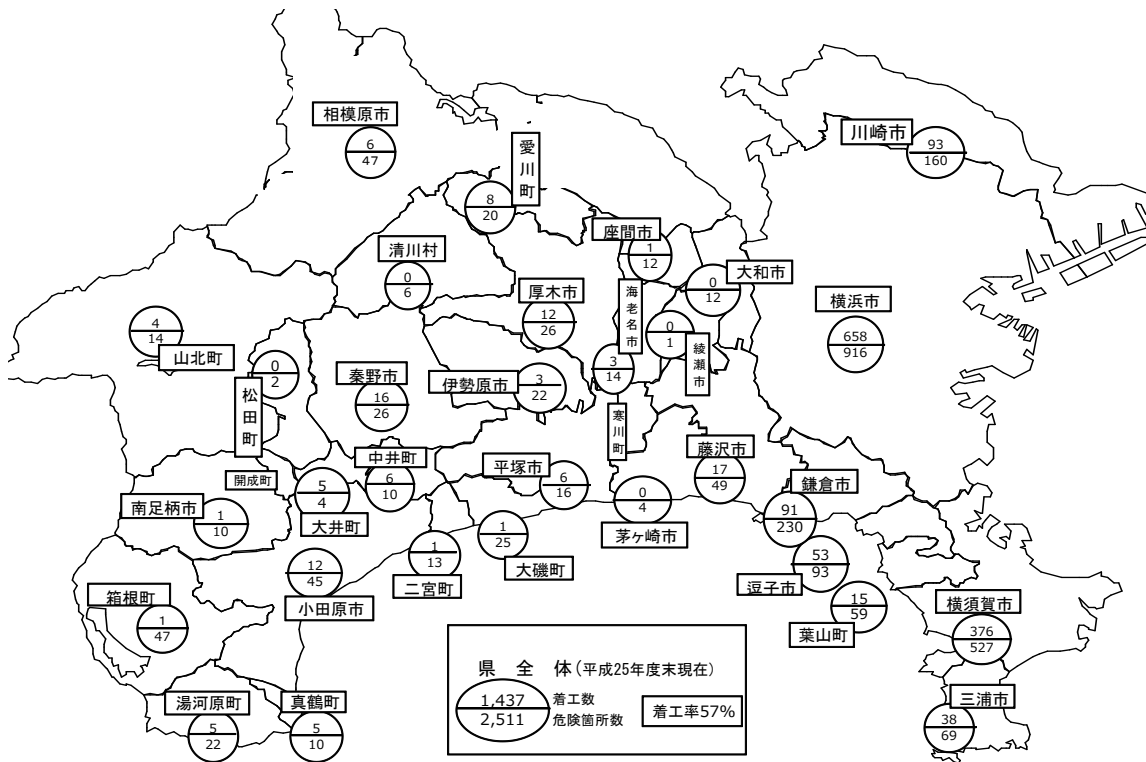
近年は都市化の進展に伴い流域の土地利用が変化しており、土石流や地すべりなどによる災害の危険性が增大している。

1 これらの土砂災害防止施設の整備水準は低く、県民が安心して暮らせるまちづくりを行うためにも、「土砂災害防止法」によるソフト対策と、砂防事業や地すべり対策事業の積極的なハード対策をともに推進する必要がある。

2 急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から県民の生命を保護するとともに、豊かでうるおいのある緑の斜面空間の形成等を図り、安全で安心できる生活基盤を確保する極めて緊急かつ重要な事業であり、制度の拡充と十分な予算措置が必要である。



土石流危険渓流・地すべり危険箇所の着工数



急傾斜地崩壊危険箇所の着工数

【提案項目】

本県が取り組む相模湾沿岸の津波対策及びなぎさづくりを推進するため、次の措置を講じること。

1 津波対策の推進

津波対策の推進に当たって、都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域など、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な場所においても、津波防御のための施設整備が可能となるよう、新たな技術の研究開発などの支援を行うこと。

2 総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)の推進

山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)の推進に当たっては、国が先進的に取り組んでいる調査研究、技術開発の成果を提供するなど、本県の取組に支援・協力すること。

3 西湘海岸の保全対策の促進

大規模な海岸侵食が生じた西湘海岸において、高度な技術の導入による砂浜の早期回復を目指し、海岸保全対策事業を促進すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、津波対策の推進にあたり、湘南地域を代表とする都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域において、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な状況にある。こうした中で、地域の特性、海岸の利用、景観等に配慮しつつ、津波防御のための施設整備を行う必要があることから、新たな技術の研究開発を促進し、その情報提供を行うなど、国の支援が不可欠である。
- 2 本県では、平成23年3月に「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、平成25年3月には、「酒匂川総合土砂管理プラン」を策定したところであり、これらの計画に沿って「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」に取り組んでいるところであるが、推進に当たっては、国が先進的に取り組んでいる総合的な土砂管理に関する調査研究や技術開発の成果の提供など、国の支援・協力が不可欠である。
- 3 西湘海岸において、国は、平成26年度から直轄事業として、全国初となる岩盤型施設（仮称）など、高度な技術を導入した施設整備事業に着手することとなったが、一刻も早い砂浜の回復が求められており、具体的な施設内容を早期に決定し、事業を促進する必要がある。

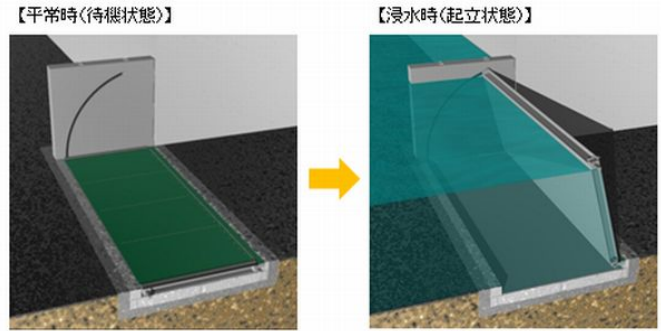
◇ 津波対策の推進

- ・津波避難タワーの設置（これまでの取組み）



利用者の多い県立湘南海岸公園において、来園者の避難対策となり、沿岸市町への先導的モデルとして設置された「津波避難タワー」

- ・新技術事例



常時は高い護岸や防潮堤がなくても、津波発生時には無動力で自動的に壁が立ち上がり、津波を防御する。

（例；国土交通省認定「陸上設置型フラップゲート式防潮堤」）

◇ 山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり



- ・茅ヶ崎海岸（中海岸地区）



平成19年4月（養浜直後）

養浜材（ダム浚渫土砂など）は海岸線に留まり、海岸線が前進

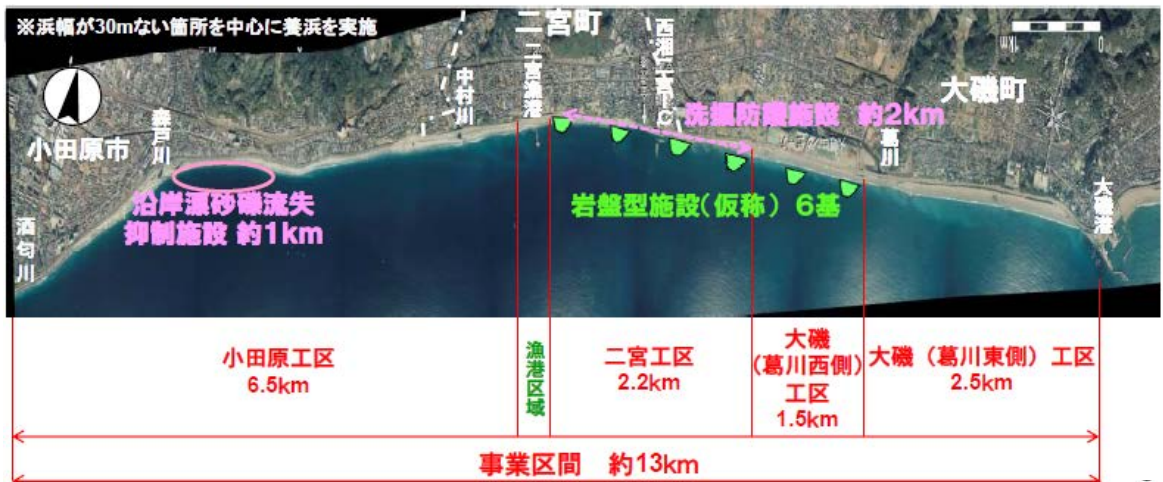
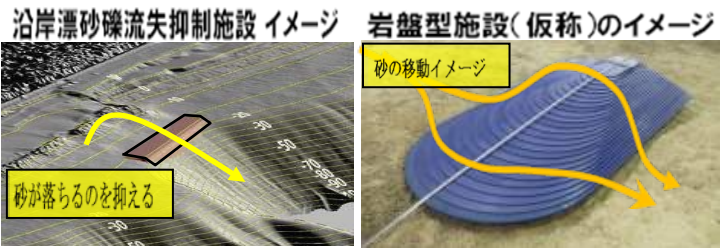


平成26年4月（養浜後）

養浜した砂により海岸線が前進

◇ 西湘海岸の保全対策の推進

- 事業箇所：小田原市、二宮町、大磯町
 事業内容：海岸保全施設整備
 岩盤型施設（仮称） 6基
 沿岸漂砂礫流失制御施設 約1km
 洗掘防護施設 約2km
 養浜 約36万m³
 全体事業費：約181億円
 事業期間：H26～H43
 平成26年度事業内容：調査・測量・設計



（神奈川県担当課：県土整備局流域海岸企画課、砂防海岸課）

【提案項目】

地震災害に備えた都市の安全性を向上させるため、国においては総合的な防災対策の推進を図るとともに、次の措置を講じること。

- 1 土地区画整理事業、市街地再開発事業への予算措置
良質な都市空間の形成や都市機能の更新を一層推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業に対する十分な予算措置を講じるとともに、都市再生整備計画事業について、市町村への適切な予算措置を講じること。
- 2 都市公園の整備に対する予算措置
都市公園は、災害時の避難・救援の活動の場として、また延焼防止機能等、多くの効果を発揮することから、地域防災計画に位置付けられる都市公園の整備に対して確実な予算措置を講じること。
- 3 橋りょう等の安全対策への予算措置
自然災害に対する道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路などにおける橋りょうの耐震補強や土砂崩落対策箇所の整備に係る事業について、県及び市町村への確実な予算措置を講じること。
- 4 河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備等に対する予算措置
水害やがけ崩れ対策等を推進するため、河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備や耐震性の強化に係る予算措置を講じること。
- 5 海岸保全施設等の整備に対する予算措置
津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設等の整備に対して確実な予算措置を講じること。
- 6 下水道、無電柱化推進事業への予算措置
ライフラインの安全性を確保するため、下水道事業や無電柱化推進事業等について、確実な予算措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災のような大規模な地震災害から県民の生命・財産を守るためには、都市そのものの安全性を高めることが重要である。そこで、計画的な土地利用と市街地整備を推進するとともに、建築物、土木構造物、ライフライン、防災関連施設などの各施設の防災性を高める必要がある。

【提案項目】

鉄道利用客の安全確保及び安定輸送の確保による利便性向上を推進するために、次の措置を講じること。

- 1 ホームドアの設置促進に関する予算措置
東京オリンピック・パラリンピックまでにホームドアを設置促進するため、確実な予算措置を講じること。
- 2 鉄道施設の老朽化対策・耐震対策に関する予算措置
鉄道施設の老朽化対策・耐震対策について、国の支援を拡大するなど補助制度の充実を図るとともに、確実な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、ホームドア又は可動式ホーム柵については、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進するとされており、また平成23年8月には、ホームドアの整備促進等に関する検討会において、ホームドアにおける旅客の転落防止策の進め方について中間とりまとめが行われている。
これを受け本県では、1日当たりの利用者数10万人以上の駅については、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催までに可能な限り、ホームドアの設置促進を図るよう取り組んでおり、今後のホームドア設置促進に向けた確実な予算措置とともに、ホームドア設置促進の支障となっているホームドア設置に係る技術的困難やコスト低減等の課題に対応した新たなホームドア等の研究開発の推進のための確実な予算措置が講じられる必要がある。
- 2 今後発生が予想される大規模地震や劣化による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を図り、鉄道利用客の安全確保及び安定輸送の確保による利便性を向上させるため、計画的な老朽化対策・耐震対策が進められるよう確実な予算措置が講じられる必要がある。
また、鉄道施設安全対策事業費等補助金及び鉄道施設総合安全対策事業費補助については、地方自治体等の財政負担の軽減を行い対策事業の促進を図るため、国の補助率の引上げと合わせて十分な予算措置が講じられる必要がある。

【提案項目】

災害の発生時において、災害被害の軽減を図るため、次の措置を講じること。

- 1 旗など視覚を利用した伝達手段の強化
海浜利用者等へ津波警報、注意報の迅速・的確な伝達を図るため、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう、気象業務法の関連規定を整備すること。
- 2 津波警報の携帯電話機への一斉配信の充実
津波警報の携帯電話機への一斉配信について、携帯電話事業者と連携し、対応する携帯電話機の機種を拡充するとともに、伝達内容の充実を図ること。
- 3 気象情報等の住民への伝達手段の強化
竜巻やゲリラ豪雨等の局地的な災害に対応できるよう、気象予報の精度の向上を図るとともに、これらの情報が住民に確実に行き渡るよう、伝達手段を拡充すること。

【提案理由等】

- 1 津波警報の住民等への伝達手段としては、市町村の防災行政無線を利用したサイレンや音声を中心となるが、海岸やサーファー等の海上の人々には、強風やスピーカーからの距離の問題で聞き取り難いため、旗など視覚に訴える伝達手段が求められる。
しかし、気象業務法に基づく規定では、警報を伝達する標識は、サイレン又は鐘音と定められていることから、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう関係法令の整備が必要である。
- 2 津波警報の携帯電話機への一斉配信については、既に、携帯電話事業者による第一報の配信が始まっているが、より多くの人に津波警報を伝達できるよう、対応する携帯電話機の機種を拡充するとともに、より適切な避難行動を促すため、一斉配信による伝達内容を充実する必要がある。
- 3 近年、竜巻やゲリラ豪雨など、局地的に大きな被害をもたらす災害が多発している。特に、竜巻については、竜巻注意情報を発表して、竜巻への注意喚起を図っているが、被害の軽減を図るため、さらに気象予報の精度を向上させる必要がある。
また、これらの局地的な災害については、住民、特に外出中の人々が、被害を受ける可能性が高いことから、携帯電話機等を活用するなど情報伝達手段の拡充を図る必要がある。

24 気象情報等の受伝達体制の整備

提出先 消防庁、気象庁

【提案項目】

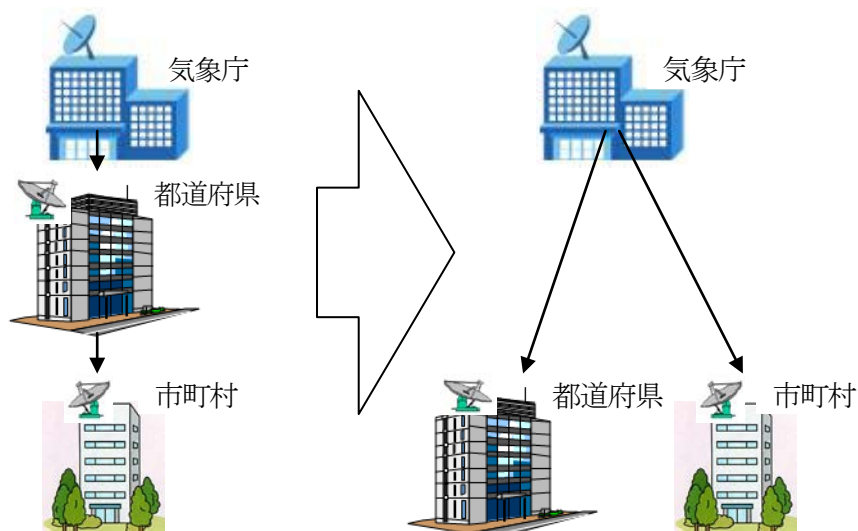
気象情報等の受伝達体制の整備を推進するため、次の措置を講じること。

- 1 気象情報提供方式の見直し
受信端末機又は受信用ソフトウェアを配付するなどにより、市町村を含む各地方自治体が必要な気象情報を直接受信できるよう、気象情報に関する情報の提供方式を見直すこと。
- 2 受信設備整備のための条件整備
気象庁が行う気象に関する警報、注意報の電文形式の変更に伴い必要となる受信設備の整備が円滑に実施できるよう、財源措置を含めた条件整備を行うこと。

【提案理由等】

現在、気象警報、注意報等は、気象業務法の施行時と異なり、多様な手段で提供されており、都道府県を通さず直接市町村に伝達することが合理的と考えられる。

また、気象警報等の電文形式の変更への対応については、都道府県が個別に行うこととされたが、気象情報の伝達は、全国一律のものであることから、国の責任において、従来通り受信用のソフトウェアの開発・提供を行うとともに、受信設備の整備について、財源措置を行う必要がある。



25 消防救急無線の整備に係る支援策の充実

提出先 消防庁、防衛省

【提案項目】

消防救急無線の整備を推進するため、次の措置を講じること。

1 財政支援の充実強化

消防救急無線のデジタル化整備には多額な経費を要することから、財政支援の充実強化を図ること。

2 補助金を受けて整備した設備等の処分に関する特別措置

消防防災施設整備費補助金を受け消防指令台等を整備した市町村が、消防救急無線の整備に伴い処分を制限する期間を経過せずに消防指令台等を更新・処分した場合には、補助金の返還を免除するなど特別な措置を講じること。

また、防衛施設周辺民生安定施設整備補助金を活用し、整備した消防指令台等について、整備後に他の消防本部が共同運用に参画するために改修した場合には、補助金の返還を免除するなど特別な措置を講じること。

3 地方債を活用して整備した設備等の処分に関する特別措置

地方債を活用して整備した消防指令台等を消防救急無線の整備に伴い更新・処分した場合には、地方債の繰上償還を免除するなど特別な措置を講じること。

【提案理由等】

1 消防救急無線のデジタル化整備については、市町村に多額の財政負担が生じることから、起債を通じた地方交付税措置を中心とした財政支援のほかに、国庫補助制度を充実・拡大するなど、新たな財政支援が必要である。

2 消防救急無線の整備に当たっては、既存の消防指令台等を更新・処分しなければならないが、「総務省所管補助金等交付規則」に定められた処分年数を経過していない場合には補助金を返還することとなり、当該業務を推進する際の妨げとなることから、補助金返還免除などについての特別な措置が必要である。

さらに、防衛施設周辺民生安定施設整備補助金を活用し、整備した指令台等について、整備後に他の消防本部が共同運用に参画するために改修した場合には、補助金を返還することとなり、当該業務を推進する際の妨げとなることから、補助金返還免除などについての特別な措置が必要である。

3 市町村が地方債を活用して消防指令台等を整備した場合においても、通常、補助金の場合と同様に繰上償還が必要となることから、繰上償還免除などについての特別な措置が必要である。

(神奈川県担当課：安全防災局消防課)

26 消防の広域化に対する支援の強化

提出先 消防庁

【提案項目】

市町村消防の広域化をより推進するため、次の措置を講じること。

- 1 長期的な支援の措置
市町村消防の広域化を引き続き推進する観点から、5ヵ年の推進期限にわたる確実な支援を措置すること。
- 2 支援の充実・拡大
市町村の消防広域化に係る施設・設備等初期投資負担を軽減するため、消防広域化重点地域に対する国庫補助金の特別かつ優先的な配分に加え、支援制度の充実・拡大を図ること。

【提案理由等】

国は、平成25年4月1日及び5月16日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正を行い、市町村消防の広域化の期限を平成30年4月1日とするとともに、有利な起債を中心とした財政支援を示している。しかしながら、その支援策は、広域化を推進していくために十分なものとはなっていない。

- 1 市町村が消防の広域化を実現するに当たっては組織統合を伴うことから、長期的な検討・取組が必要となるが、現在のところ、平成27年度以降の消防広域化支援対策は明示されていない（緊急防災・減災事業債についても平成28年度まで）。市町村が中長期的な資金計画を立てられるよう、広域化の期限である平成30年4月までにわたる安定した確実な支援を措置することが必要である。
- 2 市町村が負う施設・設備等初期投資負担が過大であることが消防の広域化を妨げており、広域化を推進するには、初期投資負担の軽減が不可欠である。そのため、現行の有利な起債（緊急防災・減災事業債）と交付税措置中心の支援に加え、消防広域化重点地域に対する消防防災施設整備費補助金・緊急消防援助隊設備整備費補助金の特別かつ優先的な配分とともに、基準額及び補助率の引上げや補助対象事業の拡大など、市町村にとって実効性のある財政支援の拡充が必要である。

27 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援

提出先 消防庁

【提案項目】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 消防団の装備の改善に係る財政支援
市町村が行う消防団の装備の改善に対し、十分な財政支援を行うこと。
- 2 消防団協力事業所に対する税財政上の措置等
消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の構築、入札の優遇措置などを実施すること。

【提案理由等】

平成25年12月13日に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」が公布・施行され、国及び地方自治体は、消防団の装備の改善や消防団への加入の促進等の措置を講じることが規定された。

- 1 同法の施行を受け、平成26年2月7日に「消防団の装備の基準」が改正された。これにより、市町村においては、消防団における安全確保装備・情報通信資機材・活動用資機材などの一層の充実強化を図る必要が生じ、財政負担が増している。国は、平成26年度普通交付税算定基準の増額措置を講じたが、資機材の更新、充実強化に当たって、必ずしも十分対応できるものとはなっていないことから、市町村の実情に沿った更なる財政支援が必要である。
- 2 消防団の重要性が増す一方、少子高齢化などにより消防団員数は年々減少傾向にあり、また、消防団員の高齢化やサラリーマン団員の割合が増加している。国は、企業の従業員が消防団活動に参加しやすい環境整備を図り、企業の社会貢献に対する協力の証として、平成18年に「消防団協力事業所表示制度」を創設したが、表示証の交付だけでは、具体的なインセンティブが働かないのが実情である。そのため、消防団の充実強化を図るためには、「事業者インセンティブが働く取組」として、消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の実施、入札の優遇措置など、国の施策として取り組む必要がある。

28 災害救助法の求償制度の見直し

提出先 内閣府

【提案項目】

被災都道府県の負担軽減と被災者支援の充実の観点から、災害救助法に基づき実施する救助内容について、地方自治体が、災害の規模や態様に応じた救助を実施するに当たり、被災者に対する現金による給付を認めるなど、弾力的な運用による給付方法の充実強化を図ること。

【提案理由等】

大規模災害発災時には、被災者に対する救助も多岐に渡り、災害救助法が想定する救助では十分な対応ができなくなることも想定される。

国においては、東日本大震災で一定の制度の弾力的運用が図られているが、今後、大規模災害が発災した際には、より現地の実態に即した救助が行えるよう、地方自治体から被災者に対する現金の給付による救助も認めるなど、弾力的な運用を認めることが必要である。

【提案項目】

今後起こりうる大震災等に備えて地方自治体が行う災害時医療対策等を充実するため、早急に次の措置を講じること。

- 1 非常用自家発電設備の拡充
災害拠点病院以外の医療機関における非常用自家発電設備に対する支援できるよう国において財源措置を講じること。
- 2 水道施設耐震化の推進
緊急時の飲料水確保及び水道施設耐震化促進のための水道施設整備を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 東日本大震災による計画停電では、自家発電設備を持たない医療機関において、人工呼吸器、人工透析及びたんの吸引などの医療機器の電源の確保が課題となった。
このため、本県においては、地域医療再生臨時特例基金を活用して設備整備を進めているが、基金が終了した後も、継続して災害拠点病院以外の中小の医療機関に対する非常用自家発電設備の燃料確保、設備の設置・拡充を支援できるよう、国において財源措置を講じる必要がある。
- 2 緊急時の飲料水確保を目的とする、浄水場、配水池の耐震化、緊急遮断弁等の整備は、水道事業者にとって重要な課題となっている。
地震などの災害対策のための国庫補助制度（緊急時給水拠点確保等事業費及び水道管路耐震化等推進事業費）は、資本単価（水道料金の対象となる水量1 m³当たりの施設整備費）が国の定める水準以上であることが国庫補助金の交付対象となる採択基準の一つとされており、県内水道事業者の半数以上が採択基準を満たさず、過大な財政的負担が生じるため、必要な耐震化ができない。
水道施設の耐震化を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じるために、資本単価要件を撤廃すべきである。

30 被災した住宅の再建支援の充実強化

提出先 内閣府

【提案項目】

被災した住宅の再建支援の充実強化を図るため、次の措置を講じること。

1 支援金の拡大

被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるとともに、支援金の額のかさ上げを行うこと。

2 共済制度の創設

住宅再建に関する共済制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 建物全壊・火災焼失家屋が約85万棟に及ぶと想定されている首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には、被災者生活再建支援基金では対応できないことが見込まれる。現実には、東日本大震災の対応により基金が枯渇する状況となり、各都道府県で基金への拠出を行った。拠出額のほとんどは特別交付税による措置がなされ、地方の負担は最小限に抑えられているが、今後も大規模災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じるとともに、被災者の生活再建に十分な額とする必要がある。
- 2 自助と公助の間を埋める住宅所有者間の相互扶助制度である住宅再建に関する共済制度については、地方自治体が単独で制度を創設した場合、一度に多額の出費が見込まれ破綻のおそれがあることから、全国規模の制度構築が必要である。

地震による被害の軽減化及び再建に対する対策の柱

自助

・・・住宅のローン減税や耐震改修促進税制等を使って自宅の耐震化などを行う。
(平成18年度から制度化)

共助

・・・共済制度を創設して住宅所有者相互で住宅の再建を助け合う。

公助

・・・被災者生活再建支援法に基づき最高300万円までの支援を行う。
(平成10年度から制度化、平成16年度及び平成19年度に住宅再建につき充実強化)

31 被災県外避難者への支援に係る財政措置

提出先 復興庁

【提案項目】

東日本大震災に係る被災県外に避難している避難者への支援充実の観点から、当該避難者に対して受入都道府県側で実施している、相談業務や情報の提供、交流会の開催等のソフト面での支援について、受入都道府県に対する必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災に係る被災県外の避難者に対する支援については、災害救助法に基づき、応急仮設住宅の提供など、各被災県からの応援要請により実施しているところである。

しかし、避難の長期化に伴い、健康や就労、子育て等、避難者が抱えている問題も深刻化してきており、各避難者の避難先での自立や故郷への帰還を阻害する要因となっている。

そうした問題に対応すべく、受入都道府県においても、相談受付体制や情報発信体制の整備など問題の解決に向けた取組を行ってきているところであるが、それらに要する費用については、緊急雇用制度等の既存制度の活用や受入都道府県の持ち出し等で対応しており、予算の確保に苦慮している状況である。

よって、避難者に対する支援を充実するため、相談体制の整備や交流・相談会の開催など、受入都道府県が行う支援業務について、国から直接、受入都道府県に対する所要の財政措置を講じる必要がある。

32 被災地への任期付職員の派遣に対する支援

提出先 復興庁

【提案項目】

東日本大震災の被災地に任期付職員を派遣するに当たり、次の措置を講じること。

- 1 被災地のニーズの取りまとめや募集を実施する地方自治体への割当てなど、国において、所要の調整を被災地との間で行うこと。
- 2 広報や派遣後のフォローアップ等の必要な事務費等について、国において必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災の被災地では、復興に従事する行政職員が大幅に不足しており、本県でも任期付職員を募集し、被災地に派遣している。

募集を行うに当たっては、被災県と具体的な分野や人数を調整しているが、本県以外にも任期付職員を派遣する地方自治体もあり、分野・人数の重複等、具体的な必要数が把握しにくい状況である。

また、募集を行う各地方自治体が、それぞれ被災地と派遣内容等の調整を行うことにより、被災県の負担も大きくなる。

こうしたことから、国が窓口となり、被災地のニーズを取りまとめ、募集を行う自治体に割り振るなど、所要の調整を行う必要がある。

また、任期付職員の募集に当たっての広報や派遣職員の労務管理に必要な事務費は、派遣を行う地方自治体の持ち出しとなっており、国において必要な財政措置を講じる必要がある。

【提案項目】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能検査に対して、次の措置を講ずること。

- 1 放射能検査機器に係る維持運営費の全額措置
放射性物質に対する監視体制の整備・拡充を図るため、県で整備した放射能検査機器に係る維持運営費等について、全額措置すること。
- 2 国の通知に基づく県内農産物モニタリング検査の実施
県産農産物の放射能検査については、農産物の安全・安心を確保するための緊急的な対応としてではなく、長期的な視点から行う必要があるため、国の通知に基づく県内産農産物のモニタリング検査は国が実施すること。

【提案理由等】

東京電力福島第一原子力発電所の事故から3年を経過した現在も、県民の農産物に対する不安は払拭できていない。本県は、平成23年度、放射能検査機器を国の1/2補助で整備し、放射性セシウムによる農産物汚染の研究・検査に取り組んできた。このような研究・検査に係る費用については、本来その原因たる原子力行政を推進してきた国が負担するべきものである。

また、本県はこれまで国の通知に基づく緊急的な対応として、放射性セシウムによる農産物汚染の実態把握及び国が実施する県内産農産物のモニタリング検査に取り組んできたが、今後は長期的な視点から国の責任において検査を実施する必要がある。

○本県の農産物汚染の実態把握状況

	年度	検体数 (点)	事業費 (千円)	うち交付金 (千円)
実績	23	250	17,308	7,765
	24	897	4,302	2,151
	25	364	4,384	2,192
計画	26	266	3,978	1,989

○県内農産物のモニタリング件数 (点)

	年度	合計	野菜	果樹	茶	イモ	米	その他
実績	23	199	86	15	85	5	2	6
	24	193	61	25	84	7	8	8
	25	133	53	22	33	7	8	10
計画	26	46	20	7	13	2	2	2

34 旧日本軍の危険物への適切な対応

提出先 内閣府、環境省

【提案項目】

旧日本軍の危険物への適切な対応体制を確立するため、次の措置を講じること。

1 対応制度の確立

旧日本軍の危険物（爆雷、不発弾、毒ガス弾等）に起因する事故が発生した場合には、施工者（地権者）のいかんにかかわらず、関係府省が連携し、迅速な対応をとることを制度として確立すること。

2 被災者救済制度の確立

旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を確立すること。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償を行うこと。

【提案理由等】

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきものであり、県民の安全・安心の確保のため、国による総合的な制度の確立が不可欠である。

神奈川県内の事例（「毒ガス弾」に関する主なもの）



（神奈川県担当課：安全防災局危機管理対策課）

【提案項目】

東日本大震災で顕在化した課題に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 災害時の即応体制の強化への取組
 - 警察災害派遣隊の活動に関する支援体制の強化
 - 民間企業が保有する重機及びオペレーター派遣に係る協定締結の全国化
 - 警察車両用燃料の確保
 - 衛星通信による通信手段の確立
 - 原子力災害対策の強化
- 2 災害に強い交通安全施設の整備
 - 蓄電池を備えたソーラー信号機や水素吸蔵合金を使用した信号機用燃料電池の整備推進
 - 信号制御機の高所化や密閉防水型制御機の整備による津波対策の推進

【提案理由等】

- 1 東日本大震災で顕在化した課題を踏まえた災害時の即応体制の強化への取組として、警察災害派遣隊の活動に必要な装備資機材を先行配備するなどして、自活を原則とした救出救助活動を継続的に行える支援体制の確立を図る必要がある。

また、被災県以外に所在する民間企業等が有する重機及び操縦要員を救出救助に活用するため、協定締結の全国化を図るとともに、災害発生時における警察車両用燃料の確保、衛星通信車及び衛星携帯電話の増強配備による通信手段の確立、並びに原子力災害対策の強化を推進する必要がある。
- 2 東日本大震災で顕在化した課題である、信号機滅灯による交通の安全と円滑への影響等の課題に対し、本県では、常設式自動発動発電機や可搬式発動発電機の整備を進めているが、常設式自動発動発電機は停電した際に一時滅灯するなどの弊害があり、可搬式発動発電機についても滅灯した信号機まで搬送し、発電中は現場において警察官が対応に当たらなければならないなどの弊害がある。

よって、商用電力に頼らず点灯が可能であり、かつ停電時においても滅灯しない蓄電池を備えたソーラー信号機や、停電時に瞬停することなく信号機の点灯を維持することが可能な、水素吸蔵合金を使用した安全性の高い信号機用燃料電池の整備を推進していく必要がある。

また、津波の浸水による信号機の機能不全という課題に対しては、津波の浸水予想地域にある信号機について、制御機の高所化や密閉防水型制御機の整備を、全国的な取組として推進していく必要がある。

【提案項目】

犯罪と交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、次の措置を講じること。

- 1 白バイの増車を図るとともに適切な財源措置を講じること。
- 2 速度違反自動取締装置の新設・更新を図るとともに適切な財源措置を講じること。
- 3 交通事故処理車の増車を図るとともに適切な財源措置を講じること。

【提案理由等】

平成25年中における本県の交通事故発生件数は33,849件（前年比－8.6%）、交通事故死者数は168人（前年比－6.1%）と、減少傾向にあった。

しかしながら平成26年に入り、4月の1か月間で、全国で最悪の25名の方が交通事故で亡くなられ、平成23年度から5か年計画で取り組んでいる第9次神奈川県交通安全計画の目標である「年間の24時間死者数150人以下」を達成するためには、更に効果的な交通死亡事故抑止対策を推進する必要がある。

- 1 本県の平成25年中の二輪車乗車中の交通事故死者数は66人で、全交通事故死者数に占める割合は39%と全国平均の約2倍と高く、ひたくり等の二輪車を使った街頭犯罪も多発する傾向にある。

よって、犯罪と交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、機動力と威嚇力の双方を兼ね備え、交通事故抑止だけではなく、街頭犯罪抑止や連続犯の抑止・検挙対策にも効果を発揮する白バイを、横浜水上警察署を除く全警察署に複数配置する必要がある。

- 2 交通死亡事故を抑止するためには、重大事故や死亡事故の原因となる著しい速度超過違反に重点を置いた指導取締りを行うことが重要である。

よって、著しい高速度で走行する速度超過違反車両を、パトカー等の機動力による取締りに加えて、安全かつ確実な取締りが可能となる速度違反自動取締装置を高性能の機器に更新するとともに、同装置の未設置路線への新規導入を進める必要がある。

- 3 本県警察では、交通事故事件の捜査を担う56所属に、交通事故処理車78台（国費22台、県費56台）を配置し運用しているが、県財政の悪化を受けて、県費による整備が難しく、交通事故処理車の著しい老朽化が避けられない状況である。

そこで、交通事故現場への早期臨場による迅速な初動捜査、交通事故関係者の安全確保、交通渋滞による二重事故の防止及び交通秩序の早期回復に必要な交通事故処理車を、国費により増車する必要がある。

（神奈川県担当課：警察本部交通指導課、交通捜査課）

【提案項目】

災害等の発生時における捜索、救助及び情報収集体制を確保するため、警察用航空機の増機の措置を講じること。

【提案理由等】

県警察の航空機は5機体制（中型機1機、小型機4機（うち県政用務機1機））であったが、神奈川県から委託を受けて県警察が運用していた県政用務機については、県による保有、管理等の見直しがなされ、平成23年7月に廃止されたため4機体制（中型機1機、小型機3機）となった。

警察用航空機は、通常のパトロール活動のみならず、東日本大震災における津波被害や交通網の寸断等により地上の移動手段が確保できない場合の情報収集、捜索、救助活動に大きな実績を示したほか、県内の山岳遭難、水難救助活動等においても必要不可欠の装備である。

県政用務機が廃止されたことにより、救助活動への対応できる救助機が2機体制となったことから、航空機ごとに実施する法定点検（点検の種類により、一機あたり約70日から約120日を要する。）の実施時期が重複する場合には、相当期間にわたって中型機の運用ができず、情報収集、捜索、救助活動の出動要請に対応できない状況が生じている。

今後、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震及び東海地震等の発生の切迫性が指摘されるところ、県民の安全を確保するため、中型機の体制が減少し、捜索、救助及び情報収集体制が弱体化した現状は極めて憂慮すべき事態であることから、県政用務機に代わる警察用航空機（中型機）を国費により増機する必要がある。

【提案項目】

デジタルフォレンジック(犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続)に係る基盤を強化するため、次の措置を講じること。

- 1 最新の技術動向を踏まえた情報通信技術に関する民間事業者による専門的研修の推進
- 2 最新の情報通信技術に対応した解析用資機材の整備・拡充の推進

【提案理由等】

インターネットが国民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間が国民の日常生活の一部となっている。こうした中、インターネットを利用した犯行予告、ウイルス供用事件やインターネットバンキングに対する不正アクセス事件等のサイバー犯罪が多発するなど、サイバー空間における脅威は深刻化している。

また、全国におけるサイバー犯罪の検挙件数は、平成25年中は8,113件で、平成15年から10年間で約4.4倍と激増し、本県においても、平成25年中の検挙件数は781件(前年比+31件)と過去最多を記録するとともに、平成15年から10年間で約7.4倍に達するなど、全国と同様に激増している。

こうした中、デジタルフォレンジックは、犯罪に利用された電子機器等に保存されている電磁的記録から、客観的証拠を収集するための重要な捜査手法として確立され、通信技術の急速な進展により、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、あらゆる犯罪に悪用されるようになった現代では、全ての犯罪捜査において必要なものとなっている。

さらに、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」において、戦略の第一として「世界最高水準の安全なサイバー空間の構築」が掲げられ、これを効果的に推進していくためには、デジタルフォレンジックに係る人的・物的基盤の強化が喫緊の課題となっている。

- 1 このような情勢にもかかわらず、平成26年度の国の予算において、サイバー空間の脅威への対処に関する教養・訓練の充実・強化に係る予算額が、前年度より9,000万円(26.3%)減少している。

情報通信技術の進展に伴って複雑・巧妙化するサイバー犯罪に的確に対応するためには、デジタルフォレンジックに係る警察職員のサイバー犯罪対処能力の向上が不可欠であり、最新の情報通信技術について優れた知見を有する民間事業者による、警察職員の専門的知識・技術の向上を図る研修について、国による更なる推進が必要である。

- 2 犯罪捜査におけるデジタルフォレンジックの重要性はますます増しており、新たな情報通信技術や電子機器を用いた犯罪に対応できるよう、最新の情報通信技術に対応した解析用資機材の国費による整備・拡充を推進する必要がある。

【提案項目】

警察官の増員の措置を講じること。

【提案理由等】

平成25年中における全国の治安情勢は、刑法犯認知件数1,320,678件（前年比－4.4%）、人身交通事故発生件数629,021件（前年比－5.4%）、交通事故により亡くなられた方4,373人（前年比－0.9%）と、いずれも平成15年から減少傾向で推移しているものの、社会情勢の変化が著しい昨今、情報通信技術の発展に伴うサイバー空間における脅威の深刻化、子供や女性、高齢者が被害者となる犯罪の多発、暴力団による犯罪の凶悪化、国際テロ情勢の悪化など、治安維持をしていく上での新たな脅威が山積しており、これらの課題に迅速かつ的確に対処することが急務となっている。

一方、当県における治安情勢に目を向けると、平成25年中は前年比で、交通事故により亡くなられた方は減少傾向にあるものの、平成15年から減少傾向で推移していた刑法犯認知件数が増加に転じ、特に、振り込め詐欺や空き巣など、県民に直接不安を与える身近な犯罪が増加したところであり、体感治安を改善させるための鍵となる、これらの犯罪を、いかに減少させるかが重要な課題となっている。

さらに、平成25年8月に実施した県民意識調査では、県行政を進めていく上で力を入れて取り組んで欲しい分野として、「治安対策」が5年連続で第一位となったところであり、これは県民が治安対策の一層の強化による、更なる治安の向上を切望していることの証左である。

よって国は、各地方自治体がこれまで以上に治安対策を強化し、新たな治安課題に迅速かつ的確に対処していくため、各都道府県における治安情勢や財政状況等の現状を的確に把握し、各地方の治安情勢に応じた人的基盤の整備及び各種治安対策が実現できるよう、実情に応じた財政支援等を積極的に行う必要がある。

40 統計報告における動物の殺処分の定義及び集計方法の変更

提出先 環境省

【提案項目】

自治体から環境省への統計報告において、人為的な殺処分と保管中の病気などによる死亡を区分し、さらに、人為的な殺処분을、①治癒の見込みがない病気等による苦痛から解放するための殺処分、②人や他の動物に対して危害を及ぼす可能性が高い動物に対して行われる殺処分、③その他の理由による殺処分の3つに分けて集計、公表すること。

【提案理由等】

現在、環境省が作成する統計資料「動物愛護管理行政事務提要」における殺処分数には、人為的に殺処分した数（以下「処分数」という）及び保管中の死亡数（以下「死亡数」という。）を合算した数が計上されている。

国や地方自治体において、収容数の減少や譲渡数の増加に向けた取組が進み、動物の処分数が減少している現状では、殺処分数中における死亡数の割合が増えており、殺処分数と処分数との乖離が広がり、実態を反映していない。

今後さらに処分数の減少に取り組んでいく中で、国民の理解と協力を得るためにも、実態を正確に反映させるため、人為的な殺処分と保管中の病気などによる死亡を区分するとともに、あわせて人為的な殺処分の理由を明確にし、殺処分が必要なケースがあることについても、丁寧に説明していく必要がある。

41 地方消費者行政の充実強化

提出先 消費者庁

【提案項目】

地方消費者行政の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 地方消費者行政の充実強化への支援推進
現在「地方消費者行政活性化基金」を活用し、消費者行政の充実強化に取り組んでいるところであるが、活用期間の延長が図られた同基金の予算額の確保や早期の情報提供など、同基金の一層の活用が図られるよう措置を講じること。
- 2 景品表示法における行政上の権限分担の明確化
「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」の改正に伴い、都道府県知事に対して国の権限の一部を付与するに当たっては、都道府県の意見を反映した上で、国と都道府県との行政上の権限の分担を早期に明確化すること。

【提案理由等】

- 1 「地方消費者行政活性化基金」により、地方消費者行政は着実に進展しつつあるが、今はその途上にある。高齢化の加速による高齢者の消費者被害の増加や、現下の県及び市町村の財政状況等を踏まえ、今までの取組をより確実に根付かせ、後退させないために、活用期間の延長が図られた同基金について、地方公共団体の要望に応じた予算額の確保や早期の情報提供など、一層の活用が図られ、地方消費者行政が着実に進展するような措置が引き続き必要である。
- 2 平成26年6月の景品表示法改正に伴い、内閣総理大臣から消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、措置命令権限などは、都道府県知事も行うこととされているが、国と都道府県の役割分担等が未だ不明確である。今後、政省令等により詳細が定められると考えられるが、その制定に当たっては、都道府県と事前に協議を行い、意見を反映することが必要である。

【提案項目】

地域経済を担う小規模企業者の設備投資を金融面から支援するため、小規模企業者等設備導入資金助成制度が廃止された後も、政府系金融機関の融資制度を充実させる設備投資を経営面と金融面から一体的に支援できる制度を創設するとともに、同制度の廃止に伴い、地方に財政負担が生じないように配慮すること。

【提案理由等】

平成25年6月に「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」が公布され、資金基盤が脆弱な小規模企業者が設備を導入するために必要な資金を無利子や低利で貸し付ける「小規模企業者等設備導入資金助成制度」が、平成26年度末をもって廃止されることとなった。

小規模企業者が生産設備の更新や新規導入により生産効率を高めることは、経営改善並びに経営基盤の安定化及び強化を図るための重要な取組であり、国では本制度の廃止に伴う代替施策として日本政策金融公庫の融資制度を充実するなどの対応をしてきたところである。

しかし、これまで中小企業支援センターが蓄積してきた支援ノウハウが活用されないことをはじめ、融資の要件となる経営革新等認定支援機関のうち金融機関にとっては、融資の全額について公庫の融資制度を利用すると利子が得られないことから取り組みにくい一方、プロパー融資と併用した場合、現行制度より中小企業者の利子負担が増えること、また、設備資金と運転資金の融資枠が同一であり、運転資金で融資枠を使ってしまうと、必要な設備資金を調達できないことなどの問題点がある。

については、本制度が廃止された後も、小規模企業の設備投資を金融と経営の両面から積極的に支援するため、中小企業支援センターがこれまで蓄積してきたノウハウを活用することができる制度を創設するとともに、日本政策金融公庫の代替の融資制度において、設備投資を資金用途とする場合の融資額の別枠化を図るなど融資条件を緩和する必要がある。

また、本制度の廃止後には、地方は、貸付金のうち国が負担する分として受け入れた補助金を返還することとなるが、時効の援用により不納欠損処理を行った場合など、法令により適正に処理した債権については、地方財政を悪化させないためにも、返還義務の免除が必要である。

【提案項目】

中小企業の業績回復にはばらつきがあることから、資金繰り対策として、次のとおり措置すること。

- 1 セーフティネット保証(5号)の業種指定について、利益の減少を加味した上で随時的確に見直すとともに、市町村の企業認定基準として利益減少要件を再開すること。
- 2 小口零細企業保証の限度額を日本政策金融公庫の経営改善貸付と同額に引き上げること。

【提案理由等】

- 1 国が不況業種を指定するセーフティネット保証(5号)については、平成24年11月より業種指定の基準が見直され、業況が回復しているとされた約4割の業種が指定から除外された。さらに、平成26年7月からは、157業種まで削減されている。

本県の景気は緩やかに回復しているものの、その効果が十分に及んでいない厳しい経営環境が続いている中小企業もある。また、売上げが増加しても利益は減少している事案も発生している。

日本銀行横浜支店「企業短期経済観測調査結果(2014年6月)」によれば、中小企業制度融資の利用の約3割を占める建設業において、売上では9.0%のプラスとなっているものの、経常利益は赤字拡大となっており、景気回復が及んでいない状況にある。また、製造業及び非製造業も同様に、売上ではプラスとなっている一方、経常利益はマイナスと、厳しい状況にある。

こうした現状を踏まえ、業況の悪化している業種を対象とするセーフティネット保証(5号)の業種指定については、売上だけでなく利益の減少を加味した上で随時的確に見直すとともに、かつて市町村の企業認定基準とされていた利益減少要件を再開する必要がある。

- 2 日本政策金融公庫の「マル経融資(経営改善貸付)」は、小規模事業者(常時使用する従業員が20人(商業またはサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む方については5人)以下の法人・個人事業主の方)を支援しており、限度額については、平成26年度より1,500万円から2,000万円に拡充された。

一方、「小口零細企業保証」については、「マル経融資(経営改善貸付)」と同規模の事業者を対象に利用されているが、限度額は1,250万円から拡充されていない。

については、小規模事業者が資金調達する際、日本政策金融公庫のほかに取引のある民間金融機関を利用することも勘案し、「小口零細企業保証」の限度額についても、「マル経融資(経営改善貸付)」と同様に拡充する必要がある。

44 中小企業高度化事業の支援内容の充実

提出先 中小企業庁

【提案項目】

中小企業高度化事業を利用して資金調達した中小企業等協同組合の返済負担を軽減するため、次のとおり制度を改正すること。

- 1 既存の貸付金の借り換えを可能とすること。
- 2 倒産組合員等が発生した場合は、元本からの充当が可能となるようにすること。

【提案理由等】

- 1 貸付利率については金融機関の融資利率の推移を反映して設定しており、近年は低く抑えている。また、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画等の承認を受けることで、無利子となる事例も多い。

一方、平成13年度以前の貸付利率は現在と比べて高く設定されていることから、20年の貸付期間の間に経済情勢の変動などにより売上や利益が減少した協同組合及び組合員が当初予定していた返済が困難となった結果、金利負担が財務基盤の大きな負担となり、資金繰りが安定せず、経営改善に取り組めない事例が生じている。

国においては、中小企業の既存の借入金の返済負担を軽減するための借り換えを推進しているものの、現状の中小企業高度化事業では利用できないことから、借り換えが可能となるよう制度を改正する必要がある。

- 2 貸付金については、返済金の充当優先順序として利息からの充当となっているが、倒産組合員等が発生した場合、残った組合員は倒産組合員等に係る債務も負わなければならないため、返済負担が増加し、結果として元本の返済が進まず、金利負担が財政基盤の大きな負担となってしまう。

そのため、こうした事例が発生した場合は、返済金を元本からの充当が可能となるよう制度を改正する必要がある。

中小企業高度化事業の貸付利率の推移

	貸付件数	貸付利率	(参考) 長期プライムレート
昭和44年度	16件	2.70%	8.50%
平成13年度	4件	1.50%	1.90～2.30%
平成14年度	2件	1.05%	1.50～2.30%
平成17年度	3件	0.80%	1.45～2.10%
平成18年度	4件	0.95%	2.10～2.65%
平成19年度	1件	1.10%	2.10～2.55%
平成20年度	3件	1.10%	2.10～2.45%
平成21年度	2件	1.10%	1.60～2.30%
平成22年度	1件	1.10%	1.30～1.65%
平成23年度	2件	1.05%	1.35～1.70%
平成24年度	4件	1.05%	1.15～1.35%
平成25年度	6件	0.85%	1.15～1.35%
平成26年度	3件(見込)	0.75%	1.20%

※ 長期プライムレートの金利は、年度の最低値と最高値(日本銀行公表)
平成26年度は平成26年6月9日現在までのデータ

(神奈川県担当課：産業労働局金融課)

45 観光における広域連携の推進支援

提出先 観光庁

【提案項目】

観光地相互間の連携により、観光客の一層の誘致、宿泊滞在・回遊の促進に向けた取組を進めるため、次の措置を講じること。

- 1 観光圏整備法の枠組みによらない広域連携の取組に対しても、施設整備への補助を行うなど、地域の実情に応じた取組を柔軟に支援する制度を創設すること。
- 2 観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画について、観光地域づくりプラットフォームの設置などを要件とする認定基準を緩和すること。

【提案理由等】

平成24年12月27日に観光圏整備法に基づく基本方針が改正（平成25年3月1日施行）され、同法による観光圏整備実施計画の認定基準が厳しくなったこともあり、現在、観光地相互間が連携した取組を支援する制度が十分活用されていないことから、新たな支援制度の創設や認定基準の緩和を行う必要がある。

- 1 観光地相互間の連携により観光振興を進める上で、観光圏整備法の枠組みによらない取組の場合であっても、施設整備等を必要とする場合には支援が得られず、地域の負担が大きい。
- 2 また、観光圏整備法に基づく、国による総合的支援の前提となる観光圏整備実施計画の認定には、複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォームの設置等が要件とされるなど、要件を満たすための地域の負担が重く、広域連携の促進に向けた制度の活用が図られていない状況になっていることから、観光圏整備実施計画の認定基準の緩和が必要である。

【提案項目】

訪日外国人旅行者2,000万人の高みを目指すためには、外国人旅行者の受入環境整備の促進が重要であることから、外国人観光客が円滑に観光できるよう、多言語案内やW i F i環境の整備、外国語ボランティアの育成、観光施設等のバリアフリー化などへの支援を行うこと。

【提案理由等】

2013年に史上初の訪日外国人旅行者1,000万人を達成し、さらに、2,000万人の高みを目指すためには、国を挙げて外国人観光客の誘客促進の取組を強化する必要がある。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定など、今後、外国人旅行者の更なる増加が期待される中、外国人旅行者の満足度を高め、リピーターになってもらうためには、観光施設や宿泊施設、レストラン等での多言語表記など、快適に観光ができるための受入体制の充実が必要である。

47 物産の海外販路拡大について

提出先 農林水産省、経済産業省

【提案項目】

各地域の物産の海外販路拡大について、意欲的な生産者や中小事業者を支援するため、次の措置を講じること。

1 日本ブランドの海外での普及・周知

これから海外に向けて輸出に取り組もうとする製品については、国が「日本ブランド」として、ブランド化に向けた取組や、現地消費者の認知度を高める取組を推進すること。

2 輸出先での商流の確立

進出先の国において、商談会の開催や物産展への参加・実施に向けた支援、物流網の整備及び国外への通信販売にかかる多言語化に向けた支援など、商流の確立等に向けて、取組を進めていくこと。

【提案理由等】

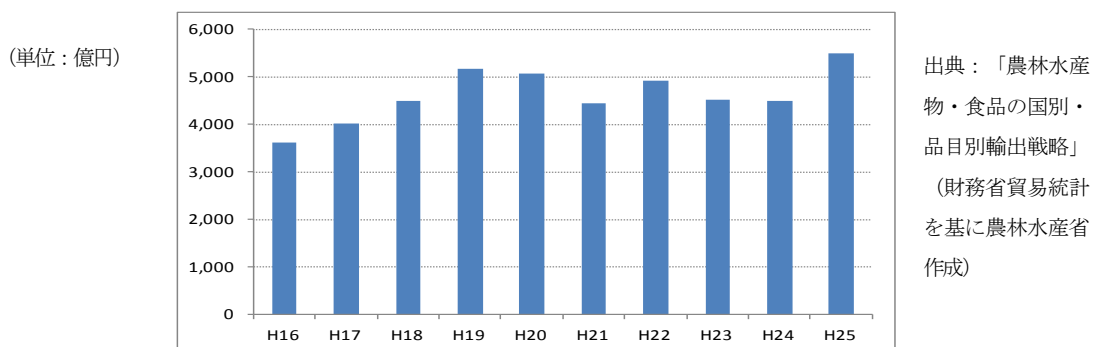
国においては、2020年までに農林水産物・食品の輸出額を現在の倍の1兆円を目標としている。各地域において、魅力ある製品の海外への販路拡大は、国による一括した日本ブランド全体としての底上げが必要である。

1 そのため、リンゴや和牛など既に海外での認知度が高い製品とは別に、今後海外展開を図ろうとする地域製品についても、都道府県と連携し、国が「日本ブランド」として一括して、ブランド化に向けた取組や模倣品対策、日本食レストランへの売り込みなどを積極的に推進していくことが必要である。

2 海外展開を希望する生産者や中小事業者は、通関などの輸出実務や海外事情に詳しくないため、海外展開を躊躇するケースが多い。そのため、進出先の国において、商談会や物産展へ生産者や中小事業者が参加する際、商談成立に向けた事前アドバイスやフォローなどジェトロによる一層の支援が必要である。

また、進出先の事情により、商品が確実に手元に届く配送状況が整っていないため、物流会社と共同で現地物流網の整備とともに、インターネットによる国外への通信販売を行うにあたってホームページを外国語に対応させるなど、多言語化に向けた支援を国において実施することが必要である。

日本産農林水産物・食品輸出額の推移



(神奈川県担当課：産業労働局観光課)

【提案項目】

農畜産業における生産振興のための企画・立案等において、全国統一基準での調査データが必要であることから、世界農林業センサスの調査項目及び集計方法の拡充を図ること。

【提案理由等】

現在、世界農林業センサスにおいて収集されているデータには、品目ごとの生産出荷量及び販売額等の調査項目がなく、また、市町村別の集計がされていない。市町村を単位とした地域の農林業の基礎データは農業振興施策等の検討や気象災害調査などに必要不可欠なものであるため、世界農林業センサスの調査項目に、品目別の生産出荷量及び販売額、園芸施設（ガラス、ビニールの別）等を加えるとともに、全国統一基準で市町村別の集計を行うなどの拡充が必要である。

○全国統一基準での市町村別等データが必要な調査、事業等

① 生産振興の企画・立案

農畜産物の生産振興のための事業等企画・立案実施時に使用するデータは、都道府県や市町村が独自に把握しているデータに限られている。

② 作物・家畜の災害調査

広域にわたる地震、気象、火山等の災害発生時には、都道府県ごとに被害金額を公表している。この算定根拠のもととなる生産出荷量などは都道府県や市町村が独自に把握しているデータによるものに限られている。

【提案項目】

飼料価格の高止まりや畜産物価格の低下等に対して、畜産業の経営維持・安定を図るため、次の措置を講じること。

- 1 経営安定対策・飼料対策事業の充実強化
既存の経営安定対策事業について、永続的に再生産可能な所得が確保できるよう制度の充実を図ること。また、粗飼料にかかる価格安定制度を創設すること。
- 2 都市酪農における経営安定対策事業の創設
地産地消だけでなく、都市ならではの多面的機能を持つ都市酪農について、生産コストの格差を補い再生産を可能とする経営安定対策事業を創設すること。
- 3 家畜伝染病発生時に必要な移動式小型レンダリング装置の開発
口蹄疫等家畜伝染病発生時に迅速に殺処分を行い、防疫措置が円滑に進むよう、都市近郊でも移動・設置が可能な小型レンダリング装置の開発を行うこと。

【提案理由等】

配合飼料価格の長期高止まりや、畜産物価格の低下が畜産経営を圧迫している。また、畜産経営に大きな被害をもたらす口蹄疫等の重大な家畜伝染病の発生に対し、迅速な防疫措置が求められている。

今後、我が国における畜産業が、飼料価格や畜産物価格の変動等に左右されることなく、将来にわたり維持・発展していくために、永続的に再生産可能な所得が確保できる経営安定制度の充実・新設とともに、口蹄疫等の防疫を円滑に進めるために、上記措置を講じる必要がある。

- 1 鶏卵価格差補填事業については、近年、価格低落による基金枯渇が発生しており、永続的に再生産可能な所得が確保出来るよう、引き続き制度の充実が必要である。また、養豚経営安定対策事業については、飼料価格の高騰に伴う生産コストに対応できるよう、肉牛と同様に、生産者負担を1/3程度に軽減する制度設計の見直しが必要である。
併せて、配合飼料価格安定制度については、配合飼料価格の長期高止まりに対応できる制度への見直しが必要であり、粗飼料についても、輸入価格が上昇傾向にあることから、配合飼料と同様の価格安定制度を創設する必要がある。
- 2 本県の酪農業は、都市にあるが故にまとまった農地が少なく、効率的な自給飼料生産が困難であるほか、臭気等への環境対策、高い地価に伴う税負担など、経営的に条件が不利であり、このことは生乳生産量の急激な減少にも現れている。

	H12	H17	H22	H23	H24	H25
神奈川県が生乳生産量	96,935t	77,270t	53,862t	48,695t	46,105t	42,679t

地産地消として県民や学校給食に新鮮な牛乳を供給するだけでなく、都市酪農ならではの多面的機能（耕畜連携による堆肥等の資源循環の実現や、酪農教育ファームをはじめとする食育など）を発揮していくため、酪農経営における生産コストの格差を補い再生産を可能とする施策を実施するとともに、飲用向け牛乳に対する安定対策事業を創設する必要がある。

- 3 家畜伝染病予防法に基づき死亡家畜を埋却するための土地の確保について、本県は都市部であるがため、十分な土地の確保が見込めない。一方、国が開発・配備している移動式レンダリング装置は、能力が高いが非常に大型であり、本県のような都市近郊では農場近隣の適地まで運搬・設置が難しい農場もあることから、既存のものより小型の移動式レンダリング装置の開発が必要である。

【提案項目】

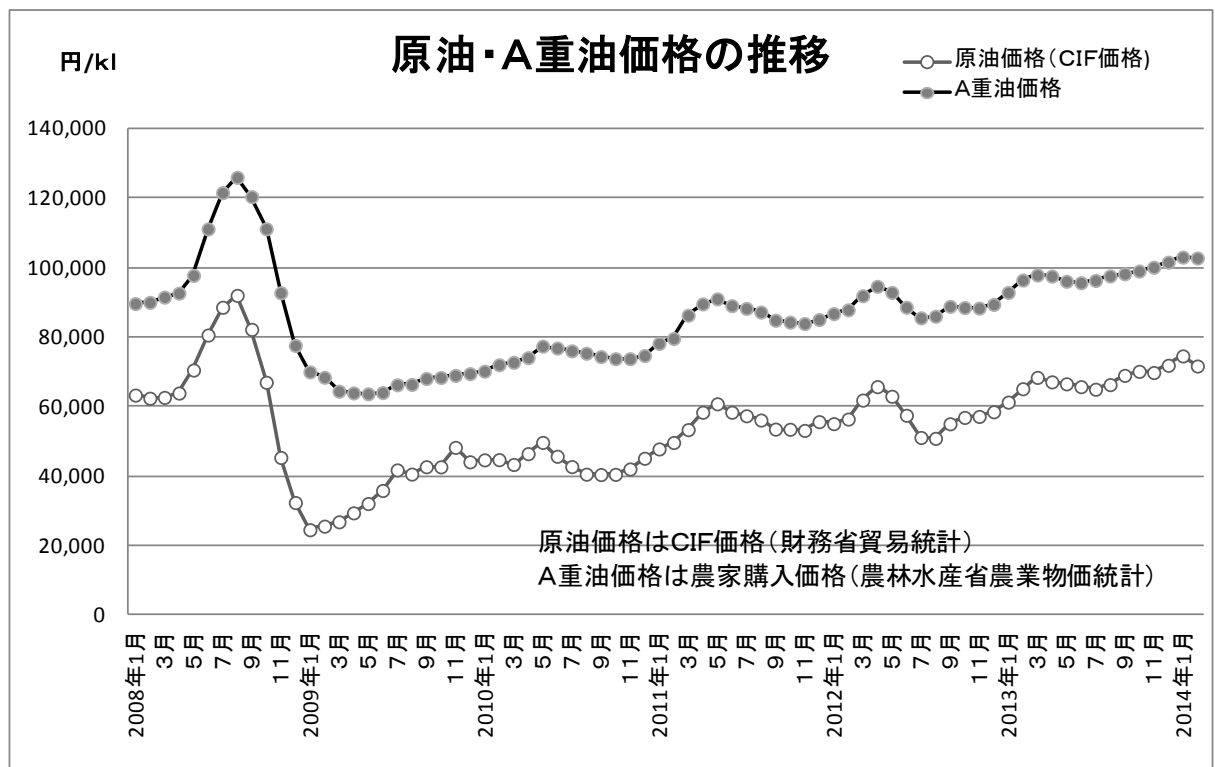
近年の燃油価格の高騰対策として、燃油価格の影響を受けにくい農業経営構造への転換をすすめるため、ヒートポンプ等の燃油低減暖房機や多重被覆等の暖房効率向上技術の導入及び燃油高騰時の補填金交付に対する燃油価格高騰緊急対策を、引き続き実施すること。

【提案理由等】

燃油価格が高止まりしているため、24年度補正予算で「燃油価格高騰緊急対策」が措置され、平成26年度までの延長継続が決まっている。

しかしながら、将来的にさらなる燃油高騰も予想されることから、平成27年度以降についても、引き続き施策を実施する必要がある。

○燃油価格の推移



51 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤回

提出先 水産庁

【提案項目】

東京電力福島原子力発電所の事故に伴う、諸外国の日本に対する水産物の輸入規制に対して、関係国に次の措置を求めること。

- 1 安全基準を満たしているにもかかわらず、全面的な輸入禁止を行っている国において、それを撤廃すること。
- 2 全面的な輸入禁止を行っていない国においても、実質的に過剰な規制となっている検査方法の指定を行っている国において、検査時の検出限界値を著しく低く設定することを撤回し、基準を満たしているにもかかわらず追加の検査を求めることを撤廃すること。

【提案理由等】

中国、韓国及びロシアは、それぞれの国が定めた安全基準を満たしているにもかかわらず、いまだに一部都県からの水産物の輸入を全面禁止しており、他にも多くの国が放射能検査証明書の添付を義務付けるなど、十分な科学的な根拠に基づかない過剰な輸入規制が行われており、水産物の輸出に要する検査期間の長期化や、経費の増加などにより、事実上輸出ができない状況にある。

そのため、国においてはこうした外国の過剰な規制を撤回するよう、引き続き強く働きかけていく必要がある。

なお、本県においては、計画的に漁獲される水産物の放射性物質の検査を実施し、その結果を公表することにより県民に本県産水産物を安心して利用してもらうよう努めているが、本県で漁獲されるイシダイ等を輸出していた一部の国から、原発事故以降、輸出に際し、例えば、次のような過剰な規制を受けている。

- ・ 検査に当たって検出限界値を 0.7Bq/kg 以下の高い精度で行うことを要求される（日本は厚生労働省通知に基づき、基準値の 1/5 以下となる 20Bq/kg 以下を検出限界値としている）。
- ・ 放射性セシウムが微量でも検出された場合、検査に時間と費用がかかるストロンチウムやプルトニウムの検査を要求される。

【提案項目】

森林整備加速化・林業再生基金事業について、県産木材の利用を促進するため、継続的な事業として平成27年度以降も予算措置すること。

【提案理由等】

本県では、公共建築物等木材利用促進法の制定や国産材自給率の向上を目指した国の方針を受け、木材の使用量が多く、かつ、PR効果が高い公共建築物等における県産木材の利用促進に取り組んでいる。

現在、その一環として、国の「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、木造公共施設や県産材流通の核となる木材加工流通施設等の整備に対する支援を行っているが、この支援は、県産木材の消費量、生産量を増加させるためのインセンティブとなっていることから、県産木材の利用促進のためには、平成27年度以降の事業継続が必要である。

【提案項目】

ニート等の若者に対する就労支援の一層の充実を図るため、地域若者サポートステーション事業などニート等の若者の就労を支える施策について法制化を行うとともに、必要な財源措置を継続すること。特に、地域若者サポートステーション事業における学校連携事業については、効果的に運営できるよう財源を措置すること。

【提案の理由等】

ニート等の若者の数は、景気が回復傾向にある中でも依然として高い水準にあり、社会生活を営む上で困難を有する若者の職業的自立を支援することは、わが国の社会の発展にとって不可欠である。

地域若者サポートステーション事業は、ニートの若者や学校中退によりニート化する危険性の高い若者に対して、これまでハローワーク等では十分に対応ができなかった一人ひとりの状態に応じた相談支援や支援プログラム等を、困難を有する若者支援に実績のあるNPO等が担い、さらに、地域においてニート等の若者の就労を支える関係機関のネットワークを構築することで、ハローワーク等による若者の就職支援機能を補完し、着実に成果を出している。

こうした、ハローワークとNPO等の連携によるニート等の若者の職業的自立に向けた施策や、国・地方自治体・民間団体のネットワークにより地域においてニート等の若者の就労を支える施策は、継続的に実施する必要がある。国において、法制化を行うとともに必要な財源措置を継続して講じる必要がある。

ニートはその状態が長引くほど、就労が難しくなることから、就労に課題を抱えた段階から早期に支援し、若者のニート化を未然に防ぐ取組が重要である。特に、高校中退者はニート化するリスクが高いため、学校連携事業を通じ、中退者の比率の高い学校と連携したニート化を未然に防ぐ取組が必要である。そのため、学校中退者に対する自宅等への訪問支援、学校中退のリスクが高いと思われる在学中の生徒に対する学校等への個別訪問支援及び学校中退者等に対する学び直し支援を、ハローワーク等の地域の若者就労支援機関の連携のもとで効果的に運営できるよう、国において、所要の経費を措置する必要がある。

【提案項目】

就職を希望する精神障害者の雇用を促進するため、事業主への理解促進策の充実を図ること。

【提案理由等】

就職を希望する精神障害者が急増していることや、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることを踏まえ、国では各ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置するほか、精神障害者を対象とする障害者トライアル雇用期間を平成26年度より3か月から12か月まで延長するなど支援の充実を図っている。

しかしながら、企業の経営者、人事担当者の中には、統合失調症、そううつ病、発達障害など障害特性が異なる精神障害者への理解が十分でないことや、精神障害者の雇用管理上の不安があることから、精神障害者の受入れをためらう傾向がある。

本県が平成25年度に事業所を対象に実施した障害者雇用に関するアンケートでは、今後、障害者を雇用する場合、考えられる障害種別として、身体障害者と回答した事業所は72%、精神障害者と回答した企業は20%であり、精神障害者の採用意欲は著しく低い。こうした意識を改善するため、国は、企業の経営者、人事担当者を対象に、精神障害者を雇用している企業の事例紹介、また、精神障害者雇用の必要性や雇用管理及び定着支援のポイントを冊子にわかりやすくまとめるなど、統合失調症、そううつ病、発達障害など障害特性に応じたきめ細かな精神障害者雇用に対する理解促進策を充実していく必要がある。

【提案項目】

安定した雇用の実現に向けて、次の措置を講じること。

- 1 公労使による新たな雇用ルールを検討
産業競争力会議等で検討されている、勤務地や職務を限定した新しい正社員制度の普及や、「日本型新裁量労働制」の導入等新たな制度の検討に当たっては、労働政策審議会等においても十分議論をしながら進めること。
- 2 最低賃金に係る中小企業支援策の拡充
最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援策については、全ての都道府県の中
小企業について支援対象となるよう支援策の拡充を図ること。
- 3 公契約に関する法律整備に係る研究の推進
公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件を確保するため、公契約に
関する法律整備に係る研究を進め、その経過や結果を公表すること。

【提案理由等】

- 1 産業競争力会議等では、勤務地や職務・職種を限定した新しい正社員制度の普及や、労使合意の下、労働時間と賃金を切り離した雇用契約を結ぶオプションを個人と企業に与える「日本型新裁量労働制」の創設等、雇用・労働分野の規制改革について議論されている。このような制度は、若年者等の就業機会の拡大や、一人ひとりの希望に応じた多様な働き方及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた政策として期待できる一方で、雇用が不安定で処遇の低い労働者を増やし、格差を拡げる可能性があることも懸念される。新しい制度の導入や法改正等については、労働政策審議会等においても公労使の議論を十分にしながら検討を進める必要がある。
- 2 平成23年度より新たに設けられた、最低賃金の引上げに伴う個別企業に対する支援制度は、地域別最低賃金が800円以下の県の中小企業のみが対象となっているが、800円を超える都府県の中小企業においても最低賃金遵守のため、厳しい努力をしてきたところである。今後、最低賃金の更なる引上げに当たっては、全ての都道府県の中小企業が支援対象となるよう支援策の拡充を図る必要がある。
- 3 本県においては、国や地方自治体が発注する公共工事等について、低価格による入札等のため、下請事業者へのしわよせによる労働者の賃金低下等が生じないよう、労働団体等より公契約条例の制定を求める要望書が多数提出されている。こうした要望等を受け、学識者、事業者団体及び労働者団体からなる「公契約に関する協議会」を設置し、検討を進めたが、条例の対象となる契約の範囲や、地域差を踏まえた適正な賃金下限額の設定などが課題となっている。国においても公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する法律整備に係る研究を具体的に進め、その経過や結果を広く自治体に公表することが必要である。

【提案項目】

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、次の措置を講じること。

1 仕事と生活の両立に関する施策の一層の強化

労働者が育児休業、介護休業や短時間勤務などの諸制度を活用しやすくするための環境整備に向け、企業の経営層への働きかけを強化するとともに、男性の育児休業取得促進に向けて企業への支援を充実させるなど、仕事と生活の両立に関する施策を一層推進すること。

2 仕事と介護の両立支援に向けた法制度の整備

今後、家族に要介護者を抱える労働者の大幅な増加が予想されることから、より実効性のある「仕事と介護の両立」支援に向けて、労働者がより利用しやすい制度の内容となるよう、育児・介護休業法の改正を行うこと。併せて、介護休業（休暇）中の所得について法制度による補償を検討すること。

【提案理由等】

生産年齢人口が減少する中、本県では、全国と比較して長時間労働者が多い上、出産・育児により離職する女性労働者の割合が高いことなどから、誰もが働きやすい職場環境の整備が大きな問題になっている。

- 1 国では育児・介護休業法の改正など法整備が進められてきているが、例えば、男性の育児休業取得の促進は、女性の仕事と生活の両立を支援する上で有効であるものの、その取得率は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための行動指針における目標値（2020年で13%）に対し、1.89%（平成24年度雇用均等基本調査）と低い状況にあるなど、未だ制度の活用が十分に進んでいるとはいえない。こうしたことから、男性の育児休業の取得促進など、今後も引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりを一層進め、仕事と生活の両立を図っていく必要がある。

そこで、生産性の向上や労働者の意欲向上といった、ワーク・ライフ・バランスを進めることによる具体的なメリットを、大企業のみならず、中小零細企業へも周知啓発できるよう、企業の経営層への働きかけを工夫・強化するとともに、男女双方の仕事と育児の両立を支援するため、特に男性の育児休業取得に積極的に取り組む企業への助成や税制等による優遇措置を図るなどの施策について検討が必要である。

- 2 団塊世代の高齢化により、家族に要介護者を抱える労働者が増加し、介護理由の離・転職者の大幅な増加が懸念されることから、より実効性のある「仕事と介護の両立」に向けた支援を行うため、介護休業（介護休暇）の時間単位の取得、「常時介護が必要な状態」の要件の緩和及び介護の多様な状況を踏まえた利用可能日数・利用回数の制限の緩和等、労働者がより利用しやすい制度の内容となるよう、育児・介護休業法を見直し、法改正を図る必要がある。

また、介護休業（休暇）の取得を促進し、取得者の経済的支援を図るため、休業中（休暇中）の賃金補償及び介護休業給付金の拡充等、育児・介護休業法のみならず、法制度全般を通じた所得補償について検討が必要である。

57 いわゆる「ブラック企業」の根絶に向けた実効性のある施策の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

将来の我が国の経済・社会を担う若者が安心して継続的に就労できるように、いわゆる「ブラック企業」の根絶に向けた、実効性のある施策を推進すること。

【提案理由等】

派遣社員などの非正規雇用労働者の増加等を背景として、新卒の若者を大量に採用し、長時間労働や過剰なノルマ、パワーハラスメントなどを繰り返し、精神的にも追い詰めて大量退職に追い込む、いわゆる「ブラック企業」による被害が深刻化している。

こうした、若者を使い捨てにしようとするような働かせ方の横行は、個々の企業等に短期的な利益をもたらすことはあっても、長期的には、貴重な労働力が失われるという面において、日本経済にとっても大変な損失であると言える。

このような状況の中、国は、若者の使い捨てが疑われる企業等への取組みを強化し、平成 25 年 9 月を「過重労働重点監督月間」に設定し、この間に集中的な監督指導等を行った。

我が国の経済・社会の、健全で持続的な発展のためにも、若者の安定した雇用は大変重要なテーマであり、中でも、いわゆる「ブラック企業」の根絶は喫緊の課題である。

早期離職率が高い企業など、労働者の使い捨てが疑われる企業への監視・指導體制の強化や、重大・悪質な法令違反がある場合の企業名の公表など、実効性のある施策の推進が必要である。

【提案項目】

福祉サービスの利用制度の下で、一人ひとりが尊重され、自立した生活を送るために、利用者自らが自分に合った質の高いサービスを選択・利用できるよう、また、制度間での整合を図るよう、次の措置を講じること。

1 成年後見制度の利用負担にかかる財源措置

高齢者や障害者等の権利を擁護するとともに、福祉サービスの利用を援助するため、成年後見制度の利用負担にかかる支援の充実を図ること。

2 日常生活自立支援事業における財源措置

日常生活自立支援事業における財源措置の充実を図ること。

3 福祉サービス第三者評価における支援

サービスの質の向上の取組を促進し、利用者のサービス選択を支援する福祉サービス第三者評価の普及、定着を図るため、国においても広域的な啓発、事業者に対する受審誘導策などの積極的な取組を行うとともに、各都道府県に対し必要な支援を行うこと。

4 級地区分の見直し

介護保険における地域区分並びに生活保護法関係における級地区分については、地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うこと。

5 生活保護受給者に対する自立支援

生活保護受給者に対する自立支援について、次の措置を講じること。

- (1) 生活保護受給者に対する自立支援について、引き続き全額国負担による財源措置を講じること。
- (2) 生活保護世帯の子どもの健全育成に対する支援の際、各市町村教育委員会や学校等と協力、連携が促進されるよう、文部科学省等関係府省と個人情報の取扱いや学習支援の実施について、あらかじめ連携促進を申し合わせること。

6 新たな生活困窮者自立支援制度の円滑な実施

生活困窮者自立支援法に基づく施策の実施にあたっては、各地方自治体において円滑に事業を推進できるよう、国の役割と責任を明確にした上で、政令で定められている国の負担及び補助について早期に示し、必要な財源措置を講じるとともに、地方自治体の意見等を十分に踏まえ、速やかに省令やガイドライン等の整備を進め、順次、地方自治体へ情報提供すること。

7 生活保護ケースワーカーの体制強化と業務の改善

- (1) 法改正により、福祉事務所の調査業務、就労支援や不正受給対策が、より強化されているため、必要なケースワーカーの増員を図れる仕組みを構築すること。

また、医療扶助の適正化等を実施するための適正実施について、引き続き必要な財源措置を講じること。

- (2) ケースワーカーが受給者の自立に向けた適切な支援が行えるよう、国で一元的に効率的なシステムを開発するなど、業務改善に向けた具体的な検討を行うこと。

8 学校給食の公会計化に伴う代理納付先の追加

生活保護制度での学校給食費等教育扶助については、学校長のみではなく、地方自治体の長に対しても代理納付できるよう制度改正を行うこと。

9 生活福祉資金貸付制度の安定した事業運営

生活福祉資金貸付制度について、今後も安定した事業運営が図れるよう、相談員の配置に要する経費等について、平成27年度以降も引き続き十分な財源措置を講じること。

10 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度の費用分担

要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度は、被保護者が所有する不動産を担保として、生活保護費の支給に代えて貸付が行われる制度のため、貸付によって生じる事務費等については、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の費用分担とすること。

11 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における大都市特例の設置

社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、社会福祉施設設置認可等と同様に大都市特例を設け、政令指定都市等を補助主体とすること。

12 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりの促進

民生委員・児童委員の活動量と負担感が増しているため、職務の遂行に必要な個人情報提供のあり方について、法的な根拠を明確にするとともに、活動実態に見合った活動費の充実を図り、活動しやすい環境づくりを進めること。

【提案理由等】

- 1 成年後見制度の利用促進のため、後見人報酬などの負担が経済的に困難な人に対する支援が必要である。平成18年度より介護保険法の地域支援事業（市町村任意事業）、障害者自立支援法の地域生活支援事業（市町村必須事業）として「成年後見制度利用支援事業」が位置付けられているが、生活保護等低所得者が制度を利用する場合、その申立て費用や後見人報酬の支払いが支障となって、申立てを行うことができないケースが認められることから、費用についての財源措置の充実が必要である。
- 2 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）における生活支援員を派遣する場合の利用料については、生活保護受給世帯は無料または免除としているが、住民税非課税世帯についても、本事業によるサービスを必要とする人が利用できない事態が生じないよう財源措置が必要である。
- 3 福祉サービス第三者評価については、都道府県において推進体制を整備し、その普及に取り組むこととされ、本県においても、推進組織を設置しているところである。しかしながら、介護サービス情報の公表の義務化や、指導監査など福祉サービス事業者の負担感が重いなど十分

に受審が進んでいない状況である。各都道府県単独の取組には限界があるため、国においても、第三者評価の必要性についての意識醸成や、制度間の整理、事業者に対する効果的な受審誘導策など、積極的かつ総合的な取組が必要である。

4 生活保護制度等の地域区分及び級地区分について、指定が実態とかけ離れているところが見られるため、実態に見合うよう級地の引上げを図るなど地域の実情を十分勘案した見直しが必要である。

5 (1) 生活保護制度は、支援を必要とする人に確実に保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、受給者に対する自立支援については、国が地方自治体に対して積極的な推進を進めているものである。これまで各地方自治体において、様々な自立支援事業に取り組んできたが、地方に大きな財政負担を求めるよう検討がなされている。財源確保は各地方自治体の重要な課題となり、このままでは事業の継続に支障が生じることが懸念されていることから、引き続き、全額国庫による財源措置を講じる必要がある。

(2) 子どもの支援には、教育との連携が不可欠であり、支援の実施がよりスムーズに行われるよう関係省庁間での申し合わせが効果的である。

6 平成27年度に施行される生活困窮者自立支援法に基づく施策について、各地方自治体において円滑に実施できるよう準備を進めているところであるが、対象となる生活困窮者の範囲が広く捉えられているなど、事業規模の検討等に苦慮している。

そこで、国は、早期に国の負担及び補助について地方自治体へ示し、必要な財源を確保するとともに、モデル事業の実施状況や結果、課題等を十分に把握・検証した上、地方自治体の意見を十分に踏まえ、速やかに規定等の整備を行い、できるだけ早く地方自治体へ情報を提供すべきである。

7 (1) 生活保護受給世帯数が過去最高を更新し続けている中で、福祉事務所に配属され生活保護の現場を担うケースワーカーの負担が増大している。各種調査や決定事務などに追われ、本来のケースワーク業務が行えず、また、査察指導員によるチェック機能も限界を超える状況になりつつある。さらに、生活保護法改正により、福祉事務所の調査業務、就労支援や不正受給対策が、より強化されていることを踏まえ、必要なケースワーカーの増員については、国において必要な財源措置を講じる必要があるほか、法改正による標準数の見直しなど、現実的な仕組みを構築する必要である。

また、医療扶助の適正化等を効果的に実施できるよう、適正化実施に係る必要な財源措置を講じる必要がある。

(2) ケースワーク業務の大半を占めるに至っている各種調査や決定事務などについては、これまでも、各地方自治体において個別にシステム開発等が重ねられてきているが、システム改修に係る時間や労力自体も過大となっているため、国は業務改善に向けた具体的な検討を行う必要がある。

8 生活保護法による学校給食等教育扶助費は、保護費の適正な使用を図る目的等において、被保護者以外に学校長に対して代理納付するものとなっているが、給食費の未納やその徴収に係る学校の負担、また金銭管理等の課題を解決するために、給食費の公会計化を実施する、または検討をしている地方自治体が増えてきている。

しかし、代理納付先に地方自治体の長が含まれていないため、事務手続きがより煩雑になる、または代理納付が困難となっている地方自治体が出てきているため、制度改正が必要である。

9 生活福祉資金は、低所得者や高齢者、障害者世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進のために重要な役割を果たしている制度であるが、平成21年10月には、厳しい雇用経済情勢の下、急増する失業者、低所得者等に対するセーフティネット施策の一つとして、生活福祉資金貸付制度の抜本的見直しが図られ、貸付条件の緩和等が行われたところである。

平成26年度までは、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）により、相談員の配置に要する経費について予算措置されたが、今後も当該事業による失業者や低所得者層に対する自立支援は重要な取組であり、貸付終了後の自立支援も含めた相談支援体制の充実や償還対策の強化は、安定した事業実施に不可欠であることから、平成27年度以降も国が責任を持って十分な財源措置を講じる必要がある。

- 10 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度では、再評価時の不動産評価、担保物権の変更登記、不動産の処分、その他契約費用等は、都道府県社協が負担（事務費として、国が1/2、都道府県が1/2を負担）するものとされている。
- 11 社会福祉法人の所轄庁は、法人の活動区域が一つの政令指定都市または中核市にとどまる場合は、大都市特例により、当該政令指定都市または中核市の長となっており、社会福祉施設の設置認可、検査等についても同じ扱いとなっている。しかしながら、社会福祉施設職員等退職手当共済制度においては地方自治体では都道府県のみが補助主体とされているため、同制度についても大都市特例を設け、政令指定都市及び中核市も補助主体とし、他の社会福祉法人及び社会福祉事業に関する制度と整合を図ることが必要である。
- 12 民生委員・児童委員の欠員は恒常化しており、活動しやすい環境づくりを促進するため、民生委員・児童委員の職務の遂行に必要な個人情報提供のあり方について、法的な根拠を明確にするとともに、活動費の算定根拠となっている地方交付税算定基礎額の充実などが必要である。

59 補装具費の対象拡大

提出先 厚生労働省

【提案項目】

補聴器について、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児についても医師が必要と認める場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象となるよう対象範囲を拡大すること。

【提案理由等】

難聴の程度が軽度・中等度であっても、早期から適切な補聴がなされないと言語の習得やコミュニケーション能力の向上等に影響が生じるため、補聴器を装用するなどの対策が有効とされているが、補聴器が高額で保護者の経済的理由により装用できない場合があることから、医師が認める場合は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対しても補聴器を補装具費の支給対象範囲とすることが必要である。

【提案項目】

ホームレスの自立を支援等するため県及び市町村における施策が効果的に推進できるよう、次の措置を講じること。

1 ホームレスの自立支援施策の推進

未だ数多くのホームレスが存在しており、路上生活の長期化や再路上化、高齢化が見られることから、雇用や住宅の確保、保健・医療・福祉の充実など自立に向けた総合的な支援施策を更に推進すること。また、ホームレスの自立支援等に係る施策については、引き続き、全額国庫負担による財源措置を講じること。

2 無料低額宿泊事業の法令上の明確化

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業について、届出を促進する観点から、対象事業の範囲を、実態に則し、法令上で明確にすること。また、入居者の適正な処遇を図る観点から、設備及び運営の基準等の基本的事項を法令上で明確に位置付けること。

【提案理由等】

1 ホームレスの問題について、地域における取組が後退することがないように、国は、路上生活の長期化や高齢化が進むホームレスに対する総合的な支援施策を、より一層推進するとともに、引き続き、全額国庫負担による財源措置を講じる必要がある。

2 生活保護受給者が居住する宿泊施設は増加傾向にあるが、無届けのまま運営されている施設も多く、行政の指導が及ばないため、適正な運営が確保できていない状況にある。ホームレスを対象とした施設に対しては、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業としての届出を働きかけているが、法令上で事業の概念が明確となっていないため、部屋を貸しているだけであって無料低額宿泊事業ではないと抗弁された場合に対応が困難となっている。

また、法令上設備及び運営の基準がなく、県としてガイドラインにより指導を実施しているものの、法的拘束力がないため、限界がある。

このため、無料低額宿泊事業について、法令上の措置を講じる必要がある。

61 シックハウス対策の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

シックハウス対策を推進するため、シックハウス症候群の原因になりうる化学物質について、室内濃度指針値が設定されている現在の 13 物質以外についても、指針値を設定すること。

【提案理由等】

シックハウス症候群の主要な原因である化学物質については、平成14年2月までに13物質の室内濃度指針が設定されているが、「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会中間報告書その4」（平成14年1月22日）の中で継続して検討が必要な物質が示されていることから、これらの化学物質についても検討を進め、室内濃度指針値を設定する必要がある。

【提案項目】

自殺対策のより一層の充実を図るため、地域自殺対策緊急強化基金事業の終了後も地方自治体が事業を継続して実施できるよう、必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

自殺は社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して追い込まれた末の死であることから、自殺対策事業は、社会的要因も踏まえた問題を抱えた人に対する相談・支援体制の充実や、うつ病の早期発見、早期治療など総合的に取り組む必要があり、その取組は中長期的な視点に立って継続的に実施する必要がある。

自殺対策基本法第9条において、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」とされていることから、地域自殺対策緊急強化基金（平成21～26年度）の終了後も引き続き、地域の実情に応じたきめ細かな事業を実施するための財源措置が必要である。

【提案項目】

少子化の現状を踏まえ、不妊症や不育症の方が安心して検査や治療を受けられるよう、次の措置を講じること。

1 特定不妊治療への保険適用拡大

不妊治療を必要とする方が安心して治療が受けられるよう、現在、医療保険の適用となっていない特定不妊治療についても対象とすること。

2 不育症の研究及び人材育成の推進

不育症については、検査や治療が可能な医療機関が限られていることなどが課題となっているため、更に国において不育症の研究や人材育成について推進していくこと。

【提案理由等】

1 不妊治療については、少子化社会対策基本法において、「不妊治療を望む方に対して良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずること」としており、少子化対策の重要な柱となっている。

不妊治療のうち、体外受精、顕微授精については、医療保険が適用されておらず、全額患者負担となっており、1回の平均的な治療費は、それぞれ30万円、40万円と高額であり、患者の経済的負担は大変大きい。

都道府県、政令指定都市、中核市では、高額な治療費がかかる特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、治療に要する費用の助成を行っているが、申請件数が年々大幅に増加しており、財政状況が厳しい中、予算確保に苦慮している。

国においては、平成25年8月の「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、助成対象に年齢制限を設けるなどの見直しが行われたが、医療保険の適用については検討が行われなかった。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とする必要がある。

2 不育症については、厚生労働省研究班の研究成果に基づき不育症管理に関する提言がなされ、平成24年度からは、不育症に対する支援について国庫補助対象となるなど、充実が図られたところであるが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、更に国において不育症の研究や人材育成に取り組んでいく必要がある。

64 妊娠4か月未満で亡くなった胎児の取扱い

提出先 厚生労働省

【提案項目】

妊娠4か月未満で亡くなった胎児の取扱いについて、妊娠4か月以上の胎児と同様に尊厳を持って取り扱われるよう、法令により規定すること。

【提案理由等】

「墓地、埋葬等に関する法律」や「死体解剖保存法」、「医師法」、「刑法」（以下「各法」という。）などでは、妊娠4か月以上で亡くなった胎児を死体として、あるいは死体に準じるものとして扱っている。

一方、妊娠4か月未満で亡くなった胎児の扱いについては、平成16年に医療機関が胎児を不法に投棄した事件を契機に、平成16年に厚生労働省から、「妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関する調査結果等について」通知（平成16年10月12日付け雇用均等・児童家庭局母子保健課長）があり、その中で、「中絶胎児については、妊娠4か月未満であっても、社会通念上、丁重に取り扱うことが必要である」として、次の3つの取扱い方法が示された。

- (1) 胞衣・産汚物に係る条例を定め、この条例により許可を得た収集業者が医療機関から妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を廃棄物とは別に収集し、許可を受けた処理場で焼却する。
- (2) 胞衣・産汚物に係る条例を定め、この条例により許可を得た収集業者が妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を収集し、火葬場で焼却する。又は、この条例により医療機関が火葬場で焼却する。
- (3) 市町村の指導等により、医療機関が妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を火葬場で焼却する。

このように、各法では、妊娠4か月以上で亡くなった胎児についての取扱いが規定されているが、妊娠4か月未満で亡くなった胎児の扱いについて通知による取扱いが示されているだけで、明確な規定がない。

妊娠4か月を境として、その取扱いが異なることについては、生命倫理や胎児の尊厳性から問題であり、妊娠期間にかかわらず、同じ配慮がなされるべきである。

【提案項目】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の措置を講じること。

- 1 介護給付費財政調整交付金等の財源措置の見直し
国において、次の財源措置を講じること。
 - (1) 介護給付費財政調整交付金を別枠として措置すること。
 - (2) 特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備について、三位一体改革で税源移譲されていない5割分を税源移譲すること。
- 2 介護保険業務に係る事務負担等の軽減
要介護認定については、要介護認定者の増加等により市町村の事務負担が増大しているため、事務の負担軽減や費用負担について必要な措置を講じること。
- 3 介護予防支援業務の報酬額の見直し
制度改正に当たっては、今後の地域包括ケアシステム構築の実現に向け、地域包括支援センターがその果たすべき役割を十分担うことができるよう、介護予防支援業務について、業務の実態を反映した適切な報酬額となるよう見直すこと。
- 4 介護保険事業所の指導等の見直し
介護保険事業所に対して効果的・効率的に指導・監査が行えるよう、国において、より適切な手法を検討するとともに、県、市町村の指導監督体制の整備について、十分な支援を行うこと。
- 5 介護保険サービスの見直し
国において、次の措置を講じること。
 - (1) 利用者が必要とする介護保険サービスを適切に提供できるよう、特に次のサービスを保険給付の対象とするなど、介護保険制度を見直すこと。
 - ア 柔道整復師が行う訪問及び通所機能訓練
 - イ 透析患者など一定条件を満たす場合、要支援者への訪問介護における通院等乗降介助
 - ウ 一定条件の範囲での訪問介護における代筆・代読
 - (2) 通所介護事業所における送迎時の重度者に対する加算の見直しを行うこと。
 - (3) 介護保険施設が提供する医療について、透析を行う場合は介護報酬で評価することや、医療保険で対応できる範囲を拡大すること。
- 6 介護保険適用除外施設退所後の保険給付の見直し
介護保険適用除外施設（特に救護施設）の退所後の保険給付は、入所前の市町村が行うこと。

- 7 低所得者に対する保険料及び利用料負担軽減対策の見直し
制度改正に当たっては、介護保険の保険料と利用料について、低所得者の生活の実態を踏まえた負担軽減を図るとともに、他の社会保障制度と併せた負担の公平性を確保すること。その際、補足給付の見直しを行うとともに、国において必要な財源措置を講じること。
- 8 介護保険料の徴収方法の選択制
介護保険料の特別徴収と普通徴収の選択制については、慎重に検討し、安易に導入しないこと。また、特別徴収と普通徴収との間で生じる税負担の不均衡（社会保険料控除）の問題については、国の責任において適切に措置すること。
- 9 制度見直しにおける地方自治体の意見反映
今後、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担が生じるような制度見直しを行う場合には、あらかじめ地方自治体の意見を聴き、それを十分に反映させること。
- 10 お泊まりデイサービスの法整備
「お泊まりデイサービス」については、利用者の安全性が確保できるよう、国において法令に位置付けること。

【提案理由等】

- 1 (1) 財政調整交付金については、各市町村の介護保険財政の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるよう配分されているが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、この保険料への転嫁を解消する必要がある。
(2) 特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備については、三位一体改革において平成18年度から地域介護・福祉空間整備等交付金（都道府県交付金）が廃止され、その5割が税源移譲されたところだが、税源移譲されていない5割分を税源移譲する必要がある。
- 2 要介護認定者の増加に伴い市町村の事務負担が増大しているため、介護保険業務に係る事務の負担軽減や費用負担について措置を講じる必要がある。
- 3 地域包括支援センターが行う介護予防支援業務（ケアマネジメント）に係る報酬は、現行の業務実態を十分反映させたものとは言えないことから、制度改正に伴う機能強化を踏まえ、実態に見合ったものとなるよう見直しが必要である。
- 4 一部の介護保険事業所において、不正な事業運営が行われていた実態が認められたことなどを踏まえ、制度を適正に運営していくため、事業者に対する指導等が適切に行われることが必要である。また、今後、市町村が担う介護保険サービスが拡大する方向にある。
このため、介護保険事業所に対して効果的かつ効率的に指導監督を行うことができるよう、国において支援していくことが必要である。
- 5 (1) ア 柔道整復師の行う機能訓練について、通所介護の一環として行われるものは、介護給付の対象とされているが、それ以外については対象とされていない。介護保険サービスの供給拡大の観点から、保険給付の対象とすることが適当である。
イ 平成18年度の制度改正による予防給付の対象者の拡大に伴い、新たな要介護認定により「要支援」と認定された場合、「通院等乗降介助」サービスが利用できなくなり、透

析のための通院に影響が生じているため、制度を見直す必要がある。

ウ 視覚障害者に限らず、高齢者には、視力が低下している方なども多いことから、「代筆・代読」についても、日常生活上必要と考えられる範囲に限定するなど、一定の条件を付して、介護保険における訪問介護サービスの対象とすることが適当である。

(2) また、在宅高齢者の重度化に伴い、多くの重度介護者や認知症の方が通所介護を利用しているが、送迎においても安全面等に留意した乗降介助等が必要なため、適切な基準を定めるほか、重度者など一定の基準による報酬加算を導入する必要がある。

(3) さらに、介護保険施設において、透析が必要な入所者・入院患者にあっては、多くの場合、透析ができる医療機関への移送等が必要であるため、施設内で透析ができるように、報酬体系を見直す必要がある。

6 適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合、退所と同時に適用除外施設の所在市町村の被保険者となるため、保険給付は、保険者となる適用除外施設所在市町村が行うことになる。しかし、このことは、適用除外施設所在の市町村と他の市町村における費用負担の不均衡をもたらすものとなっているため、所要の見直しが必要である。

7 低所得者対策については、現在一定の措置が講じられているものの、その内容は十分ではなく、また負担の公平性の観点から問題があるため、国は、保険料及び利用料の負担軽減、並びに施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付について、財源措置も含め中長期的な視点に立った見直しを行う必要がある。

さらに、国民健康保険などで導入されている定率による保険料との均衡等に配慮するなど、他の社会保障制度と併せた負担の公平性を確保する必要がある。

8 介護保険料の特別徴収と普通徴収の選択制については、特別徴収が被保険者の便宜や確実かつ効率的な保険料徴収による公平性の確保という観点から導入された経緯や、制度として定着していること、及び介護保険財政に重大な影響を及ぼす可能性があること等を踏まえ、制度導入前に時間をかけて保険者である市町村との十分な協議を行う必要がある。

また、納付方法が普通徴収の場合は、家族に係る保険料についても世帯主等実質的な負担者の社会保険料控除の対象とすることができるが、特別徴収の場合はできないという不均衡があるため、国の責任において適切に措置する必要がある。

9 今後、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担が生じるような見直しを行う場合には、財政負担をしている都道府県や保険者である市町村の意見を聴き、それを十分に反映させる必要がある。

10 通所介護に宿泊サービスを付けた、いわゆる「お泊まりデイサービス」については、通所介護として行われる部分は保険給付の対象とされ、宿泊サービスとして行われる部分は法令に定めがない。

しかしながら、宿泊サービスについては、宿泊の長期化、部屋の男女兼用、夜間の人員体制が不十分などの問題があることから、本県では適時注意喚起を行っているところであるが、利用者の安全性の確保に向けた指導・監督を行うことができるよう、法令に位置付けることが必要である。

【提案項目】

国民健康保険制度の安定化及び効率化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 減免措置に対する財政補填の対象拡大
市町村が低所得者層に対して行う一部負担金や保険料（税）の減免措置に対する財政補填については、一部負担金の減免基準を生活保護基準を上回る所得水準とするなど対象範囲の拡大を行うこと。
- 2 特定健康診査・特定保健指導の単価見直し
市町村が行う特定健康診査・特定保健指導において、制度の確実な実施を図るため、診療報酬単価を目安にした標準単価を設定するとともに必要な財源措置を行うこと。
- 3 不当利得の保険者間調整の仕組みの創設
被保険者資格喪失後に受診した際に発生する療養給付費の不当利得について、返還請求に係る保険者事務の効率化と被保険者の負担軽減を図るため、受診者を介さず保険者間で調整できる仕組みを創設すること。

【提案理由等】

- 1 県内市町村の多く（減免基準を設定している29団体の内22団体）は、国民健康保険の低所得者層に対し、生活保護基準所得の115%を免除基準、130%を減額基準として一部負担金の減免を実施している。また、保険料（税）についても27団体が減免基準を設定し実施している。
一方、一部負担金減免に係る国からの財政補填は生活保護基準所得以下が対象となっており、また、保険料（税）減免については財政補填の対象外となっていることから、市町村の財政力に関係なく低所得者対策を推進し、減免措置の標準化と定着を図るため、財政補填対象者の拡大を行うことが必要である。
- 2 特定健康診査及び特定保健指導による医療費適正化の効果は、診療報酬に基づく保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、市町村が健診機関と締結する契約単価については、診療報酬単価を目安に標準単価を設定するなど、国として実施関係団体等との間で調整を行うことが必要である。また、国庫負担の割合を保険給付費に対する国庫負担割合の水準まで引き上げ、市町村財政の安定化を図ることが必要である。
- 3 資格喪失後に被保険者が保険証利用し受診した際に発生する療養給付費の不当利得については、被保険者が保険者へ返還を行った上で、正当な保険者から療養費として給付費を受けることとなっている。保険者間での過誤調整が可能になれば、保険者が行っている被保険者への返還請求事務等の効率化につながり、未収金の発生を防ぐことにより国保財政の健全化に寄与すると考えられるため、保険者間で調整を行うことが可能となる仕組みを創設することが必要である。

（神奈川県担当課：保健福祉局医療保険課）

【提案項目】

高齢者保健福祉施策の充実を期するため、早期に次の措置を講じること。

1 介護予防事業の見直し

介護予防事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、制度改正に当たっては、地域の実情に応じた多様な事業の推進が円滑に図られるよう、保険者や都道府県の意見を踏まえつつ、国において必要な措置を講じること。

2 認知症疾患医療センターの設置基準の緩和等

高齢者の認知症については、地域における早期発見、早期治療等の体制づくりが重要であることから、地方自治体が認知症対策の更なる強化を図れるよう、認知症疾患医療センターの設置基準の緩和や確実な財源措置等を講じること。

3 小規模有料老人ホームにおける届出事項の緩和

老人福祉法改正で有料老人ホームの定義が拡大し、届出が必要となる施設の範囲が拡大したが、届出が進まず入居者保護が図れないことから、小規模施設の届出手続きに係る届出事項について必要な緩和措置を講じること。

4 介護基盤整備における財源措置

介護基盤の緊急整備特別対策事業については、平成26年度まで延長されたところであるが、高齢化の進展に伴い、引き続き介護基盤整備の促進を図る必要があるため、時限到来後も国の責任において事業を継続できるよう財源措置を講じること。

【提案理由等】

1 介護予防事業の制度見直しにあたっては、保険者の判断により多様性のある介護予防事業が推進できるよう、措置を講じる必要がある。

2 認知症疾患医療センターの整備促進を図るため、地域包括支援センターの機能充実と併せ、一層の財源措置等が不可欠である。

さらに、認知症を早期に発見し、早期に対応する体制を整備するため、かかりつけ医への助言や専門医療機関、地域包括支援センター等との連携の推進役となるサポート医の報酬上の評価を行う必要がある。

3 平成18年の老人福祉法改正で有料老人ホームの定義が拡大し、届出が必要となる施設の範囲が拡大した。しかし、届出が進まず、こうした施設に対しては行政による指導や監督が行えないことから、入居者保護の観点から問題となっている。

現在、届出に際して、法や規則で届出事項とされている施設設備や運営に係る書面が膨大であることが届出促進の障害となっていることから、未届施設の届出促進を図るため、定員29名以下の小規模施設については、届出事項の内容のうち、市場調査等による入居者の見込みや事業開始に必要な資金の額等、新規開設時に確認を必要とする事項を提出事項から除く等の緩和

措置を行っていく必要がある。

- 4 介護基盤の緊急整備特別対策事業については、平成21年度における国の経済危機対策に基づき、国の交付金を財源として基金事業として実施しており、平成26年度まで延長されたところであるが、介護基盤の整備は、引き続き重要であり、その整備促進を図るために、時限到来後も事業を継続できるよう財源措置を講じる必要がある。

68 障害者に対する所得保障に係る措置の実施

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害者総合支援法の附帯決議及び同法附則第3条に基づく、障害者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を進め、速やかに所得保障に係る措置を講じること。

【提案理由等】

障害者の所得保障については、障害者総合支援法制定時の附帯決議及び同法附則第3条第3項において、障害者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を行うよう規定している。

国においては、改正障害者基本法に基づき、平成24年に設置された障害者政策委員会において、所得保障（年金や諸手当）について議論されており、新「障害者基本計画」に盛り込むべき事項として、現行の年金や諸手当等の所得保障制度全般について、総合的な検証を行うこと等の意見が、同年12月に提出されたところであり、これらの意見に示された考え方等を踏まえて、障害者基本計画（第3次）が平成25年9月に策定されたところであるが、所得保障について具体的な措置は示されておらず抜本的な解決に至っていない。

69 発達障害児者への支援の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

発達障害児者への支援を充実するため、発達障害に対応できる小児科医、児童精神科医等の専門医の確保・養成を推進すること。

【提案理由等】

発達障害に対する専門医の確保・養成に関しては、「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）の報告書に基づき、一定の取組が行われているが、児童精神科医ら専門医が不足している状況は依然として続いている。

70 障害福祉サービスにおける相談支援の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害福祉サービスを利用する全ての障害児者に対して、適正なサービス等利用計画が作成されるように、相談支援に係る障害福祉サービス等の報酬等について、適切に評価すること。

【提案理由等】

平成 24 年 4 月の法改正により障害福祉に係る相談支援が充実され、障害福祉サービスを利用する全ての障害児者が、平成 27 年 3 月までに、サービス等利用計画を作成しなくてはならないこととされた。しかし、介護保険制度と異なり、毎月、モニタリング等を行う仕組みではないことなどから、計画を作成する事業者が一定した収入を見込むことが難しく、新たな事業者の参入等について見通しが立っていない。

サービス等利用計画は、障害福祉サービスの利用や地域生活の基礎となるものであるので、適切に計画が作成されるよう、相談支援事業所の収支が十分に見合うような報酬等の設定が必要である。

71 地域の実情に応じた医療提供体制改革の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

地域医療提供体制の改革に当たって、新たに都道府県の役割となる病床機能の報告制度の運用、地域医療ビジョンの策定及び新たな財政支援制度の創設について、地域の実情に応じた改革を推進できるような制度とすること。

【提案理由等】

平成26年6月に成立した「医療介護総合確保推進法」において、病床の機能分化・連携など地域医療提供体制の改革を推進するため、都道府県の役割が強化される。

新たに都道府県の役割となる病床機能の報告制度の運用、地域医療ビジョンの策定については、都道府県や医療機関の負担が最小限となるよう制度設計し、ガイドライン等を早期に策定するとともに、地域の実情に応じた運用ができるような制度とする必要がある。

また、地域医療ビジョンを実現するための新たな財政支援制度については、基金を造成して実施することとなっているが、国への計画提出や計画変更の手続きを必要最小限とするなど、都道府県が地域の実情に応じて柔軟に基金を活用できるようにする必要がある。

【提案項目】

保健医療体制の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 臓器移植医療のための体制整備

臓器移植件数が増加傾向にある中、臓器移植医療の一層の充実を図るため、臓器移植コーディネーターの設置を含めた臓器のあっせんについて、国の責任において体制整備を図ること。

2 脳脊髄液減少症対策の充実

難病に指定されていない脳脊髄液減少症について、早期に診断基準や治療法が確立され、必要な治療が受けることができるように、速やかな病態の解明と保険適用の実現を図ること。

3 骨髄ドナー登録推進事業の財源措置

患者が移植を受ける機会が十分に確保できるよう、地方自治体が行う骨髄ドナー登録事業の推進に必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

1 都道府県臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業の推進については、平成15年3月20日付け厚生労働省健康局長通知等により、都道府県が主体的に事業を実施している。都道府県臓器移植コーディネーターが行う臓器あっせん業務の一層の強化を図るために、一層の財源措置の充実を図るとともに、臓器のあっせん許可は、厚生労働大臣が行っていることから、国の責任においても、公益社団法人日本臓器移植ネットワークの臓器移植コーディネーターを増員する必要がある。

2 発症の原因や治療法が確立していない疾患については、国の調査研究事業により、特定の疾患については医療費助成の対象となるなど、対策が推進されているところである。

しかしながら、依然として、脳脊髄液減少症については、発症の原因や治療法の確立されておらず、患者及びその家族の多くは、治療が受けられる医療機関を探したり、保険適用が受けられないなどの苦しみを抱えているのが現状であり、一日も早く疾患研究を進め、速やかな病態の解明と保険適用の実現を図ることが必要である。

3 骨髄バンクのドナー登録者数は、今後年齢超過による抹消が増加し続け、2017年には全国で約1万2千人が抹消となる「2017年問題」が懸念される。

また、平成26年1月1日にはいわゆる「造血幹細胞移植推進法」が施行されたが、同法において、地方自治体には国との適切な役割分担を踏まえた施策の策定・実施の責務が規定されている。

このような状況から、今後の骨髄ドナー登録事業推進のため、地方自治体が安定的に普及啓発等の施策を実施できるよう、国による必要かつ十分な財源措置が必要である。

(神奈川県担当課：保健福祉局医療課、保健予防課)

【提案項目】

救急医療体制の整備と充実・強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 診療報酬による評価の充実
総合的な救急医療体制の整備・充実に向けて、当該診療における診療報酬による評価の充実を行うこと。
- 2 救急医療体制の充実
周産期救急・小児救急・ドクターヘリなどの救急医療体制について、支援策の充実や、救命救急センター、周産期・小児医療施設等の整備への支援に対する財源措置を行うこと。
- 3 小児特定集中治療室管理料の施設基準の要件見直し
小児の救命救急に貢献している施設が小児特定集中治療室管理料を算定できるよう、管理料の施設基準を更に緩和すること。
- 4 アレルギー疾患対策におけるプレホスピタルケア（病院前救護）の充実
食物アレルギーによるアナフィラキシーショック発症時において、本人に「自己注射が可能なエピネフリン製剤（以下、エピペンという。）」が処方されていない場合でも、救急救命士によるエピペンの使用やエピペンの救急車への搭載を可能とするなど、プレホスピタルケアの充実に向け検討を行うこと。

【提案理由等】

- 1 総合的な救急医療体制の整備・充実に向けて、本県においては保健医療計画に位置付け、取組を進めている。平成26年度診療報酬改定において救命救急入院料の急性薬物中毒加算について、算定可能な対象施設を拡大する見直しなどが行われたが、初期から三次にわたる総合的な救急医療体制の整備・充実に向けては、より一層の診療報酬による評価の充実が不可欠である。
- 2 周産期及び小児救急医療は、次世代育成推進の観点からも極めて重要な課題であり、その更なる充実・強化を図るためには、地域の状況に柔軟に対応した支援策の充実が不可欠である。ドクターヘリについては、救命率が向上している状況や、県境を越えて実施している実態を踏まえ、安定的運用のためには、財政的基盤の確保が必要である。
また、高度・専門的・特殊な医療を担う救命救急センター及び周産期・小児医療施設等の整備は、地域医療を確保する観点から積極的に進める必要があり、医療機関の施設整備を促進することは、良質かつ適切な医療を提供する点から重要である。
- 3 小児特定集中治療室管理料の施設基準については、施設・設備及び人的な要件が整っているにも関わらず、評価実績の基準が高く、全国の小児専門病院においても管理料が算定でき

ている施設は1施設のみである（平成25年度時点）。

平成26年度診療報酬の改定により小児特定集中治療室管理料の施設基準について見直しが行われたが、依然として医療施設にとってはハードルが高い状況である。実際に小児の救命救急に貢献している施設が管理料を算定できるよう、施設基準の更なる見直しが必要である。

- 4 平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となる中、現在、国の通知（平成21年3月2日 厚生労働省医政局指導課長通知）により、救急救命士によるエピペンの使用について、あらかじめ本人に処方されている場合に限り使用することができることとなっている。

アナフィラキシーショックを発症し生命が危険な状態にある場合、適切なタイミングで迅速にエピペンを使用することにより救命率の向上につながり、また、エピペンは体重に合わせ2種類の規格があるのみで生命に関わる副作用もないと考えられることから、医師の指示の下、救急救命士によるエピペン使用範囲の拡大等を図ることが非常に重要である。

【提案項目】

精神科救急医療体制のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 精神科救急医療体制の整備等
精神疾患を持つ人がいつでも適切な医療を受けられるようにするため、休日・夜間における精神科救急医療体制の整備・充実のための十分な財源措置を行うこと。
- 2 診療報酬による評価の充実
平成26年4月に診療報酬の改定が行われたが、精神科救急医療を担う医療機関の確保のため、更に診療報酬による評価の充実を行うこと。

【提案理由等】

- 1 本県では3政令指定都市との協調の下、24時間365日の精神科救急医療体制を敷いているが、精神保健指定医や看護師の確保及び空床確保については恒常的な不足に悩まされている。また、平成22年度の精神保健福祉法の改正により、都道府県に精神科救急医療体制整備の努力義務が明文化されたことや、平成24年3月の国の指針によって精神科救急医療体制の確保・維持が示されたことにより、本県としても更なる充実を目指しているところである。
しかし、精神科救急医療体制整備事業費をはじめとした現在の財源措置では、十分な対応ができないため、更なる措置が必要である。
- 2 平成26年4月の診療報酬改定により、医療機関の精神科救急への参画促進に一定の効果が期待される。
しかし、精神科救急医療体制の整備・充実に向けては、精神科救急を担う医療機関の確保が必要不可欠であり、そのためには診療報酬による評価の充実が必要である。
特に、認知行動療法等の有効な精神療法が、一層普及するためには、このような療法を行っている病院に対する診療報酬による評価の一層の充実が必要である。

【提案項目】

肝炎患者への支援を充実するため、次の措置を講じること。

- 1 身体障害者福祉法に基づく肝疾患に係る障害認定基準の緩和
身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。
- 2 ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設
国の責任において必要な財源を確保しつつ、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 肝硬変患者に対する生活支援として、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度が存在しているが、医学上の認定基準がきわめて厳しく、肝炎患者に対する実効性のある生活支援に至っていないため、患者の実態に配慮した障害認定制度の基準の緩和・見直しが必要である。
- 2 我が国のB型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者数は300万人を超えていると推定され、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症とも言われている。
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成としては、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、重篤化した場合の肝硬変・肝がんの入院費等については助成対象となっていない。
平成22年1月に施行された肝炎対策基本法の前文において、B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について国の責任を明記した上で、肝炎対策を総合的に策定し実施する責務を定めていることから、肝硬変及び肝がん患者に対し、国の責任において必要な財源を確保し、支援策を講じる必要がある。

【提案項目】

医薬品の登録販売者試験の受験に必要な実務経験証明について、不正証明の防止対策を強化するため、次の措置を講じること。

- 1 罰則規定の新設
不正な実務経験証明を行った事業者（薬局開設者等）に対する罰則規定を設けること。
- 2 実務経験内容の明確化及び記録の義務化
実務経験の内容について法令に規定すること及びその記録の保存について証明を行なった事業者の義務として法令に規定すること。

【提案理由等】

医薬品の登録販売者試験の受験に必要な医薬品の販売に係る実務経験の事業者の証明について、全国的に不正証明の事例が発生していることから、登録販売者制度の信頼を確保するため、法的制度として不正証明防止対策の整備、強化が必要である。

- 1 登録販売者試験における実務経験の不正証明の禁止については、事業者の遵守事項として薬事法施行規則に規定されているが、不正証明の禁止違反に対する罰則は設けられていないため、今後も、不正が安易に行われる懸念があることから、罰則規定を設ける必要がある。
- 2 実務経験の内容（医薬品の販売業務期間及び業務内容）は、合格取消処分に直接つながる重要な審査事項であり、実務経験証明の根拠となる記録の作成・保存は、証明を行った事業者に義務付けられていないため、厳正な試験制度を運用して行くためには、法令による規定が必要である。

【提案項目】

看護人材の養成・確保、資質の向上及び定着を図るため、次の措置を講じること。

1 民間立の看護師等養成施設における教育環境の充実

看護職員の不足を解消し、実践力の高い看護人材を養成するためには、民間立の看護師等養成施設の教育環境を充実させる必要があることから、教育活動を支える事務職員や司書の配置基準を明確にするなど、必要な措置を講じること。

2 看護師養成施設における専任教員の要件緩和

看護師養成施設では、専任教員の要件を満たす看護教員の確保が困難となっている。このことから、看護大学を卒業した看護師が専門領域の業務に3年以上従事した場合にあっては、専任教員の要件を大学での教育に関する科目の単位履修のみとするなど、柔軟な運用を行うこと。

【提案理由等】

1 高度専門医療や在宅医療の進展などに対応した質の高い看護人材を養成・確保するためには、看護職員養成の多くを占める民間立の看護師等養成施設の教育環境を充実させ、実践力を身に付ける教育を実施する必要がある。しかし、教育活動を支える事務職員や司書の配置基準が明確にされていない。このため、看護師等養成施設における事務職員等の配置基準を明確にする必要がある。

2 看護師養成施設の専任教員の要件は、看護師として5年以上の業務従事及び概ね4ヶ月以上の期間を要する看護教員養成講習会を受講させること、又は専門領域の一つの業務への3年以上の従事及び大学において教育に関する科目を4単位履修して卒業した場合とされている。

現在、看護教員の確保が厳しい状況にあるが、要件を満たすために所属する看護師を4ヶ月間看護教員養成講習会を受講させることは運用上困難である。一方、看護大学及び大学卒業生である看護師は大幅に増えているものの、教育に関する科目が設けられている看護大学は一部にとどまっている。このことから看護大学卒業生の専任教員の要件は、教育に関する科目が設けられている大学での必要科目の履修のみとし、当該大学の卒業までを要件としな
いなど、柔軟な運用が必要である。

78 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

子ども・子育て支援新制度では、私立幼稚園等の利用者に対する給付についてのみ、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が予定されている。この経過措置を速やかに廃止すること。

【提案理由等】

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前児童の教育・保育を保障するため、公的給付を行うこととし、国がその2分の1を負担する原則となっている。しかし、私立幼稚園等の利用者に対する給付についてのみ、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が予定されているが、国が責任を持って財源負担するべきである。

79 ひとり親世帯への支援の充実

提出先 総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省

【提案項目】

未婚のひとり親世帯について、結婚歴のあるひとり親世帯と同等の経済的支援を受けられるよう、次の措置を講じること。

- 1 所得税法における寡婦（夫）控除の対象の見直し
未婚のひとり親世帯が、結婚歴のあるひとり親世帯と同等の税控除を受けられるよう、所得税の諸控除のあり方の議論の中に、未婚のひとり親世帯に対する寡婦（夫）控除の適用を含めること。
- 2 地方自治体における寡婦（夫）控除の「みなし適用」実施に向けた国の環境整備
所得税法の改正により寡婦（夫）控除が未婚のひとり親世帯へ適用されるまでの措置として、未婚のひとり親世帯が結婚歴のあるひとり親世帯と同等の経済的支援を受けられるよう、保育所徴収金基準額や公営住宅の家賃など所得税法をもとに算定される徴収基準等について、国の各制度を見直し、寡婦（夫）控除の「みなし適用」が実施できる環境整備を図ること。

【提案理由等】

「全国母子世帯等調査」（厚生労働省平成23年度調査）によると、母子世帯数は123.8万世帯（前回18年度調査比：8.7万世帯増、7.6%増）、そのうち未婚の母子世帯は7.8%で、前回調査の6.7%を上回り、増加している。

また、「平成23年国民生活基礎調査」（厚生労働省調査）では、母子世帯の平均所得は252万円、全世帯の538万円、児童のいる世帯の658万円と比較して、非常に低い水準となっている。

このような状況において、未婚のひとり親については、配偶者と死別または離別したひとり親に適用される所得税上の寡婦（夫）控除の対象外とされていることから、結婚歴のあるひとり親世帯と比較して、課税額だけでなく、課税額により算定される保育料や公営住宅の家賃などの各種制度の負担額が大きくなっており、経済状態は非常に厳しい。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが重要であり、また、公平性の観点から結婚歴の有無により経済的支援に差が発生することについて合理的な理由は存在しないと考えられることから、寡婦（夫）控除の対象を、未婚のひとり親へ拡充する必要がある。

また、それまでの間、地方自治体が未婚のひとり親に対して、独自に寡婦（夫）控除の「みなし適用」を実施し、保育料の減免等を行った場合、その財源は地方自治体の負担となることから、保育所徴収金の算定基準を見直すなど、地方自治体が寡婦（夫）控除の「みなし適用」を実施できる環境整備を行う必要がある。

【提案項目】

急増・深刻化する児童虐待相談や困難事例に適切かつ迅速に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 児童相談所における専門相談体制の拡充
子どもの心のケアや健康面のアセスメントを充実するため、児童相談所における児童福祉司の配置基準を見直すとともに、児童心理司や保健師等の専門職員の配置に対する財政措置を行うこと。
- 2 社会的養護施設における家庭的・個別的ケアの推進
児童養護施設等の社会的養護施設において、家庭的かつ個別的な小規模単位によるケアが十分に実施できるよう、児童指導員等の配置に対する財源措置を行うこと。

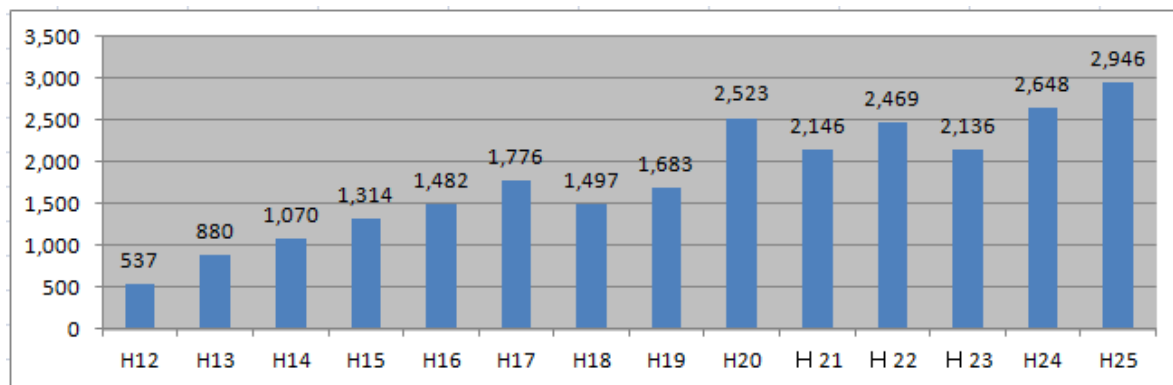
【提案理由等】

増加している児童虐待相談や要保護児童に対し、適切かつ迅速な対応を行うための児童相談所の相談・援助体制は、十分とはいえない状況である。児童福祉司の配置基準の更なる見直しや、児童心理司や保健師などの専門職員の配置についても明確化し、児童相談所の体制強化を図る必要がある。

また、児童養護施設等においては、被虐待児の増加により、夜間も含め、より手厚い支援を行うためには、現行の職員の配置基準では人数が不足している。さらに、6人を1つの生活単位とするユニット化に対応できるよう、児童保護措置費の職員配置基準を大幅に引き上げる必要がある。

子どもたちの適切な養育と自立への支援を図るため、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の審議を踏まえ、国庫負担金の拡充などの財源措置を含めた抜本的な改善が必要である。

本県所管における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成18年4月に横須賀市、平成22年4月に相模原市が県所管から除かれる。

(神奈川県担当課：県民局子ども家庭課)

【提案項目】

義務教育水準の維持向上のために必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度について、次の措置を講じること。

- 1 地方の実情を踏まえた対象範囲の拡大及び教員の給与実態を反映した制度改革
義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育制度の根幹をなす制度であり、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう、対象範囲を拡大するなど、早急に制度を改めること。
- 2 制度見直しの際に地方への負担転嫁とならない財源措置
今後、義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないような財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 いじめや暴力行為、不登校など様々な教育課題に対応するため、義務標準法での配置に加え地方が独自に配置している生徒支援担当教員、教育支援センター教員等の人件費については、義務教育費国庫負担金の算定対象外とされ、その費用は全額地方の負担となっている。しかし、これらの教員は、義務教育における喫緊の課題に対応するため必要不可欠であることから、義務教育費国庫負担金の対象とする必要がある。
また、義務教育の教職員人件費については、義務教育費国庫負担金において国がその3分の1を負担することとなっているが、その算定上の国の給与単価は、都市部にある本県の生計費の高さが反映されていない。地方の実情が反映される算定方法に改め、国が十分に財源措置をする必要がある。
さらに、学校事務職員及び学校栄養職員については、以前、直接児童・生徒の指導に当たらないことを理由に国庫負担の対象から除外する議論があったが、校長の下で、教諭等とともに、学校の円滑な運営を担う職員であり、引き続き義務教育費国庫負担金の対象とする必要がある。
- 2 今後、国において義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう地方に財源措置を講じることが重要である。

【提案項目】

学級編制の柔軟な対応等のため、義務標準法及び高校標準法について、次の措置を講じること。

1 教職員定数及び学級編制の弾力化

義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、義務標準法を改正すること。

高等学校についても、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるよう高校標準法を改正すること。

2 公立高等学校における技術職員等の定数措置

公立高等学校の水産に関する専門教育を主とする学科では、漁業実習のために実習船を保有しており、技術職員を雇用する必要があるため、標準法において算定されるようにするとともに、福祉科の実習授業を充実させるため、福祉に関する学科を置く全ての公立高等学校に実習助手を配置できるよう措置を講じること。

また、公立高等学校の養護教諭及び実習助手の定数についても、非常勤の講師の数に換算できるよう標準法を改正すること。

【提案理由等】

- 1 義務教育においては、深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方が弾力的な定数配置を行えるよう改善を進める必要がある。また、全国一律の学級編制の標準については、地域の実情に応じた工夫により、柔軟な対応ができるよう、義務標準法を改正する必要がある。

高等学校の学級編制についても全国一律に定めるのではなく、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるように高校標準法を改正する必要がある。

- 2 本県では、総トン数646トンの大型実習船を保有し、年間2回連続80日程度の航海を実施するなど、将来の水産産業を担う中堅技術者の養成を行っている。実習船という性格上、任用する技術職員は、単に技術的に優れているだけでなく、生徒指導の面でも卓越した資質を有することが望まれる。実践的技術や知識の指導者として、高い資質を備えた人材を確保するためにも、標準法で定数算定されることが必要である。

また、高等学校の学習指導要領において福祉科が設置されているが、実習助手の配置は実習指導を充実させるため必要なものであり、標準法で定数算定されるべきである。

さらに、現在の標準法では、教諭等の数についてのみ非常勤の講師への換算が可能となっているが、養護教諭及び実習助手についても換算を可能とし、複数配置等を推進できるよう標準法を改正する必要がある。

【提案項目】

地方の教育施策に柔軟に対応し、インクルーシブ教育を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 就学先決定に係る就学手続きの変更
市町村教育委員会が個々の児童・生徒の就学先を検討する際に、都道府県教育委員会も会議等に参加し、就学先決定に対して関与できる制度を実現すること。
- 2 特別支援教室構想の早期実現
小・中学校に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、特別な指導を受けるようにする特別支援教室構想を早期に実現すること。
- 3 特別支援教育コーディネーターの定数改善
小・中学校等の通常の学級に在籍する発達障害を含む、支援が必要な児童・生徒への教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施すること。
- 4 就学奨励費の高等学校への支給対象拡大
後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進し、障害のある生徒の高等学校進学を促進するため、就学奨励費の支給対象を拡大する措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 インクルーシブ教育を推進し児童・生徒が可能な限り地域の学校で学ぶため、就学先の決定にあたっては、保護者や専門家からの意見聴取をし、市町村教育委員会が総合的に判断することに加え、共生社会の形成に向けて、児童・生徒の自立と社会参加を実現するための各都道府県の取組を反映させる必要があると考える。そのため、都道府県教育委員会からの意見を考慮し、市町村と連携するしくみを制度化する必要がある。
- 2 インクルーシブ教育を推進するためには、通常の学級において個々の児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し、的確な支援を進める必要がある。教育的ニーズのある児童・生徒に対しては、多様で柔軟な教育の場を提供することが重要であり、特別支援教室構想を実現し、必要な時間に、特別な指導を受けられる教育環境の整備が急務である。
- 3 特別支援教育コーディネーターについて、本県においては、平成16年度から積極的な養成に努めてきた。その結果、小・中学校においては、コーディネーターを中心に、校内支援体制の構築等の具体的な取組が進み、高い成果が現れているが、学級担任及び養護教諭としての業務に加えてコーディネーターとしての役割を担う必要があり負担が大きい。校内支援体制の充実

のためには、教職員定数を改善し、人材を確保する必要がある。

- 4 後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進するためには、障害のある生徒が中学校卒業後の進路選択をする場合に、特別支援学校だけでなく、高等学校も選択肢のひとつとしていく必要がある。現在の就学奨励費の制度では、高等学校は対象となっていないが、高等学校への進学を選択した場合でも、保護者の金銭的負担を軽減するため、高等学校に在籍する障害のある生徒を就学奨励費の対象とし、また、高等学校入学時に必要となる授業料などの項目も対象に加える必要がある。

【提案項目】

特別支援学校において、医療的ケアの充実や地域のセンター的機能の強化を図るため、次の措置を講じること。

1 看護師等の配置基準の新設

看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設すること。

2 医療職等の配置

標準法において算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等、教員以外の職員を非常勤職員として配置できるようにすること。

【提案理由等】

特別支援学校においては、医療的ケア等の対象者が増加するとともに、地域の小・中学校等への巡回相談等、地域のセンター的機能のニーズが極めて高くなっている。また、就労支援の充実が求められている。

1 本県では、看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）、臨床心理士に、特別免許状等を授与し、教員として任用しているが、今後は、医療的ケアや地域のセンター的機能の一層の充実・強化を図るため、看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設する必要がある。

2 医療的ケアや地域のセンター的機能の充実・強化に加え、就労支援を促進するため、標準法で算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等の教員以外の職員を非常勤職員として配置できるようにする必要がある。

【提案項目】

障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向け、通学支援を充実させるため、市町村地域生活支援事業について必要な財源措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、原則、小・中学部の児童・生徒及び肢体不自由教育部門の高等部生徒を乗車対象者としており、特別支援学校に在籍する児童・生徒のスクールバス乗車対象者の増加に伴い、スクールバスを増車することにより、運行範囲の拡大や乗車時間の短縮に努めている。

知的障害教育部門の高等部生徒については、乗車スペースに余裕がある場合に学校長の判断により乗車可能としているが、保護者の送迎に頼らざるを得ない場合が多い。障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加を促進するためには、スクールバスの増車という取組に加え、公共の交通機関を利用した学校までの移動や、バス停までの移動についても支援の充実が必要である。

障害のある児童・生徒の卒業後の自立と社会参加を進めるためには、在学中から移動支援などの福祉サービスを利用し、通学支援を充実し保護者の負担を軽減する必要があり、福祉サービスとしての移動支援を充実させることが急務である。しかし、移動支援は市町村地域生活支援事業に位置付けられているものの、国の補助率は法定の補助率の上限を下回る状況が続いており、市町村における通学支援の充実を図る上で支障となっているため、国の補助の充実が必要である。

【提案項目】

児童・生徒一人ひとりの学力を把握し、今後の学力向上の取組に調査結果を活用するために、全国学力・学習状況調査を悉皆調査として継続して実施すること。

【提案理由等】

平成19年度から3年間、悉皆調査で実施された全国学力・学習状況調査において、各教育委員会及び各学校は、調査結果を十分に活用し自らの取組を把握・検証するとともに、児童・生徒一人ひとりの学習状況の改善を図り、教員の授業改善や指導方法の工夫・改善に努めてきた。

しかしながら、平成22年度から抽出調査に変更されたことにより、県の状況についてはおおむね把握できるが、詳細な状況把握及び分析等には生かしくくなっている。平成25年度には対象学年の全児童・生徒を対象とした悉皆調査が実施され、平成26年度においても悉皆調査として実施されるとともに平成27年度に悉皆調査を実施するための準備も進められる予定となっているが、今後とも、悉皆調査が継続的に実施されるのかについては示されていない。

平成19年度からの3年間と同様に悉皆調査の実施を望む意見もあることから、関係者の意見を広く聴き、地方自治体へ負担転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、継続的な悉皆調査を実施する必要がある。

87 児童・生徒の不登校等に対応した取組の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

問題を抱える児童・生徒等に対する取組の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 教育支援センター（適応指導教室）への専任教員の配置
不登校児童・生徒の自立や学校生活の再開を支援するため、教育支援センター（適応指導教室）に配置される専任教員について標準法において算定すること。
- 2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置
 - (1) 児童・生徒の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校職員として位置付け、標準法において算定すること。
 - (2) 当面の措置として、標記の両事業の国庫補助率を1/3から1/2に復元すること。
 - (3) 安定的な配置の観点から、各都道府県教育委員会等の意向を踏まえ国庫補助額を決定するとともに、内示時期を早めること。

【提案理由等】

- 1 不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、効果的な支援を行うことのできる専任教員を教育支援センター（適応指導教室）に配置することが有効である。
- 2 不登校等の児童・生徒は学校以外にも様々なストレスや悩みを抱えており、それらを相談・支援できる体制の整備が重要であり、「心の問題」の早期発見・早期対応や児童・生徒が置かれた環境に働きかけて支援を行う役割を担うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの継続した配置が不可欠である。

神奈川県公立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

	小学校			中学校			合計		
	全児童数	不登校児童数	発生率	全生徒数	不登校生徒数	発生率	全児童・生徒数	不登校児童・生徒数	発生率
20年度	475,205	2,047	0.43%	199,652	7,992	4.00%	674,857	10,039	1.49%
21年度	475,693	2,146	0.45%	202,448	7,673	3.79%	678,141	9,819	1.45%
22年度	474,156	2,246	0.47%	203,132	7,556	3.72%	677,288	9,802	1.45%
23年度	469,542	2,149	0.46%	207,684	7,132	3.43%	677,226	9,281	1.37%
24年度	463,403	1,908	0.41%	209,568	6,646	3.17%	672,971	8,554	1.27%

(神奈川県担当課：教育委員会子ども教育支援課)

提出先 内閣府、警察庁、総務省、財務省、経済産業省

【提案項目】

青少年を取り巻く社会環境の健全化に社会全体で取り組むため、次の措置を講じること。

1 青少年の健全育成の取組に対する支援

青少年の健全育成のための地方自治体や地域の青少年育成関係団体の取組に対し、より具体的な支援を行うこと。

2 たばこ・酒類の販売時の年齢確認の徹底

未成年者の飲酒及び喫煙の防止については、販売時の取組が最も重要であることから、関係業界に対し、法令遵守はもちろんのこと、証明書による年齢確認の徹底を強く指導すること。

さらに、法整備により、年齢確認の方法を具体的に規定し、実効性を確保すること。

また、保護者や国民の意識啓発を図るため、全国的な広報活動を展開すること。

3 出版、放送等の内容等の青少年への配慮

出版、放送等のメディア関係業界に対し、販売・放送の内容、方法、時間帯等について、青少年への影響に十分配慮するよう要請すること。

また、各種メディアが青少年に与える影響について調査研究等を進めること。

4 青少年のインターネット利用に関する総合的な取組の推進

インターネット接続環境の変化を踏まえ、青少年のインターネット利用に関し、フィルタリングの徹底などのための法改正や保護者に対する普及啓発の支援、生活習慣への悪影響の防止などの総合的な取組を引き続き進めること。

また、いわゆる「出会い系サイト」以外の交流サイト等を介して青少年が犯罪被害に巻き込まれる事件が多数発生しているため、早急に効果的な対策を講じること。

5 青少年に有害な営業への適切な対策

青少年の健全育成を阻害するおそれのある方法で営業しているエステ店やインターネットカフェ等が全国的に見受けられ、また、現行法規では取り締まることが難しい青少年に有害な業態が発生しているため、国において適切な対策を講じること。

【提案理由等】

1 青少年の健全育成に向けた国としての理念や施策体系の整備は一定程度進んできているが、地方自治体や青少年育成関係団体により各地域で実践されている青少年の健全育成に向けた取組に対する支援策が明らかにされていない。

地域活動をより活性化するためには、地域において青少年の健全育成に取り組む人々が活動しやすい環境整備など、人材確保等に対する国による具体的な支援が必要である。

- 2 たばこ自動販売機への成人識別装置の導入など関係事業者の取組が一定程度進んできているが、依然として補導人数等は多数に及んでおり、販売時の取組を法整備により、一層強化する必要がある。
また、販売時の年齢確認に係るトラブルや、未成年者の喫煙を容認する保護者の存在が指摘されているため、保護者や国民に対する意識啓発を全国的規模で実施する必要がある。
- 3 出版や放送等のメディア関係業界が発信する情報には、依然として、性や暴力を安易に扱う風潮があり、特に、青少年を性や暴力の対象として取り扱った作品への国際的批判もあるため、青少年への影響を考慮するよう国が強い指導力を発揮する必要がある。
- 4 携帯電話・PHSだけではなく、ゲーム機や急速に普及しているスマートフォンなどインターネット接続機器の多様化に対応したフィルタリング技術の開発・提供などについて、事業者への指導・支援を積極的に行うとともに、フィルタリングの徹底を図る必要がある。
また、青少年が適切にインターネットを利用するための保護者に対する普及啓発の支援やインターネットの過度な利用などによる青少年の生活習慣への悪影響の防止などの総合的な取組を進める必要がある。
さらに、フィルタリングだけでは対応できない問題に対しても速やかな措置が必要である。
- 5 過激なマッサージを行うエステ店が都市圏に存在しており、本県においても児童福祉法違反や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反で摘発を受けた店舗もある。
また、インターネットカフェについては、カップル用の個室を利用した青少年がわいせつな行為の被害に遭う事件が発生している。さらに、青少年の健全育成を阻害する新たな業態も発生している。
このため、これらの状況について早期に実態を把握し、国において規制することが必要である。

【提案項目】

幼児、児童、生徒の安全や快適な教育環境を保持するため、施設整備に係る次の措置を講じること。

1 施設整備事業に係る財政措置及び補助制度の拡充

幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校等に係る新增改築、大規模改造、地震防災対策等の施設整備事業については、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう十分な財政措置及び全ての事業採択を年度当初から講じるとともに、補助制度の拡充を図ること。

2 高等学校の耐震化対策への財政支援

高等学校の耐震化対策が遅れていることから、これらの施設整備事業について、幼稚園、小中学校、特別支援学校等と同様に「学校施設環境改善交付金」等の対象とすること。

【提案理由等】

- 1 幼児・児童・生徒の急増期に建設した学校施設の老朽化対策や地震防災対策が緊急かつ重要な課題となっており、早急な耐震対策等を行うためには、国による十分な財政措置が必要である。

なお、学校施設環境改善交付金の平成26年度当初予算では、設置者の計画事業の相当数について採択が見送られ、学校施設の環境整備の推進に著しい支障が生じているため、年度当初から、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう、国による十分な予算の確保が必要である。

- 2 高等学校の耐震化や老朽化した建物の改築及び小規模な施設整備事業を推進するため、「学校施設環境改善交付金」の対象の拡大や下限額の引下げなど補助制度の拡充が必要である。

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼稚園の「預かり保育推進事業」等の充実
幼稚園の「預かり保育推進事業」や「子育て支援活動の推進事業」の充実とともに、安心こども基金の延長を含め、十分な財源確保を図ること。
- 5 幼稚園特別支援教育経費の地方負担の解消等
幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 6 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 7 高等学校等就学支援金の低所得世帯への助成の充実等
高等学校等就学支援金の低所得世帯の生徒への助成を充実するとともに、事務手続の簡素化を図ること。
- 8 私立学校授業料減免事業等への支援の継続
高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に必要な財政支援を引き続き行うこと。
- 9 東日本大震災で被災した幼児、児童、生徒への就学支援
東日本大震災で被災した幼児、児童、生徒への就学支援を引き続き行うこと。

10 学校施設耐震化のための財源確保等

学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は14%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 預かり保育や子育て支援活動に対し支援策の一層の充実を図ることが必要であるため、安心こども基金の延長を含め、十分な財源確保を図る必要がある。
- 5 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするとともに、統合保育を一層促進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 6 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 7 高等学校等就学支援金については、新1年生に対して支援の充実が図られたところであるが、充実の範囲を2・3年生に広げると共に、なお一層の充実を図る必要がある。また、事務手続が煩雑であり、学校や保護者の負担となっていることから、事務手続の簡素化を図ることが必要である。
- 8 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところであるが、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転せず、私立学校授業料減免事業や奨学金事業による高校生等への修学支援は不可欠であるので、引き続き、国からの早期の財政支援が必要である。
- 9 東日本大震災で被災した幼児、児童、生徒に対して「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援を実施してきたところであるが、被災者の経済状況は厳しい状況にあり、長期的に就学支援を継続する必要がある。
- 10 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。
特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、耐震調査の促進の妨げとなっている。

(神奈川県担当課：県民局私学振興課、次世代育成課)

91 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算

提出先 文部科学省

【提案項目】

公立高校授業料無償制の見直しにより、支給されることとなった高等学校等就学支援金について、多様なニーズに応える新しいタイプの通信制高校に対しては、支給限度額を加算すること。

【提案理由等】

本県では、通信教育の特性を活かしながら、平日の昼間に登校して、きめ細かな学習指導により学習を進めることができる、新しいタイプの「平日登校講座」の科目を設けている。

この「平日登校講座」により履修する科目の1単位当たりの授業料（700円）は、生徒の享受するサービス面及び学校の負担面から、標準的な通信制高校の1単位当たりの授業料（350円）より高く設定している。

しかしながら、国の高校授業料無償化制度においては、従来から、こうした本県の実情が考慮されておらず、平成25年12月の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正（平成26年4月から「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」として施行）においても、通信制高校の就学支援金については、依然として、標準的な通信制高校の授業料を基準として支給限度額（336円/単位）が設定されている。

このため、新しいタイプの通信制高校については、授業料（700円/単位）と支給限度額（336円/単位）の差額（364円/単位）を就学支援金受給権者である生徒から徴収することは制度の趣旨に反することから、差額相当額は県が負担をしているところである。

そもそも、「低所得世帯の生徒に対する一層の支援を図る」という法律の趣旨を実現することは国の責務であるので、通信制高校については、授業料の実情に応じたきめ細かな支給限度額の設定が必要である。

県授業料と支給限度額との比較

	神奈川県 <small>の</small> 授業料	就学支援金の支給限度額
標準的な通信制高校	350円/単位	336円/単位
新しいタイプの通信制高校	700円/単位	336円/単位
(参考)		
全日制	9,900円/月	9,900円/月
定時制	2,700円/月	2,700円/月

県立通信制高校の「平日登録講座」履修の状況（平成26年5月1日現在）

履修登録生徒数	単位数（単位）	
	平日登録講座履修	平日登録講座履修以外
3,906人	27,070単位	54,186単位

（神奈川県担当課：教育委員会財務課）

92 長期的に安定した高等学校奨学金の運営

提出先 文部科学省

【提案項目】

修学支援の必要性がますます増大している現下の経済状況において、長期的に安定した奨学金事業を運営するために、次の措置を講じること。

- 1 高校生修学支援基金の継続
修学支援は継続する必要があることから、基金による事業充当を平成27年度以降まで可能となるようにすること。
- 2 高等学校等奨学金事業交付金の配分見直し
高等学校等奨学金事業交付金について、事業移管後の奨学金事業の運営状況を踏まえた配分方法へ見直しを行うこと。

【提案理由等】

近年の経済状況を背景に、私立の高校に通学させている保護者の学習費の総額が増加している。本県では、私立高校生の奨学金の申込者数及び貸与額の大幅な増加傾向が続いており、長期的に安定した奨学金事業を運営するためには、財源確保が大きな課題となっている。

- 1 高校生修学支援基金は、国から交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により造成し、私立学校の授業料等減免事業及び奨学金事業に充当するもので、活用期間が平成26年度まで延長されている。
しかし、本県における奨学金事業は、平成21年度から平成25年度のいずれも平成20年度実績を上回る応募者数となり、平成26年度以降も平成20年度実績を上回る応募者数が予想されるため、当該基金を活用した事業の継続が必要である。
- 2 高等学校等奨学金事業交付金の配分方法については、「日本学生支援機構において、高校生に貸与していた都道府県ごとの採用者数（実績）に基づき算出した額の、平成14年度または平成15年度のいずれか高い額を基礎とし、その県ごとの構成比に基づき配分」となっており、本県の奨学金事業の実体に見合っていない状況が続いている。
このため、当該交付金の配分方法に係る見直しが必要である。

高等学校奨学金の応募者数

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
応募者数	4,016	5,020	5,415	5,320	5,459	5,206

(神奈川県担当課：教育委員会財務課)

【提案項目】

専門高校における、将来のスペシャリストの育成、地域産業を担う人材の育成、人間性豊かな職業人を育成するため、専門高校の施設設備の充実改善を図る必要があることから、高等学校産業教育設備整備費について、十分な額を確保するとともに、交付対象施設・設備基準の拡充と補助率の引上げを図ること。

【提案理由等】

専門高校に整備されている備品・設備は老朽化が激しく、故障等で使用できない備品があり、十分な教育活動が展開されていない。また、産業界における技術の進展と高度化は著しいものがあり、生徒が各専門分野においての技術・技能に対応できるように、新規備品も導入していく必要があることから、国による十分な財政措置が必要である。

LEDを活用した水耕栽培施設やソーラー発電実験装置など、最先端の技術を活用した備品・設備について、高等学校産業教育設備整備費を活用できないことがある。また、整備の際、県は2/3の財政負担を求められることから、現行の交付対象施設・設備基準の拡充と、補助率の引上げが必要である。

提出先 厚生労働省

【提案項目】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づく、中国残留邦人等に対する支援給付事業は、現在実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、地方自治体の負担を求めることなく、国の責任において実施すること。

【提案理由等】

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、平成20年4月から支援給付事業が開始され、地方自治体には生活保護法の例による財政負担が生じることとなった。

本制度は、中国残留邦人等の地域社会における自立の促進及び生活の安定を図るために実施するものとされているが、中国残留邦人等に対する支援については、現在実施されている旧軍人等に対する給付事業と同様、戦争被害に対する補償として、国の責任において実施すべきものであり、地方自治体に財政負担を求めるべきではない。

提出先 総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省

【提案項目】

県内の外国籍県民が増加し、定住化が進む中で、外国籍県民の地域参加の促進及び暮らしやすい環境づくりを図り、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進めるため、次の措置を講じること。

- 1 地域参加の道が閉ざされている制度の改善の検討
外国籍県民に対して法律的に地域参加の道が閉ざされている制度についての改善の検討を行うこと。
- 2 在留カードの常時携帯義務の廃止
在留カードの常時携帯義務を廃止すること。
- 3 在留カード・特別永住者証明書の更新案内の通知
在留カード・特別永住者証明書の更新案内を通知すること。
- 4 年金の脱退一時金の支給額の充実
帰国などにより、国民年金などの被保険者資格を喪失する外国人に支給される脱退一時金の支給額を充実すること。
- 5 外国人学校の卒業生に対する保健医療人材養成施設への入学、入所資格の改正
外国人学校の卒業生に対して、大学などの教育機関や看護師等保健医療人材養成施設への入学、入所資格を認めること。
- 6 外国人学校の設置者に対する特定公益増進法人の認定等
外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を特定公益増進法人として認めること。また、指定寄附金についても指定の対象とすること。
- 7 医療費負担能力に欠ける外国籍県民の救済
医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のための抜本的な制度を創設すること。また、それまでの間、人道的立場から生活保護法による医療扶助の準用を認めること。
- 8 老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置
在日外国人に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置を講じること。

【提案理由等】

本県に在住する外国籍県民は、平成25年度の住民基本台帳上の外国人数で約16万人であり、県民57人に1人の割合になっている。こうした人々は納税をはじめ日本人と同様の義務を果たしているにもかかわらず、権利の保障が十分ではない。このため、本県では平成10年11月に外国籍県民の声を県政に反映させる仕組みとして「外国籍県民かながわ会議」を設置し、取組を進めている。

しかし、国全体を通じた諸制度の改革を伴わなければ、外国籍県民とともに生きる社会を実現していくことは難しい状況にある。グローバル化が急速に進展する中で、抜本的な制度の改善・創設が必要である。

【提案項目】

旅券の不正取得件数の増加や市町村への権限移譲の動きなど都道府県の事務及び負担が増大する中、今後とも正確かつ適切に旅券発給業務を遂行するため、現行の手数料の総額を変更せずに、都道府県の手数料を増額すること。

【提案理由等】

現在、全国的に旅券の不正取得が増加していることへの対応や事故防止の観点から、日本国旅券の信頼性を維持するため、審査体制の強化が求められている。

また、旅券発給事務に係る市町村への権限移譲については、本県においても市町村の意向に沿って推進することとしており、平成24年7月には広域連携により藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町に、平成25年3月には相模原市に、旅券発給業務の一部を移譲した。

権限移譲を実施するに当たっては、当該事務の執行に要する経費を移譲先市町村に支払っているほか、適正な旅券発給業務体制を維持するため、県と市町村との連絡会議の開催や、移譲先市町村職員への研修実施など、県の負担が増大しているが、その財源となる手数料収入は、世界情勢や景気に左右されやすく、不安定で、十分とは言い難い。

したがって、現在の旅券発給体制における国と地方自治体の役割分担を見直すに当たって、旅券発給業務の都道府県手数料（標準額）の増額が必要であるが、申請者の負担増とならないよう、国の手数料を減額して総額を維持すべきである。

【提案項目】

経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、次の措置を講じること。

1 受入れ制度の見直し

国家試験の合格率が低迷している現状を踏まえ、日本語が障壁とならないよう、更なる対策の充実を図ること。また、不合格者について、継続の意思がある場合は、在留期間の更新等により国家試験の受験機会を更に拡大するなど、制度の見直しを検討すること。

2 受入れ病院・施設の負担軽減

候補者受入れ病院・施設の負担が大きいことから、診療・介護報酬について、一層の充実を図るなど、受入れ側の更なる負担軽減策を講じること。

3 地方自治体の取組に対する財源措置

EPA候補者に係る取組は、本来国の責任において実施すべきものであるが、きめ細かな支援を行うためには地方の関わりが不可欠である。地方自治体が候補者や受入れ側の状況に即して行う支援に対し、財源措置を講じること。

4 家族滞在要件の緩和

EPA候補者の資格取得後の継続的・安定的な日本での就労を図るため、合格者の扶養家族についても在留資格「家族滞在」の対象とすること。

5 居宅サービス（訪問介護等）への就労制限の緩和

EPA候補者の資格取得後の安定的な就業のため、介護福祉士の資格取得者に対しては、居宅サービスへの就労制限を緩和すること。

【提案理由等】

1 EPAの枠組みによる看護師等候補者の受入れにおいては、看護は3年、介護は4年以内に合格できなかった場合は帰国することになっているが、不合格だった場合でも就労前の日本語研修が不十分だった入国者については、特例として1年の延長が認められている。しかし、国家試験の合格率は低迷（平成26年3月発表全国の合格率：看護10.6%、介護36.8%）しており、日本語学習支援等の充実とともに、在留期間延長の特例など更に踏み込んだ見直しを検討する必要がある。

2 候補者を受け入れる病院・施設に対しては、候補者への学習等に係る経費の一部が助成されてはいるものの、いまだ経済的負担は大きい。

介護福祉士候補者については、介護報酬面で職員の配置基準に算入を認めるなど一定の改善が図られた。しかし、看護師候補者を受け入れる病院に対する措置は不十分であり、更なる負担軽減策が必要である。

- 3 本県では、候補者の習得度等に応じた学習支援を実施しており、介護福祉士は特に高い国家試験合格率を挙げている（平成26年3月発表本県の合格率：介護52.6%）。低迷する合格率を高めるには、このような地方自治体のきめ細かな取組への支援が不可欠である。
- 4 国家試験合格した候補者であっても、就労を継続せず帰国するケースが多く見られる（本県の平成25年度時点での合格者帰国者割合：介護38.9%）が、これはEPAによる受入れ制度が「特定活動」として、単身による在留を前提とし、家族滞在を認めていないことが障害となっていると考えられることから、「特定活動」の扶養家族についても在留資格「家族滞在」の対象とすることが必要である。
- 5 EPAで入国した者は、介護福祉士の資格取得後も、居宅サービス事業への従事は認められていない。
社会福祉事業を運営する多くの法人が、施設サービス、居宅サービスいずれも運営しており、事業所間での職員の人事異動や兼務等による人員配置の工夫をしている中で、日本人の介護福祉士の資格取得者であれば従事できる業務への就業が制限されていることは、資格取得後の安定的な就業の制約となっているため、就労制限の緩和が必要である。

98 原爆死没者等慰霊事業（被爆70周年事業）に対する支援

提出先 厚生労働省

【提案項目】

平成27年度が被爆70周年という大きな節目を迎えるに当たり、本県において被爆70周年特別事業を実施するための特別な財源措置を講じること。

【提案理由等】

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条に、原爆死没者の慰霊とともに恒久平和を祈念するための事業の規定があり、この趣旨を踏まえ、本県でも国庫補助を受け、例年、原爆死没者等慰霊事業「原爆死没者追悼のつどい」の実施に対して補助を行っている。

本県では、これまで、被爆55周年及び被爆60周年という節目には、国からの特別な財源措置（原爆死没者慰霊事業特別事業補助金）のもと、原爆死没者等慰霊事業の規模を拡大してきたが、被爆70周年という大きな節目となる平成27年度に、本県において特別事業を実施するために財源措置が必要である。

提出先 内閣府、総務省

【提案項目】

男女共同参画社会の実現に向けて、女性の人権を軽視した表現や、性別による固定的な役割分担にとらわれた表現が放送、出版、インターネット等のメディアにおいて行われることのないよう、メディアに対し、実効性のある啓発の実施及び自主的取組の促進等、働きかけを強化すること。

【提案理由等】

男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法において 21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられているが、世界経済フォーラムが2013年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）で、日本は136か国中、第105位となっており、社会全体における男女の地位の平等感も高まっていない。

メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は極めて大きいため、男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの側の人権に関する正しい理解と社会への影響力の認識、それに基づく適切な対応が不可欠である。

【提案項目】

経済社会での女性の活躍を推進するため、ポジティブ・アクションの促進施策を強力に進め、企業における女性の登用・活躍が進むよう実効性ある取組を積極的に進めること。

【提案理由等】

少子高齢化が進み生産年齢人口が減少傾向にある中、女性の活躍促進は様々な分野で経済社会を活性化させるものと強く期待されている。

国においては、女性の活躍促進を成長戦略の中核に位置付け、指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%程度とする目標を設定するなど、様々な取組が進められており、本県においても平成25年度から、女性が開発に貢献した商品を「神奈川なでしこブランド」として認定し、その具体的な効果を積極的にPRする事業や、女性の就業・起業等の支援を行っているところである。

しかし、現実には諸外国と比較して女性管理職の登用は進んでおらず、依然として、女性の力が十分に発揮されているとはいえない。今後、女性の登用における政府目標を達成するためには、個別企業における一定期間ごとの女性管理職の登用率を設定するなど、実効性ある取組が必要である。

女性の登用と活躍を進めるため、企業の経営層に対し、意思決定への女性の参画のメリットを効果的に示し、女性の登用を強力に働きかけるとともに、企業における女性管理職割合の法定や、一定の成果を達成した企業に対する税制上の優遇など、実効性ある支援が必要である。

【提案項目】

配偶者等からの暴力（DV）の被害者及び売春防止法に基づく要保護女子の支援を総合的に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 DV被害者の同伴児への支援強化
DV被害者の同伴児に対し、学習支援や心理的ケア等を行えるよう、補助単価や職員配置基準の見直しを行うこと。
- 2 暴力の未然防止と加害者対策
女性に対する暴力を未然に防止するための取組の充実を図るとともに、加害者更生など加害者対策の具体化を図り、必要な法整備や地方自治体に対する支援策を講じること。
- 3 一時保護を行う民間団体への支援強化
多様なDV被害者の一時保護を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、一時保護委託料の増額とともに、継続的な財政的支援の強化を図ること。
- 4 婦人相談員への手当の増額
DV被害者及び要保護女子からの相談を受ける婦人相談員は、相談から自立の支援まで、専門性を必要とする業務を担っており、優れた人材を確保することが必要であるため、国庫補助金の基準単価を見直すこと。

【提案理由等】

- 1 現在、一時保護施設におけるDV被害者の同伴児対応は、学習支援や心理的ケア等などの面で十分なされていない状況にある。短期間であっても、子どもたちが安心して教育を受けることができるよう、支援体制の整備につながる制度を見直す必要がある。
- 2 DVを防止するためには、暴力の防止の啓発や、暴力の発生を未然に防ぐ取組や加害者の更生対策が重要であり、国における加害者更生の調査研究を生かして、加害者へ更生プログラムの受講を義務付けるなどの必要な法整備を行うとともに、地方自治体への支援策を講じる必要がある。
- 3 一時保護委託料は実績払いであるため、民間団体は、委託者がいない期間の施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にあり、さらに、DV被害者の安全確保の点から、地域において広く財政的支援を求めることも困難である。このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。
- 4 DV被害者及び要保護女子からの相談を受ける婦人相談員の職務は、安全の確保に配慮しつつ、保護から自立のために必要な様々な相談や支援を行う、専門性が必要かつ困難度の高い職務である。婦人相談員は非常勤職員とされており、その業務に対応するためには週29時間の勤務が必要であるが、その手当の基準単価は月額106,800円にすぎず、基準となる手当の増額が必要である。

(神奈川県担当課：県民局人権男女共同参画課)

【提案項目】

NPO法人の自立的活動の基盤強化に向けて、認定NPO法人や指定NPO法人数の拡大、寄附者の拡大を図るため、次の措置を講じること。

1 条例による指定方法の見直し

「住民税控除対象となるNPO法人への寄附金」に係る条例による指定方法（条例に法人の名称及び所在地を明記）については、地方分権の観点から、地方の判断にゆだねるよう見直しを行うこと。

2 認定要件の見直しと寄附金の源泉徴収控除項目への追加

多様なNPO法人が広く認定を受けられるよう、無償の労働提供（ボランティア活動）等の算入など認定要件をさらに見直すこと。

また、納税者の利便性を高め、寄附を促進するため、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現すること。

【提案理由等】

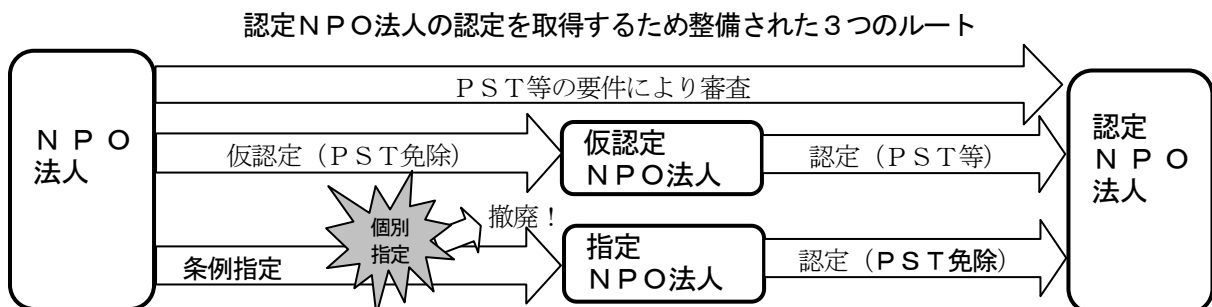
1 平成23年6月の法改正により、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となった。

本県では、都道府県では初めてとなる、控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準・手続等を定める条例を平成23年12月に制定、平成24年7月には対象となるNPO法人を指定する条例を制定し、平成25年度末現在で36法人を指定している。

しかしながら、条例に法人の名称及び所在地を明記する必要があるため、指定の都度条例改正が必要であり、指定の時期が限定されるなど速やかな指定という面で課題がある。

2 認定NPO法人制度についても、PST要件について絶対値基準（3,000円以上の寄附者が年平均100人以上）が導入されるなど、平成23年6月の法改正により認定要件が緩和されたが、より効果的かつ実効性があるものとして認定要件をさらに見直す必要がある。

また、所得税の寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に認定NPO法人による寄附金受領証明書を提出する必要があるが、より一層の寄附の促進に向けて、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現する必要がある。



(神奈川県担当課：県民局NPO協働推進課)

【提案項目】

史跡、名勝、天然記念物等（以下「史跡等」という。）の保護にあたり、整備、管理等の促進を図るため、市町村による県有地の買上げについても補助対象とすること。

【提案理由等】

史跡指定された県有地に県の施設が設置されていた場合、市町村による史跡等の円滑な整備等を行うため、市町村による当該県有地の買上げ及び県施設の移転等が検討されるが、現行の補助制度では、市町村による県有地の買上げは補助対象事業とはならない。

この結果、当該史跡等の整備等に関しては、県施設の移転や市町村による県有地の買上げなど、県又は市町村に財政的負担が生じることとなり、史跡等の計画的・円滑な整備等に支障が生じる懸念もある。

県と市町村が連携して、史跡等を計画的・円滑に整備等を行っていくためにも、速やかに県有地を市町村有地とし、市町村が自らの管理地として整備等を行える環境を築くことが大切であり、市町村による県有地の買上げが補助対象事業となるよう、補助制度の拡充が必要である。

【提案項目】

マイナンバー（社会保障・税番号）について、制度の円滑な運営を図り、実務に携わる地方自治体の負担を軽減するため、次の措置を講じること。

1 制度内容、効果の周知等

マイナンバーは国民の生活に直結するものであり、制度の内容や効果について十分な周知を図ること。また個人情報の漏洩、不正利用などの危険性について十分な検証を重ね、マイナンバーに対する懸念を払拭するために適切な取組を行うこと。

2 地方側との十分な協議と必要な財源措置

(1) 政省令により番号の利用範囲や手続方法などの事務内容を具体化する際には、立案段階から実務を担当する地方と協議し、その意見を反映させること。また制度導入に伴う条例改正等、地方側で対応が必要となる作業について、速やかな情報提供を行うこと。

(2) 新たな情報システムの構築及び運用の具体化についても地方と協議し、地方自治体が運営するシステムへの影響を考慮すること。また地方自治体で必要となるシステム改修経費については、地方に新たな負担を生じないよう適切な財源措置を講じること。

3 地方公共団体情報システム機構の運営費用に対する適切な財源措置

地方公共団体情報システム機構の運営費用は地方自治体が負担することとされているが、マイナンバーは国家の社会基盤であることから、地方に財政負担が生じないように、適切な財源措置を講じること。

【提案理由等】

1 平成28年1月からマイナンバーの導入が予定されているが、国民の間にはいまだに制度の内容や効果について理解が深まっておらず、個人情報の漏洩などが懸念されており、こうした懸念を払拭する取組が必要である。

2 マイナンバーの事務手続き等については、地方自治体では対応のために関係規定の整備、アクセス制御の仕組みづくり等膨大な準備作業を要することから、速やかな情報提供、地方との十分な協議及び意見の反映が必要である。また、地方自治体で運営する既存の情報システムについても、マイナンバー情報を取り扱うこととなる業務ではシステム改修が必要になるが、公営住宅の管理に関する事務等はシステム改修経費が補助金の対象となっていないため、地方に新たな負担が生じないよう適切な財源措置を講じることが必要である。

3 マイナンバーの導入に伴い設立される地方公共団体情報システム機構について、初期経費は国費対応とされているが、運営に要する費用は地方自治体の負担とされている。同機構で定める手数料収入の状況等によっては、地方に多大な負担が生じるおそれがあることから、適切な財源措置を講じることが必要である。

【提案項目】

地上波によるテレビ放送については、デジタル放送への移行に伴い、テレビが視聴できない新たな難視が発生しており、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策がアナログ放送の終了までに完了しなかった地区等については、新たな難視の恒久的な対策が確実に実行されるまでは、引き続き衛星利用による暫定的な支援を継続するとともに、早急に地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、電波利用料財源を活用するなどにより、次の措置を講じること。

- 1 送信者側対策の早期実施
中継局新設等の送信者側対策が確実かつ速やかに実施されるよう放送事業者に対する指導等を実施すること。
- 2 受信者側対策への助成の充実
共同受信施設設置や維持管理等の受信者側対策の実施に当たっては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成制度を拡大し、特に少数世帯地区において重い負担となっている住民の経済的負担の軽減を図ること。
- 3 情報提供の充実
地上デジタル放送難視対策を適切かつ効率的に進めるため、引き続き、各難視地区の住民や地元自治体に対して適切・正確な説明及び情報の提供に努めること。

【提案理由等】

テレビは、ユニバーサルサービスであり、日常生活の基盤となっているだけでなく、災害時においても地域住民が情報を得る上で不可欠なものとなっている。

デジタル放送への移行に伴い、新たな難視が発生しており、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策の完了予定時期が2011年7月24日以降とされた地区等については、暫定的・緊急避難的な措置としての地デジ難視対策衛星放送を経て、2015年3月までに地上系放送基盤による恒久的な対策の実施を目指すこととされている。

2011年7月の地上デジタル放送への完全移行は国策として推進されたものであり、地上アナログ放送を視聴できた地域における新たな難視対策については、地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、国の責任において適切な措置を講じる必要がある。

また、特に新たな難視対策において、やむを得ず共同受信施設の設置などの受信者側対策が講じられる場合にあつては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められる。

提出先 内閣官房、消費者庁、総務省、法務省、経済産業省

【提案項目】

情報セキュリティ対策の推進について、次の措置を講じること。

1 情報セキュリティ関連法の整備

地方自治体に管理責任があり機密性の保持が必要な個人情報等を取得した者によって、インターネットを介して不特定多数の者が当該個人情報等を入手できる状態に置く行為を禁止する規定及びこれに違反した者に対する罰則の規定を明記した法律を早急に制定すること。

2 地方自治体による情報流出の発信者情報の開示

情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。

【提案理由等】

1 本県において発生した個人情報の流出事案では、過失によりファイル交換ソフトを通じて流出した情報を取得した第三者が、インターネット上に意図的に拡散（流出）し、社会的影響の大きい問題となった。

さらに、平成22年10月に警視庁公安部の捜査資料が、ファイル交換ソフトを通じて流出するなど、国全体としての情報管理のあり方が問われる極めて深刻な事態が発生している。

インターネット上に個人情報を流出された個人が権利を侵害されていることは明白であり、また、地方自治体が保有する法人等に関する重要情報が流出された場合には、法人等に多大な不利益を生じさせるおそれがあるが、個人情報等をインターネットに意図的に流出させる行為に対し法的規制が存在しない現状では、そうした行為は事実上野放しにされており、法的責任を問うことはできない。

本県では、平成22年8月に「神奈川県個人情報保護条例」を改正するなど、情報の管理主体として、これまでに県民の個人情報等を流出させないよう情報管理の徹底を図っているところであるが、万一、事故が起きた場合にも、二次被害防止のため情報の拡散を防止することは重要である。

このため、こうした事故に対する情報セキュリティ関連法の整備を早急に行うことが必要である。

2 振り込め詐欺などの二次被害を防止するため、プロバイダ責任制限法を改正し、情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じる必要がある。

【提案項目】

社会資本整備を計画的かつ確実に推進するため、国の交付金（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）において、全国で第2位となる人口を擁し、都市化の進展が著しい本県の所要額全額を確保すること。

【提案理由等】

本県は、全国で第2位となる約909万人の人口を擁し、首都圏の中で自立性の高い都市拠点形成され、商業、居住など様々な機能を担っている。

このような中、自然災害に強く県民が安全で安心してらせるまちづくりや活力と魅力あふれる県土づくりが強く求められており、県経済の活性化を支える道路網の整備や、県民の安全・安心を確保する河川・砂防・下水道施設等の整備、魅力ある県土づくりに向けた市街地・住環境の整備などを計画的かつ確実に推進していかなければならない。

とりわけ、県土構造の骨格となる自動車専用道路とこれを補完する国道や県道などからなる幹線道路ネットワークの整備は、地域経済の活性化や県民生活の利便性の向上、災害時における県民の安全・安心の確保に大きく寄与するものであり、積極的に推進する必要がある。また、近年、局所的、突発的に短時間で多量の雨が降る、いわゆるゲリラ豪雨が頻発しており、水害や土砂災害を防止・軽減する取組の重要性が高まっていることから、河川整備などの対策を早急に進める必要がある。

そのほか、国から首都直下地震や南海トラフ巨大地震の被害想定が示され、加えて、2012年に発生した中央高速自動車道笹子トンネルでの天井板落下事故を教訓とした公共施設等の老朽化対策や、2020年に開催される東京五輪を見据えた都市基盤整備も本県にとっては重要な課題となっている。

このように課題が山積している中、本県においても、事前防災・減災を図り、国際競争力の強化等にも資する国土強靱化等を推進し、県民の安全・安心のための県土づくりを着実に進める必要がある。

については、本県において、切迫する諸課題に適切に対応し、中長期的に持続性を持って事業の見通しを立てるために、国において、社会資本整備予算を安定的かつ継続的に確保するとともに、国の交付金を活用し、予算を平準化することなく各事業の進捗等に応じた本県の所要額全額を確保することが不可欠である。

【提案項目】

土地の境界を明確にする地籍調査事業は、大規模災害後の早期復興に大きく寄与することから、より一層の事業促進を図るため、次の措置を講じること。

- 1 地籍調査費負担金の国費負担割合の引上げ
地籍調査事業の推進と地方の負担軽減を図る観点から、地籍調査費負担金の国費負担割合の引上げを行うこと。
- 2 調査の委託制度の更なる拡充
地籍調査を実施するに当たり、業務を担当する職員の不足等が事業進捗の妨げになっていることから、委託制度を更に拡充し負担軽減を図ること。

【提案理由等】

土地の境界を明確にする本事業は地震や津波等による被災後の復興に有効なことから、その必要性がますます高まっており、本県においてもより一層の事業促進を図る必要がある。

- 1 県や市町村は厳しい財政状況が続いており、地籍調査事業費の確保や増額が困難となっている。また、地籍調査は、県及び市町村の負担分のうち8割が特別交付税の対象となっているが、十分に交付されていない。
このため、地籍調査の一層の促進を図るためにも、現在の国の負担割合（1/2）の更なる引上げが必要である。
- 2 また、地籍調査を円滑に進めるため、平成22年3月に国土調査法の一部改正により調査や測量を一括委託できる制度が創設され活用しやすくなったが、更に制度の範囲を、工程ごとに行う県による「認証者検査」及び県の「認証」に係る事務作業へも広げることで、県及び市町村の人的負担軽減を図ることが必要である。

提出先 法務省、財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

公共用地の取得を推進するために、次の措置を講じること。

- 1 多人数共有地の分筆登記に係る特例の創設
マンション敷地など多人数共有地について、分筆登記の申請に例外を設け、一定の特別多数の同意による分筆登記を可能にすること。
- 2 税制上の優遇措置の拡充
 - (1) 収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除額を引き上げるほか、代替地を提供した場合及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先行取得のために土地を提供した場合も譲渡所得の特別控除額を引き上げること。
 - (2) 事業認定を受けなくても譲渡所得の特別控除が認められる事業の範囲を市町村その他公的医療機関が設置する病院、公民館等にまで拡大すること。
 - (3) 農地等を公共用地として譲渡した場合についての相続税猶予税額等を免除すること。
 - (4) 土地建物等の長期譲渡所得（資産の保有期間が5年以上）に対する100万円控除を復活させること。
- 3 市町村等が農地を取得する場合の特例措置の新設
市町村や土地開発公社が農地を取得する場合の特例措置を新設すること。

【提案理由等】

- 1 マンション用地の登記手続では、全所有者の共同申請がないと分筆登記ができず、用地取得の隘路となっている。そのため、分筆登記の申請手続に例外を設けて、一定の特別多数の同意による分筆登記が可能になるような制度の改善が必要である。
- 2 土地収用交換等に当たっては、地権者の理解と協力を得やすくするため、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除額5,000万円を、また代替地を提供した場合及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先行取得のために土地を提供した場合の譲渡所得の特別控除額1,500万円を、それぞれ引き上げる必要がある。
また、土地収用法の事業認定を受けなくても特別控除が適用される事業の範囲を、現行の道路、河川等から市町村その他公的医療機関が設置する病院、公民館等にまで拡大すること、及び相続税の納税猶予の特例を受けた農地等を公共用地として譲渡した場合、相続税の猶予がなくなり、これが用地取得の隘路になっていることから、全額免除となるような措置を設ける必要がある。
さらに、資産の保有期間が5年を超える場合の譲渡所得に対する100万円控除が平成16年に廃止されたことにより、緊急性を要する小規模な土地の買収等において、速やかな用地取得が困難となっているため、長期譲渡所得における100万円控除を復活させる必要がある。
- 3 市町村及び土地開発公社は農地法第5条の適用除外とされていないため、手続に時間を要し、用地取得の隘路となっている。よって、公共用地の先行取得又は代替地の取得の場合、市町村等が適用除外となるような措置を設け、事業の円滑な推進を図る必要がある。

【提案項目】

不法係留船対策を効果的に行うために、次の措置を講じること。

- 1 保管場所確保を義務付ける制度の創設
船舶の保管場所の確保を義務付ける制度を創設すること。
- 2 水域管理者が所有者判明船を簡易な手続で強制撤去できる制度の創設
河川・港湾・漁港の管理者が簡易な手続で、所有者が判明している不法係留船舶の撤去ができる制度、撤去後の保管費用の強制徴収が可能となる制度及び保管期限の上限を定める制度を創設すること。
- 3 強制撤去費用への予算措置
不法係留船の強制撤去等に当たり、その費用に対する予算措置を講じること。
- 4 係留・保管施設整備に係る予算措置
係留・保管施設整備について予算措置を講じること。
- 5 放置船等の処分経費を関係業界団体が負担する制度の創設
所有者不明の放置船及び沈廃船の処分について、プレジャーボート関係業界団体が経費を負担する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、海洋レジャーへの需要が強まる中で、プレジャーボートが増加し、河川や港湾・漁港において、こうした船舶による無秩序な係留が行われ、河川の流水機能の低下、船舶の航行障害、洪水・高潮時の不法係留船の流出による被害や津波による背後住居への二次被害等の問題を引き起こしているばかりでなく、周辺的生活環境にも少なからず影響を及ぼしている。

このような現状を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務付けることが必要不可欠である。また、効果的な対策が図れるよう、所有者が判明している不法係留船撤去のための簡易な手続の創設や、係留・保管施設整備への予算措置等が必要である。

大岡川水系（横浜市）の不法係留の状況



三崎漁港周辺の不法放置の状況



【提案項目】

「みどり」の保全と創造を図るため、緑地保全の推進と都市公園の整備の推進について、次の措置を講じること。

1 緑地の保全の推進

- (1) 相続税の算定において3割の評価減がされている歴史的風土特別保存地区内の山林について、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区と同様に減価割合を8割に引き上げるとともに納税猶予制度を創設すること。また、相続税の減免措置のない自然環境保全地域における減免措置を創設するとともに、減免措置の要件が厳しい市町村等が保存契約をした土地の減免措置を拡充すること。
- (2) 地方自治体が交付する緑地奨励金等を非課税とすること。
- (3) 第2次地方分権一括法の施行に伴い、近郊緑地特別保全地区の許可等の権限については市に移譲されたが、近郊緑地特別保全地区は法の趣旨にもあるとおり、首都圏の秩序ある発展を図ることを目的に国が指定する近郊緑地保全区域を保全するための制度であることから、市に過大な財政負担が生じないように十分に配慮すること。

2 都市公園の整備の推進

- (1) みどり豊かな潤いある都市環境の実現に加え、安全・安心な都市の形成への対応、歴史と文化等に根ざした美しい地域づくりへの対応といった、現下の政策課題に、総合的・効率的・効果的に対応する都市公園の整備に対し、十分な予算措置を講じること。
- (2) バリアフリー化や防災機能の付与、自然環境の保全など、新たな利用ニーズへの対応が求められている都市公園の再整備や、長寿命化計画に基づき実施される施設の改築等について、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 緑地の保全に係る税制面については、これまでに相続税等の軽減など優遇措置が図られたが、保全制度によっては軽減措置が十分に図られておらず、依然として、相続税対策に伴う緑地の減少が大きな課題となっている。このことから、土地所有者が当該土地を保有し続けられるよう相続税等負担の軽減措置が必要である。

地方自治体が地権者に交付する奨励金等については、現在雑所得として課税扱いとなっており、地権者の協力に応えるためには非課税とすることが必要である。

近郊緑地特別保全地区の許可及び買入れは県及び中核市以上の市の権限であったものが第2次地方分権一括法により、市域については一般市に移譲された。しかしながら、地価の高い都市部において、一般市の財政規模で土地の買入れを担うことは負担が大きいため、現行の国庫補助率（土地の買入れ 5.5/10）の引上げといった支援措置の拡充が必要である。

- 2 県内の都市公園の一人当たり面積は5.1㎡で、全国ワースト2位、全国の平均面積の約半分と遅れており、より一層の拡充整備が求められている。

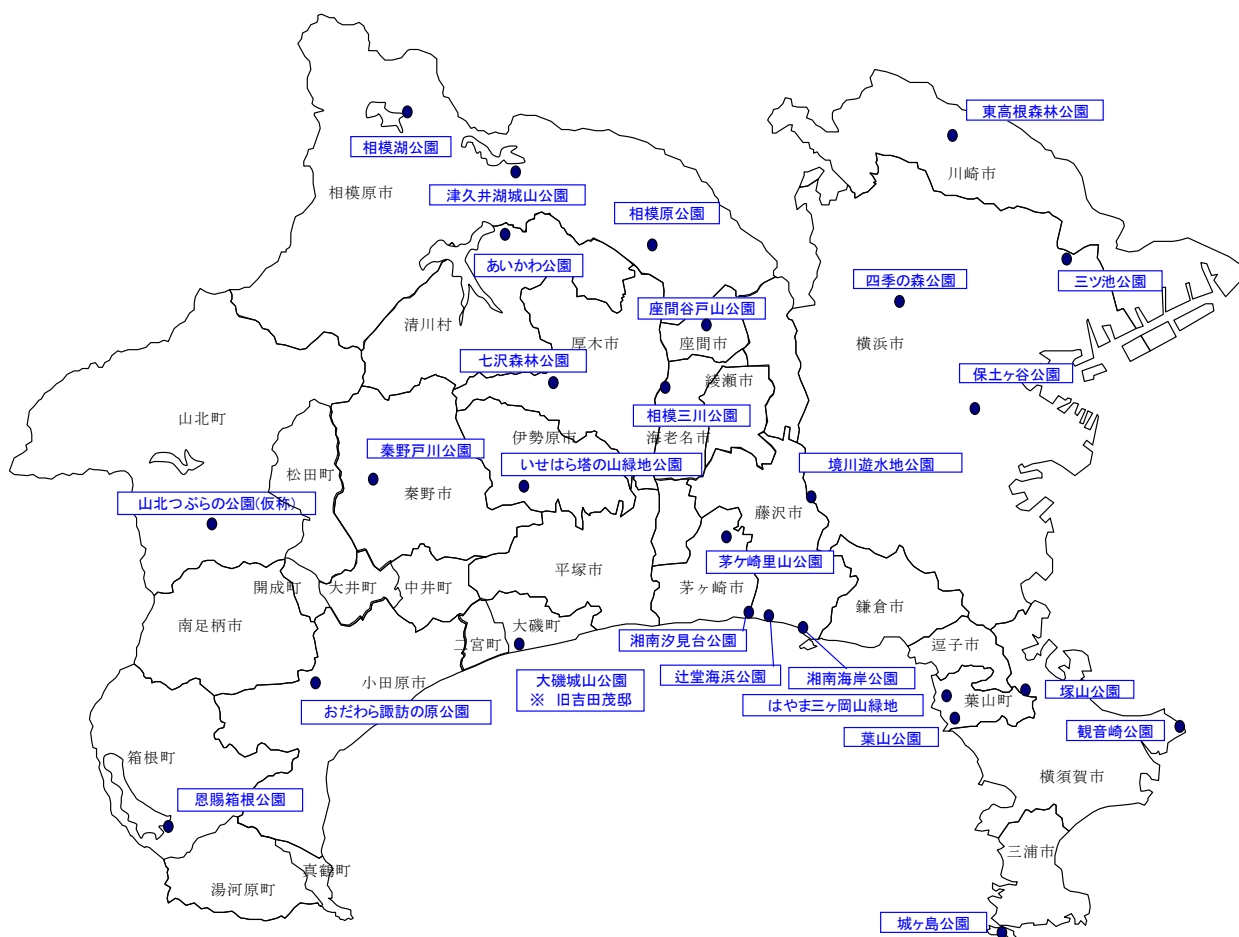
そこで、本県では、みどり豊かな潤いのある都市環境を実現するための公園整備に加え、

地震災害時の避難地や広域的な防災活動拠点となる防災公園の整備、地域の歴史・文化資産を保全・活用し地域活性化に資する公園の整備も進めている。

また、大規模地震による大きな被害が想定されており、これらの災害に備えるために、新たな公園の整備だけではなく、既存の都市公園への防災機能の付与等に、より早急な対応が求められている。

一方、本格的な高齢化社会を迎え、安心して都市公園を利用するためのバリアフリー対策や計画的な施設更新などが必要となる。

そこで、これらの都市公園を整備推進するため、県・市町村に対して十分な予算措置が不可欠である。



県立都市公園配置図

提出先 国土交通省

【提案項目】

首都圏の緑の基軸を形成する三浦半島において、広域的なみどりの保全・再生・活用拠点となる国営公園の設置を早期に実現すること。

【提案理由等】

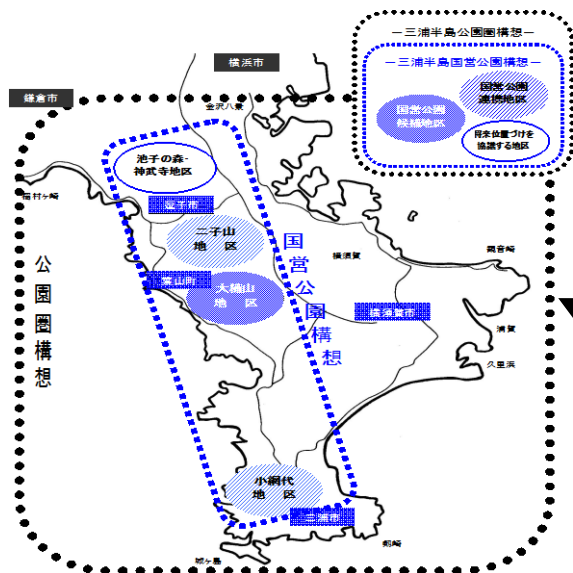
三浦半島は、まとまりある貴重な緑が残されており、多摩丘陵等と一体となって、首都圏において最も重要な緑の基軸を形成しており、美しい景観を有する地域である。

国等による「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」においては、「将来にわたって首都圏の水と緑のネットワークの中核となるエリア」に、また、「首都圏広域地方計画」においても、「緑地空間の保全・創出」に位置付けられ、その自然の重要性が認識されている。

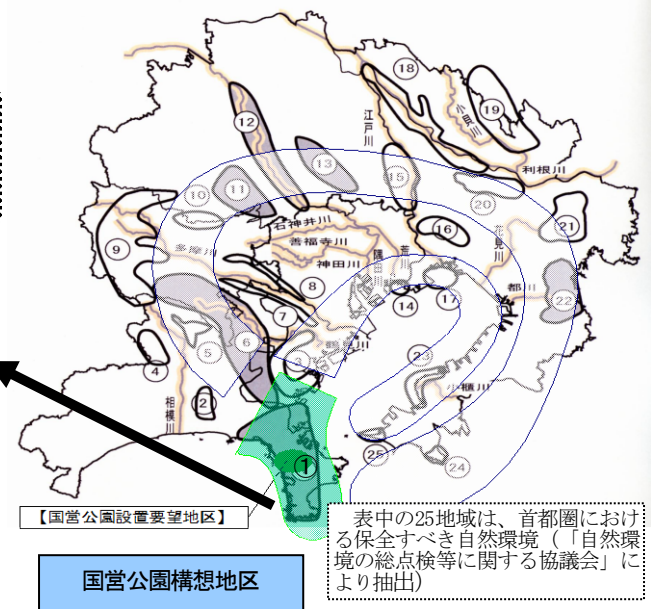
沿岸地域としての一体的な魅力を高め、首都圏における広域的な「水と緑のネットワーク」を推進する上で、中核的施設となる国営公園の設置が必要である。

本県では、「国営公園構想」の中で「大楠山地区」を候補地とし、地域づくりの基本方針である「三浦半島公園圏構想」において、国営公園の誘致をリーディングプロジェクトに位置付けている。

【三浦半島国営公園構想地区位置図】



【国営公園設置要望地区位置図】



表中の25地域は、首都圏における保全すべき自然環境（「自然環境の総点検等に関する協議会」により抽出）

【提案項目】

生活交通確保の取組を円滑に進めるため、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業補助制度について、地域の実情や意向に配慮した運用を行うとともに、補助限度額の引上げなど制度の充実を図ること。

【提案理由等】

平成14年2月1日に、道路運送法改正法が施行され、乗合バス需給調整規制が廃止されたことにより、バス輸送サービスの向上が期待される一方で、一部地域においては、不採算路線の廃止が進み、地域住民の日常生活を支える重要な公共交通機関の確保が必要になっている。

平成23年度から、国は地域公共交通確保維持改善事業補助制度の運用を開始したが、地方自治体による円滑な生活交通確保の取組に支障を来さないよう、地域の実情や意向に配慮し、補助事務に係る事務負担の軽減を図るとともに、補助要件の柔軟な運用を行うことが必要である。

また、地方自治体や交通事業者の負担を軽減するため、補助限度額の引上げを行うなど、制度の充実を図る必要がある。

【提案項目】

自動車専用道路の利用圏域の拡大を図るインターチェンジ接続道路の整備を推進するため、次の事業に必要な予算措置を講じること。

- 1 首都圏中央連絡自動車道 I C 関連
 - ・ 県道42号(藤沢座間厚木)
 - ・ (仮称)湘南台寒川線
 - ・ 都市計画道路 下今泉門沢橋線〔上郷立体〕
 - ・ 都市計画道路 横浜藤沢線
 - ・ 都市計画道路 湘南新道

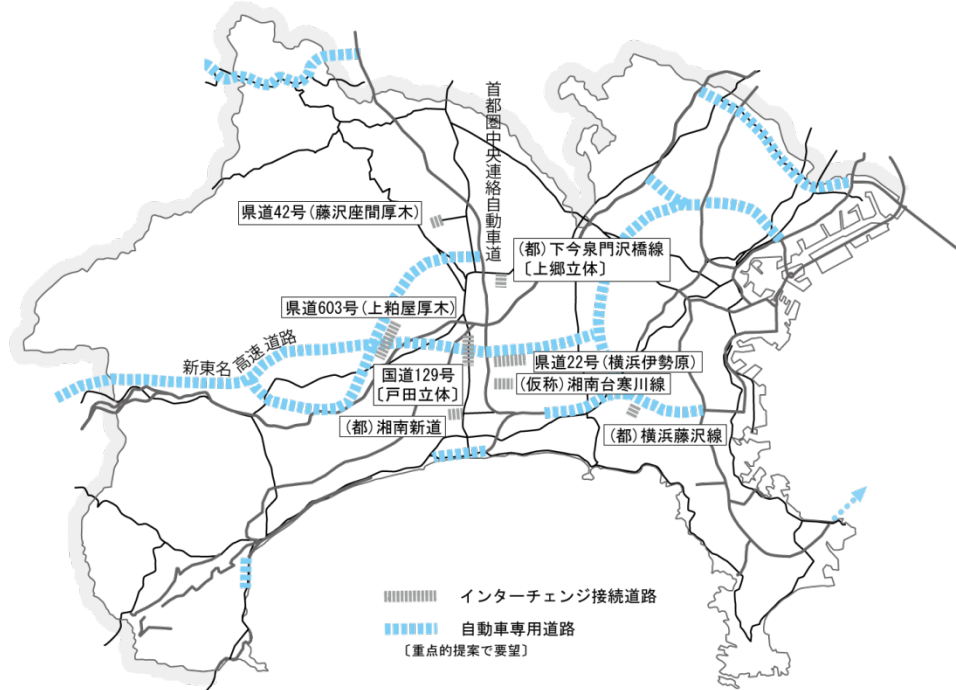
- 2 新東名高速道路 I C 関連
 - ・ 国道129号〔戸田立体〕
 - ・ 県道22号(横浜伊勢原)
 - ・ 県道603号(上粕屋厚木)

【提案理由等】

市街化の進展が著しい本県では、主要な交差点を中心に、県内各地で深刻な交通渋滞が発生しており、渋滞による時間損失は全国でワースト3位となっている。そのため、快適な県民生活や円滑な企業活動が大きく阻害されるなど様々な弊害が生じている。

こうした問題を抜本的に改善するため、首都圏中央連絡自動車道や新東名高速道路など広域的な交通基盤の根幹となる自動車専用道路網の整備が進められているところである。

自動車専用道路の利用圏域を周辺地域へ拡大させるため、地域の経済活動を支える基盤整備として、社会資本整備総合交付金による重点的な支援により、インターチェンジ接続道路の整備を重点的に推進することが不可欠である。



(神奈川県担当課：国土整備局道路企画課、道路整備課)

【提案項目】

多様な交流・連携を支える道路ネットワークを確立するとともに、「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会」における主要渋滞箇所を含め、地域分断や交通のボトルネックを解消し、道路ネットワーク全体の効率を向上させるため、次の路線の整備推進に必要な予算措置を講じること。また、直轄国道については、積極的に整備推進を図ること。

1 交流幹線道路網の整備推進

- ・国道357号〔八景島から夏島間〕
- ・県道26号(横須賀三崎)〔三浦縦貫道路Ⅱ期〕
- ・県道64号(伊勢原津久井)
- ・県道74号(小田原山北)
- ・県道77号(平塚松田)
- ・県道78号(御殿場大井)
- ・県道611号(大山板戸)
- ・県道708号(秦野大井)
- ・県道709号(中井羽根尾)
- ・県道731号(矢倉沢仙石原)〔南足柄市と箱根町を連絡する道路〕
- ・都市計画道路 久里浜田浦線
- ・都市計画道路 安浦下浦線
- ・都市計画道路 金子開成和田河原線
- ・都市計画道路 城山多古線他
- ・都市計画道路 穴部国府津線
- ・都市計画道路 丸子中山茅ヶ崎線

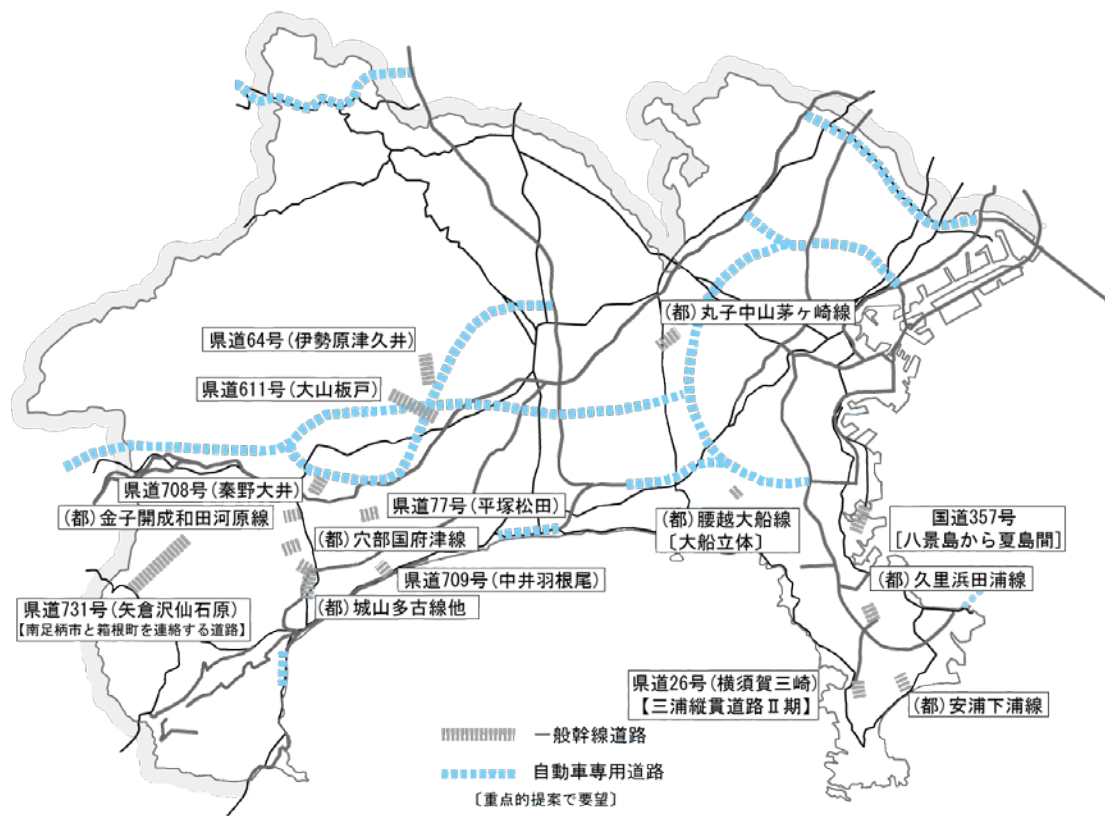
2 地域分断・交通のボトルネックの解消

- ・都市計画道路 腰越大船線〔大船立体〕

【提案理由等】

自動車専用道路網の整備促進と合わせ、各都市間を連絡強化する広域的な幹線道路網や、地域の日常生活を支える幹線道路網の形成を図ることは、全県的な交通環境の改善に極めて効果的なものである。

また、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会において主要渋滞箇所が特定されたところであり、こうした箇所を含め、鉄道踏切などによる地域分断や交通のボトルネックを解消し、道路ネットワーク全体の効率向上を図るため、橋りょうの新設や鉄道との立体交差化等を推進することが不可欠である。



【提案項目】

着実な流域下水道整備と未だ整備の遅れている市町村の公共下水道整備を促進するとともに、増大する下水道ストックの長寿命化対策、また、下水道事業による良好な環境の創造を推進していくため、次の措置を講じること。

1 下水道事業の予算配分

下水道事業の予算配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意し、また効果促進事業に対しても予算措置を講じること。

2 引き下げられた国費充当率の復活

管きょや終末処理場の引き下げられた国費充当率を早期に復活するよう予算措置を講じること。

3 予算措置の充実等

管きょ整備、長寿命化を含めた改築更新、雨水施設整備に対する交付対象範囲を拡充するよう予算措置の充実を講じ、また、地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した予算措置を講じること。

4 温室効果ガス排出削減の取組に対する確実な予算措置

温室効果ガスの排出削減の観点から、施設の整備や改築更新における省エネ型機器の導入等の取組に対して確実な予算措置を講じること。

【提案理由等】

下水道事業の推進は、生活環境の向上・水質汚濁防止を図る上で必要不可欠であるが、財政状況の厳しい市町村における普及率は、都市部に比べ低くなっている。

下水道ストックが増大し、今後、大量に耐用年数を迎えるに当たり、その維持管理や改築更新には多大な費用を要する。

近年、局所的な集中豪雨が増加傾向にあり、下水道の雨水排除能力を超える雨水流出への対策は喫緊の課題であるが、多大な費用を要する。

省エネや温室効果ガス削減の観点から、施設の整備や更新の際には、省エネ型機器の導入による消費電力の抑制などに取り組むため、国による確実な予算措置が必要である。

【提案項目】

計画的な都市基盤整備による良質な都市空間の形成や、老朽化した既成市街地の再整備による都市機能の更新を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 土地区画整理事業に対する予算措置
道路、公園等の都市基盤施設の整備だけでなく、良質な都市空間の形成を図っていくためにも、土地区画整理事業に対する予算措置を引き続き講じること。
- 2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対する予算措置
土地の合理的かつ健全な高度利用と建築物の不燃化による災害に強いまちづくりを推進するため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対する予算措置を引き続き講じること。
- 3 都市再生整備計画事業に対する市町村への予算措置
快適な居住環境の創出や都市再生を効率的に推進するため、都市再生整備計画事業について、引き続き市町村への適切な予算措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、確実に到来する超高齢社会に対応し、地震などによる大規模な災害への対応力を強化するため、地域の個性を生かした安全で安心なまちづくりに取り組んでいるところである。

また、県内の交通インフラ整備が進む中で産業集積の受け皿となる産業用地を創出することが急務となっており、平成 25 年 2 月に国から地域活性化総合特区に指定された「さがみロボット産業特区」においても、多くの区域で土地区画整理事業を行っていく予定である。

- 1 土地区画整理事業においては、地価の下落や需要の低迷により確実な保留地処分が難しいことや、地方自治体の財政事情が厳しいことなどから、計画的な事業推進が困難な状況にあるため、適切な予算措置が必要である。
- 2 市街地再開発事業においても、都心部を中心に不動産市況が回復しつつある中、民間主体の都市再生に向けた計画的な事業進捗を図るため、適切な予算措置が必要である。
- 3 地域の歴史・文化・自然環境の特性を活かした個性あふれるまちづくりと、都市再生を効率的に推進するため、都市再生整備計画事業について引き続き市町村に対する適切な予算措置が必要である。

【提案項目】

真に住宅に困窮している者に公営住宅を公平かつ有効に供給するため、次の措置を講じること。

- 1 期限付き入居制度の位置付けの明確化
期限付き入居制度を定期借家の趣旨に沿って適切に活用できるよう、公営住宅法上の位置付けを明確化すること。
- 2 入居者資格における資産の取扱い及び調査権限の明確化
入居者資格における資産の取扱い及び調査権限について、公営住宅法上、明確に位置付けること。
- 3 家賃の算定方法の見直し等
居住水準からみて、世帯人員あたりの住戸規模の大小に応じた家賃設定が可能となるよう算定方法を見直し、入居後に著しく人数が縮小した世帯が、人数に相応した公営住宅への住み替えを促進するよう、法制度を整備すること。
- 4 明渡し条件に係る法律上の位置付けの明確化
他の入居者との公平性を確保するため、次の場合に明渡しを請求できるよう、法律上の位置付けを明確にすること。
 - (1) 公営住宅への入居後に住宅を取得した場合
 - (2) 著しく人数が縮小した世帯が、大型住戸から自発的に住み替えない場合
 - (3) 高額所得の基準を超える収入のある年が一定期間内に複数回ある場合、又は、一時所得を含めて1年間に相当の高額の収入がある場合
 - (4) 改良住宅の空き家に公募で入居した者が高額所得者になった場合
- 5 共益費支払義務の明確化、共益費滞納者への明渡し請求制度の整備
入居者の共益費支払義務について、法律上の位置付けを明確にすること。また、共益費の滞納があった場合は、明渡しを請求できるようにすること。
- 6 建替事業時における明渡し請求制度の整備
地域の実情に合わせた公営住宅の建替えを可能とするため、除却する公営住宅の存する区域又は隣接する区域以外に建て替える場合にも、明渡しを請求できるようにすること。
- 7 公営住宅法における目的外使用対象事業の拡大
地方公共団体の独自の施策を効果的かつ迅速に推進するため、住戸の目的外使用の対象事業を拡大すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、小学校就学前の子どもと同居し、扶養している子育て世帯等を対象に期限付き入居制度を導入している。
公営住宅において期限付き入居制度を有効に活用するためには、期間満了時に入居者が確実に当該公営住宅の明け渡しをしてもらう必要があることから、定期借家の趣旨に沿って、期限付き入居制度に期間満了時の明け渡しを義務付けるため、公営住宅法（以下「法」という。）上の規定を整備する必要がある。
- 2 入居者資格で定める要件の一つとして、収入の基準があるが、資産の所有については要件とされていないことから、必ずしも真に住宅に困窮しているとはいえない者が入居してしまうおそれがある。
そこで、真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に公営住宅を供給するため、保有資産を資格審査の対象とする必要がある。
- 3 世帯人数に比べ狭い住戸に入居している世帯がある一方で、少人数で広い住戸に入居しているなど世帯規模と住戸規模のミスマッチが生じている事例がある。
そこで、例えば、単身世帯等少人数の世帯が規模の大きな住戸に居住している場合に、その便益を家賃に反映することができるよう家賃算定の係数の上限を見直すなど、住み替えを促すために家賃算定基準を見直す必要がある。
- 4 真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に公営住宅を供給し、さらに入居者の公平性を確保する観点から、明け渡し請求ができる要件を拡充し、関連する法制度を整備する必要がある。
- 5 現在、事業主体は、法第 16 条の規定に基づく使用料(家賃)とは別に、共益費を各団地の自治会を通じて徴収している（最高裁判例で、法第 20 条の規定に反しないとされている。）が、公営住宅を適切に管理・運営するため、共益費についても家賃と同様に支払い義務を明確化し、滞納の事実をもって明け渡し請求を行えるよう法上の規定を整備する必要がある。
- 6 入居者に対する明け渡し請求が可能な法定建替事業は、現地及び隣接地における建替えが要件となっている。本県では、非現地での建替えによる団地集約化を計画しているが、入居者に対する明け渡し請求が認められていないことが、円滑な建替え及び団地集約化の支障になる可能性がある。
そこで、公営住宅の一体的な再整備や非現地での建替えなどを円滑に実施できるよう、法制度を拡充する必要がある。
- 7 本県では、高齢化が課題となっている県営住宅を、高齢者にとっていつまでも健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生するため、県営住宅の空き住戸や施設、余剰地を活用して、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点を整備することとしている。
そこで、公営住宅の空き住戸を福祉等のサービスやコミュニティ活動の拠点として活用するなど、地方自治体の独自の施策を迅速に展開できるよう、法第 45 条に定める目的外使用対象事業を拡大する必要がある。

【提案項目】

「神奈川県住生活基本計画」に基づく、地域の特性を踏まえた総合的な住宅政策を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 社会資本整備総合交付金等の充実
公営住宅ストックの有効活用及び地域の実情に即した総合的な住宅政策の推進のため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の充実を図ること。
- 2 公的住宅施策の充実
地域優良賃貸住宅の供給に対し、市町村の負担軽減のための制度の充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県では、県及び市町村が地域住宅計画を策定し、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金の積極的な活用に努めてきた。引き続き、円滑な事業実施に向けた交付金の活用を図るため、制度及び国費の配分の充実が必要である。
また、県及び市町村においてソフト事業を含めた総合的な住宅政策を推進するため、基幹事業の対象や提案事業の枠の拡大が必要である。
- 2 地域優良賃貸住宅については、地方自治体の家賃対策補助が前提となっているため、供給が進まない現状がある。したがって、市町村の負担軽減のため、家賃対策補助の国庫負担を厚くするなどの制度の充実が必要である。

提出先 国土交通省

【提案項目】

「地域資源を活用したにぎわい拠点づくり」に資するため、インターチェンジ5 km圏域の拡大を図る自動車専用道路の整備を強力に促進するとともに、次の路線の整備推進に必要な予算措置を講じること。

- 1 自動車専用道路 I Cへのアクセス改善
 - 【大山】新東名高速道路 伊勢原北 I Cアクセス
 - ・ 県道603号（上粕屋厚木）
 - ・ 県道611号（大山板戸）
- 2 三浦半島のモビリティ向上
 - 【城ヶ島】三浦半島の縦軸延伸
 - ・ 県道26号（横須賀三崎）〔三浦縦貫道路Ⅱ期〕
- 3 箱根の更なる魅力を高める移動環境の整備
 - 【大涌谷】南足柄市と箱根町の広域連携促進
 - ・ 県道731号（矢倉沢仙石原）〔南足柄市と箱根町を連絡する道路〕

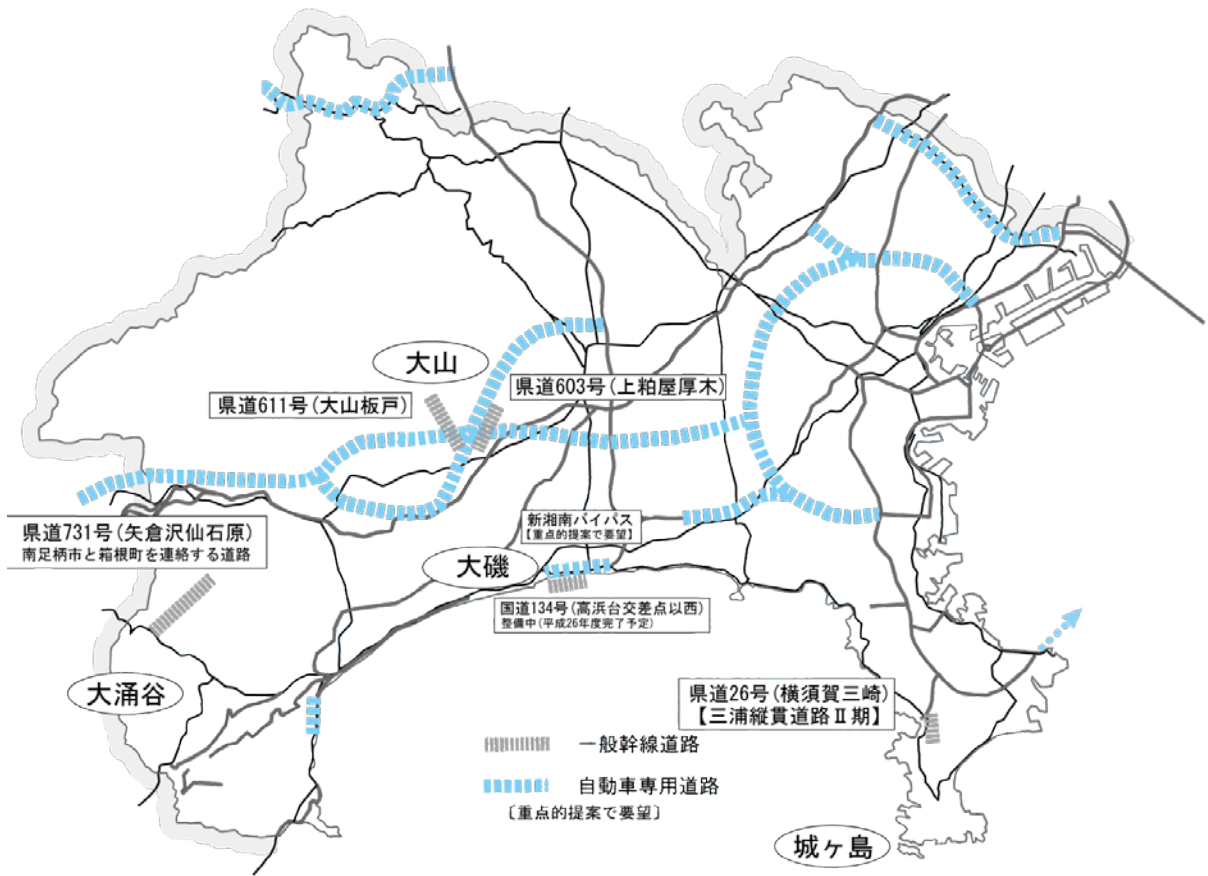
【提案理由等】

本県は、「かながわランドデザイン」において、「地域資源を活用したにぎわい拠点づくり」として横浜・鎌倉・箱根に続く第4の国際観光地とするため、「新たな観光の核づくり構想」地域に「城ヶ島」、「大山」及び「大磯」の3つの地域を認定し、先進的で魅力的な観光地づくりを進めている。

また、地域特有の資源を活用した取組が自主的に進められている「城ヶ島」、「江の島」、「大山」及び「大涌谷」の4つの地域を中心に、新たな魅力づくりに取り組み、地域の活性化を図っている。

こうした取組をさらに進めるためには、「拠点」となる「城ヶ島」、「江の島」、「大山」、「大磯」及び「大涌谷」の5つの地域への円滑なアクセスを確保し、集客力を高める必要がある。

現在、本県は「かながわのみちづくり計画」に基づき、自動車専用道路網の整備を促進するとともに、一般幹線道路網等の整備を推進しているところであるが、高速性、定時性及び快適性などを備えた自動車専用道路の飛躍的な整備率向上など、首都圏、東北圏、日本海圏などと広域ネットワークが形成されつつあり、「新たな集客」が期待されることから、整備事業の進捗状況を踏まえ、「大山」、「城ヶ島」、「大涌谷」、「大磯」の4地域へのアクセス向上にも資する道路について、整備を着実に進める必要がある。



大涌谷



大山



大磯



城ヶ島

平成27年度国の施策・制度・予算に関する提案（重点的提案）

I 地方分権

- 1 地方分権改革の着実な推進
- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革

II エネルギー・環境

- 4 再生可能エネルギー等の普及拡大
- 5 地球温暖化対策の推進
- 6 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進

III 安全・安心

- 7 大規模災害対策の推進
- 8 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応
- 9 基地対策の推進
- 10 防犯カメラの整備・拡充

IV 産業・労働

- 11 成長戦略の実現に向けた特区制度の充実
- 12 経済・雇用対策の推進
- 13 都市農業の推進

V 健康・福祉

- 14 医療改革の推進
- 15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 16 「健康寿命日本一」の推進
- 17 障害・高齢福祉制度等の見直し
- 18 医療保険制度の改革

VI 教育・子育て

- 19 子ども・子育て応援社会の推進

VII 県民生活

- 20 拉致問題の早期解決

VIII 県土・まちづくり

- 21 広域交通ネットワークの整備促進
- 22 羽田空港の機能強化とまちづくりへの活用